

八千代市第5期障害福祉計画  
八千代市第1期障害児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月









# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景及び趣旨 ..... 3
- 2 計画の位置づけ ..... 4
- 3 計画の基本的方向性 ..... 5
- 4 計画の期間 ..... 8
- 5 市民の意向の反映 ..... 9
- 6 計画の達成状況の点検及び評価 ..... 10
- 7 八千代市第4次障害者計画の基本的考え方《参考》 ..... 11

## 第2章 第4期障害福祉計画の状況等

- 1 障害のある人の状況 ..... 19
- 2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援等の状況 ..... 23
- 3 障害児支援の状況 ..... 29
- 4 地域生活支援事業の状況 ..... 31
- 5 第4期計画の進捗状況から見える課題 ..... 33

## 第3章 平成32年度の数値目標

- 平成32年度障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標 ..... 37

## 第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量確保のための方策等

- 1 障害福祉サービス等の体系 ..... 45
- 2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援 ..... 46
- 3 障害児通所支援及び障害児相談支援 ..... 58
- 4 地域生活支援事業 ..... 62

## ■ 資料編

- 八千代市障害福祉計画改定のためのアンケート調査結果報告 ..... 73  
ヒアリング結果のまとめ ..... 126



第1章

計画の策定にあたって



## 1 計画策定の背景及び趣旨

本市の障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、精神障害者に対するサービスの立ち後れ、福祉施設や事業体系の機能と利用者の実態との乖離、地域生活移行及び就労支援への対応、相談支援体制の整備不足など、様々な課題がありました。

障害者自立支援法においては、こうした状況に対応して、障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われました。

また、平成22年12月に、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。

その後、平成25年4月（一部平成26年4月）からは、障害者自立支援法及び整備法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行されました。

障害者総合支援法では、平成23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた考え方が基本理念として新たに掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、サービス提供体制の更なる計画的な整備により、障害のある人に対する支援の拡充を図ることとされています。

一方、平成19年9月に署名された「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、上述の法整備に加えて、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成26年1月に条約への批准が実現しています。

平成28年6月には「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正が行われ、障害者等が自ら望む地域生活を送ることができるよう、生活と就労に関する支援の充実や、障害のある児童の支援の充実が図られています。

特に障害児においては、この法律の改正に伴い、自治体における障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、新たに障害児福祉計画を策定するものと定められています。

こうした点を勘案し、本市では、本計画の上位計画である八千代市第4次障害者計画及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに、平成32年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量及びその確保のための方策等を定め、平成30年度以降の本市の障害福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的として、八千代市第5期障害福祉計画・八千代市第1期障害児福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### I 障害福祉計画

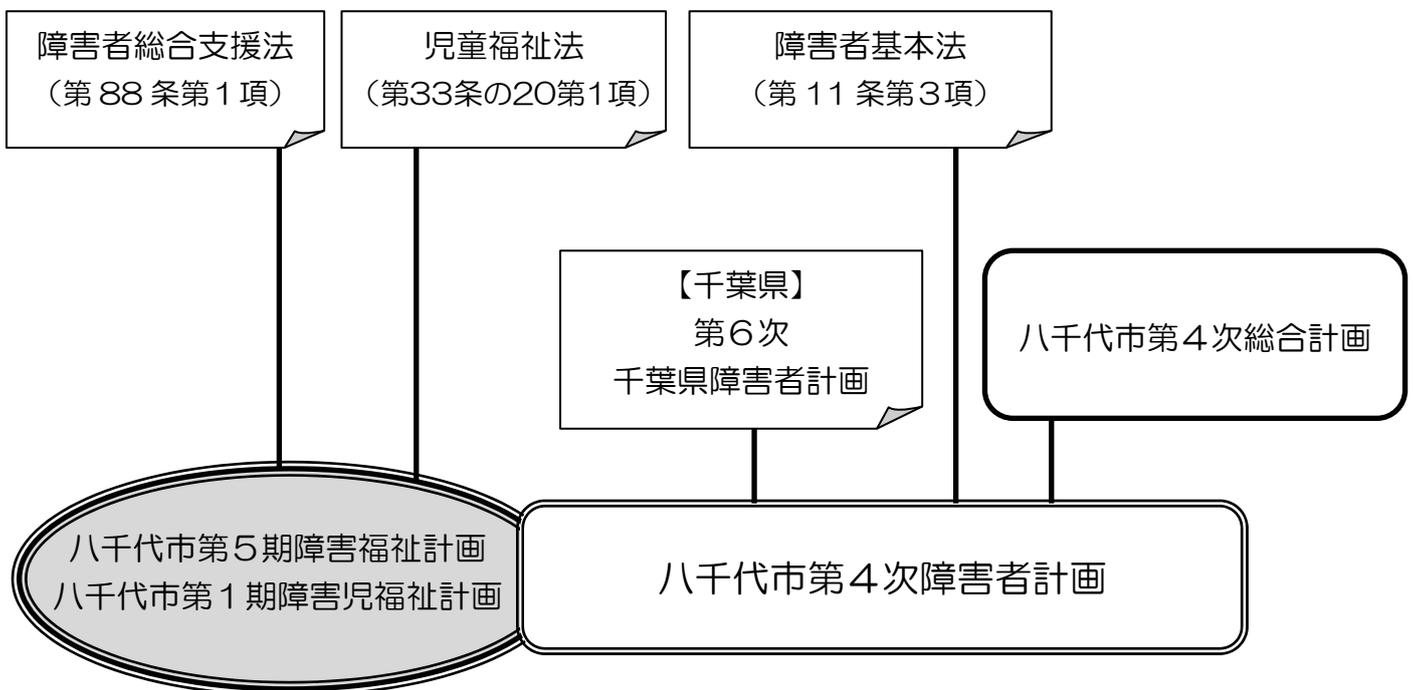
障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定により障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)として策定しています。

### II 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画)として策定しています。

なお、両計画は「八千代市第 4 次総合計画」の部門別計画である「八千代市第 4 次障害者計画」の下位の計画として位置づけています。

#### ■ 障害福祉計画と主な関連計画の関係について



### 3 計画の基本的方向性

#### (1) 障害者総合支援法の基本理念

平成 25 年 4 月（一部平成 26 年 4 月）、障害者自立支援法が改正され、『障害者総合支援法』として施行されました。

障害者総合支援法では、“障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す”という、障害者基本法の目的・理念にのっとり、次のような基本理念が定められています。

- 全ての障害者等が、可能な限りその身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者等にとっての社会的障壁の除去に資すること

#### I 障害福祉計画

##### (1) 「障害福祉計画」作成における基本的事項

障害福祉計画は、障害者基本法及び障害者総合支援法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して作成します。

- 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み

## (2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

国は、障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたり、以下の基本的考え方を定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

### ◎ 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

### ◎ 相談支援の提供体制の確保

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

## II 障害児福祉計画

### (1) 「障害児福祉計画」作成における基本的事項

障害児福祉計画は、児童福祉法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して作成します。

#### ◆ 障害児の健やかな育成のための発達支援

- ・ 障害児本人の最善の利益を考慮した、障害児の健やかな育ちの支援
- ・ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域での支援
- ・ 障害児のライフステージに沿った、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
- ・ 障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じた地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ・ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実

## (2) 障害児支援体制の確保に関する基本的考え方

国は、障害児支援体制の確保にあたり、以下の基本的考え方を定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害児支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

### ◎ 障害児支援体制の確保

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

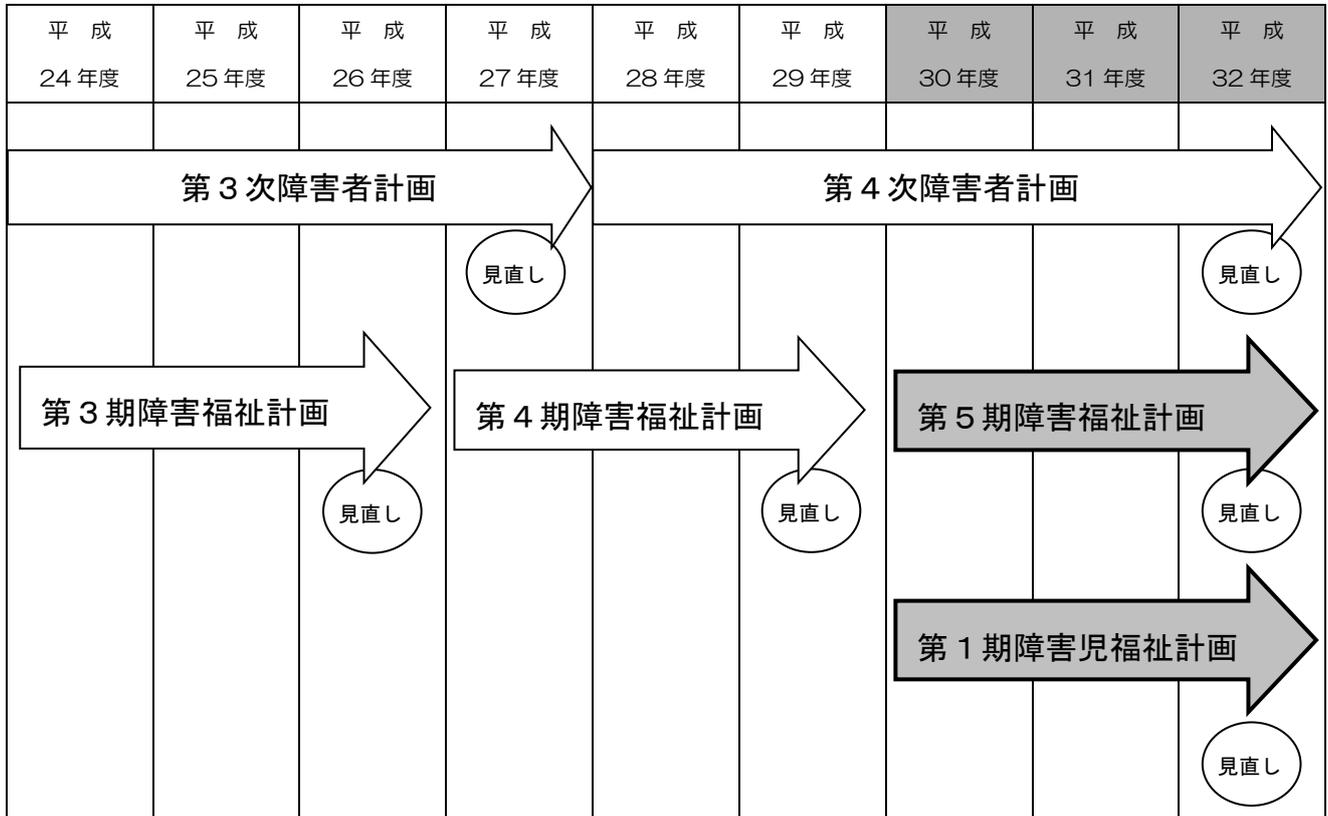
## Ⅲ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組への支援

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

### ■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について



## 5 市民の意向の反映

本計画の策定に当たって、次のとおり障害のある人をはじめ、多くの方に意見をいただきました。

### (1) 障害のある人へのアンケート調査

手帳を持っている障害のある人の障害福祉サービス等に対する具体的な要望や意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

◇調査期間 平成29年7月5日～7月26日

### (2) 障害者団体、障害福祉サービス等提供事業者へのヒアリング

障害のある人及びその家族で構成される団体並びに障害福祉サービス等提供事業者からの意見を聴くためヒアリングを実施しました。

◇開催日 平成29年8月21日・8月25日

### (3) 八千代市障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会に素案を提示し、意見を伺いました。

◇開催日 平成29年9月20日・12月12日

### (4) パブリックコメント

八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施しました。

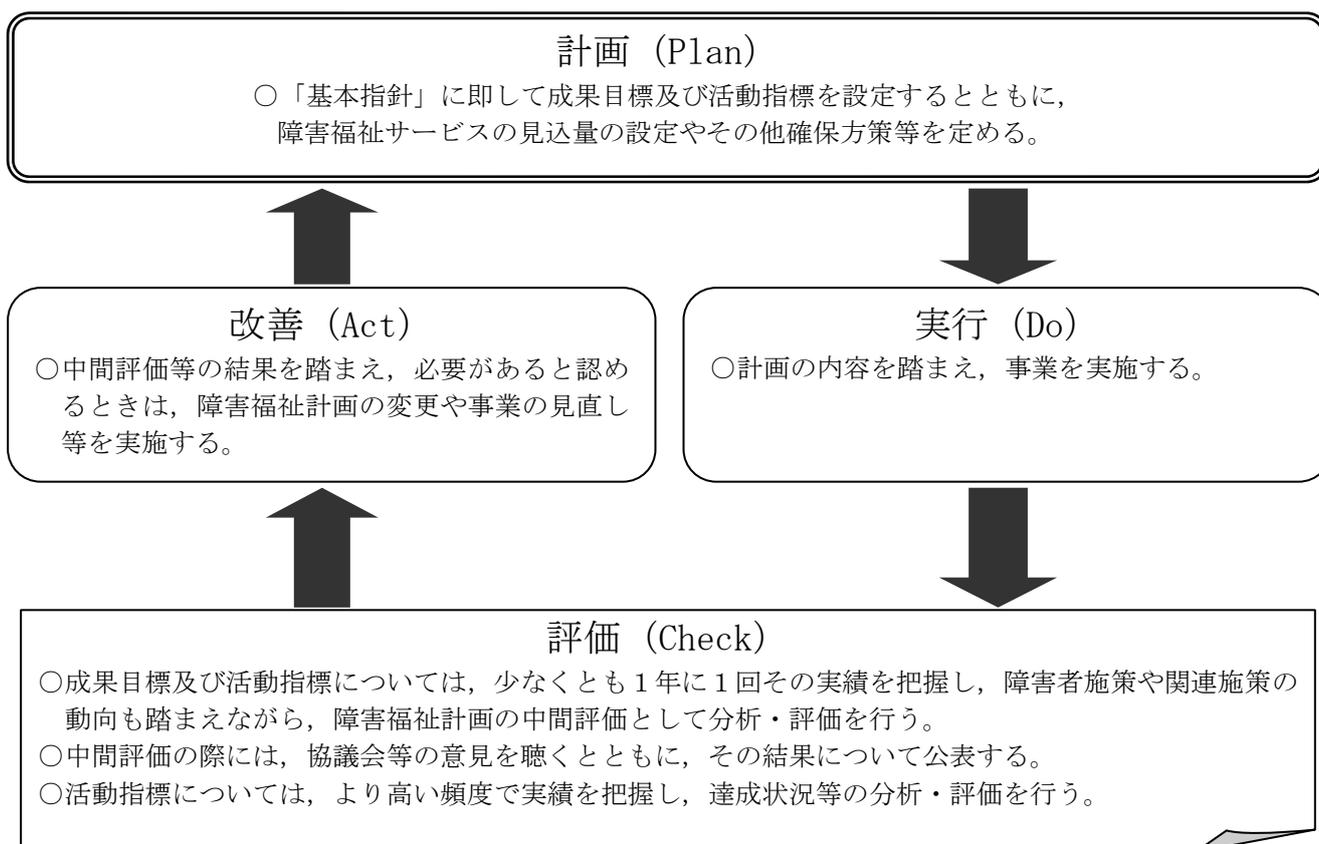
◇募集期間 平成30年1月5日～2月5日

## 6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検し、及び評価し、所要の対策を実施します。

点検し、及び評価するに当たっては、指定相談事業者、指定障害福祉サービス事業者等で組織される八千代市障害者自立支援協議会に諮ります。

### ■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



## 7 八千代市第4次障害者計画の基本的考え方《参考》

本市では、平成28年3月に障害者基本法に基づき、障害者福祉施策に関する基本的な事項を中長期的な視点で定める「八千代市第4次障害者計画」を策定し、計画的な施策の推進を図っています。「八千代市第4次障害者計画」における基本的考え方は、次のとおりです。

### 1 基本理念

国では、障害者制度の集中的な改革が行われ、平成23年6月に改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としています。

本市においても、障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して“共に暮らし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指していきます。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 目標像<br>キャッチフレーズ | 住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する<br>共に生きる 誰もがくらしやすいまち やちよ |
|-----------------|---|

### 2 基本的視点

#### (1) 障害のある人の主体性の尊重と社会参加の促進

- ・障害のある人の自己実現と社会参加を果たすことができるよう支援すること。
- ・障害のある人及びその家族等の関係者の意見を尊重すること。
- ・相談の実施等による意思決定の支援、意思疎通の手段選択の機会を提供すること。

#### (2) 権利擁護の推進と差別の解消

- ・障害のある人もない人も、尊重しあいくらせる地域社会づくりを推進すること。
- ・障害のある人の権利を守る体制づくりを進めること。
- ・権利擁護や差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進すること。

#### (3) 障害特性等に配慮したきめ細やかな支援の推進

- ・障害のある人一人ひとりの状態やニーズを把握し、適切な施策を推進すること。
- ・広報・啓発活動を行うとともに、障害特性を踏まえた支援を行うこと。

#### (4) ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の推進

- ・制度や慣行、偏見などソフト面も含めたバリアフリー化を推進すること。
- ・積極的な広報・啓発活動に努め、企業、市民団体等の取り組みを支援すること。

#### (5) 切れ目のない総合的・計画的な施策の推進

- ・多様なサービス提供体制の充実を図り、総合的かつ切れ目のない支援をすること。
- ・他の施策・計画等との整合・連携を図り、施策の展開を図ること。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

#### I 安心してらせるまちづくり

障害のある人たちが、自立し安心して暮らしていくために、相談・情報提供の充実や、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害者施設などの活動の場やグループホームなど、多様な生活の場の整備を進めます。

加えて、新規サービスや既存サービスの充実の検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

また、障害の早期予防・発見や早期対応に加え、常時介護を要する人たちが地域で暮らし続けられるよう、医療やリハビリテーションの環境について、継続的に支援します。

さらに、障害があっても不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」や、災害時に必要な援助を受けることができるまちづくりを目指します。

#### II 共に参加できる環境づくり

障害のある人もない人も共に学び、共に働き、分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために、障害のある子どもが、地域で暮らしていくために必要な力を養う療育・教育体制を充実させていくとともに、家族に対する相談支援を推進します。

また、障害者雇用に対する理解の促進・啓発や、就労に関する相談体制の強化を図り、一般企業への就労支援を図ります。あわせて、「障害者優先調達推進法」による優先調達の方針に基づき、障害のある人の就労機会増進に努めます。

さらに、情報提供の充実や移手段の確保などを進めるとともに、地域や社会との交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

#### III 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

障害のある人もない人も地域で支えあう社会を目指し、障害への理解を深める施策の推進や、学校教育や生涯学習等の福祉教育の充実を図ります。

また、障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を進め、障害を理由とする差別の解消に努めます。

加えて、ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し、地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

## 4 施策の体系

### 基本目標1 安心してらせるまちづくり

#### (1) 相談体制・情報提供の充実

##### ①相談体制の充実

- ・地域の相談機関と連携した切れ目のない支援が受けられるよう相談支援体制の強化
- ・訪問や相談支援業務に対応する各種専門職員の配置
- ・手話通訳者等の養成，各研修の案内・参加の促進，専門的人材の育成

##### ②情報提供の充実

- ・ガイドブック「障害福祉のしおり」の配付等，サービスの情報提供の充実
- ・市が発行する各種広報やお知らせなどの音声化
- ・インターネット等による行政情報のアクセシビリティの向上

#### (2) 福祉サービスの充実

##### ①地域生活を支えるサービスの充実

- ・「障害者総合支援法」についての情報提供やサービスに関する相談実施
- ・居宅介護，地域生活支援事業等の各種福祉サービスの支給決定，利用の支援・促進
- ・短期入所・地域生活支援事業による日中一時支援事業の情報提供，事業所の拡充
- ・難病患者，発達障害者，高次脳機能障害者等に対応した個別相談・訪問等の実施

##### ②生活の場の確保・整備

- ・グループホームの整備補助，事業運営とサービス提供への支援
- ・理学療法士との同行訪問による住宅改修や入浴補助用具などの提案
- ・障害のある人の地域での生活を支援する拠点等の整備

#### (3) 保健・医療サービスの充実

##### ①健康を守るサービスの推進

- ・生活習慣病等の各種健康診査や相談などのサービスの充実，障害の予防・早期発見
- ・八千代医療センターの支援，充実した医療体制の継続
- ・心の健康問題の早期発見，適切な支援を受けられる体制の確立
- ・難病等の特性，病状の変化や進行，福祉ニーズ等に配慮したサービスの提供
- ・地域の医療機関等における障害理解の促進，各相談窓口等と医療機関の情報共有
- ・国や県が主体の各種医療費の助成等についての周知

##### ②リハビリテーションの充実

- ・リハビリ機能を持つ医療機関と連携
- ・民間も含めた自立生活に向けた福祉的なリハビリテーションサービスの検討

#### (4) 安全で住みやすいまちづくりの推進

##### ①福祉のまちづくりの推進

- ・ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の関係機関との連携・推進
- ・ 主要施設における車椅子用トイレ等の設置状況がわかる市内の「バリアフリーマップ」の作成

##### ②防災・防犯対策の推進

- ・ 防災講話，防災訓練の実施による防災意識の向上
- ・ 災害時の各福祉避難所の連携，ネットワークづくり
- ・ 災害時における気象や災害情報など，障害特性に対応した情報を的確・迅速に伝達するシステムの導入・運用
- ・ 地域での防犯体制の整備，市民の防犯意識の高揚

### 基本目標2 共に参加できる環境づくり

#### (1) 療育・教育の充実

##### ①相談体制の充実

- ・ 障害児の相談支援に関わる関係機関の連携強化，相談体制の整備・充実
- ・ 相談窓口の周知，関係機関との連携強化，精神疾患のある子ども及び家庭への支援

##### ②療育の充実

- ・ 療育と「ことばと発達の相談室」の一体化，児童発達支援センターの機能充実
- ・ 巡回相談や保育所等訪問支援等，保育園や幼稚園，学校等における障害児支援の充実
- ・ 保育園等の障害児保育に関する研修による障害児保育の充実

##### ③障害のある児童生徒のための教育の充実

- ・ 支援計画の作成による特別支援教育の充実
- ・ 特別支援学校と小中学校，特別支援学級と通常の学級の児童・生徒との交流，地域の子どもたちとの交流促進
- ・ 使いやすく，かつ安全性を確保した学校施設・設備の改善

#### (2) 雇用・就労の充実

##### ①雇用の促進

- ・ 公共職業安定所等との連携に基づいた相談体制の強化
- ・ 各種啓発やPR，法定雇用率の達成を目指した協力要請
- ・ 一般企業等への就労を目指す「チャレンジドオフィスやちよ」の設置
- ・ 「八千代市高齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進

##### ②福祉的就労の場の整備

- ・ 民間事業者が障害福祉サービス事業所の設置から運営までを実施する新施設の整備
- ・ 「障害者優先調達推進法」の周知，障害のある人の就労機会増進

### (3) 社会参加の促進

#### ①情報伝達・移動手手段の確保・充実

- ・手話通訳者等の設置・派遣制度や手話奉仕員の養成研修事業の推進
- ・障害者等タクシー利用助成制度や高齢者外出支援事業の利用周知
- ・「身体障害者補助犬法」の周知

#### ②交流・参加機会の拡充

- ・各種イベント等における車椅子の貸し出し、手話通訳・要約筆記者の配置
- ・各種団体が企画する障害のある人に関わる催し物・行事等への支援
- ・障害者福祉センターの周知と利用の促進、センターを利用した催事等の企画

#### ③生涯学習の充実

- ・スポーツ関係団体等と協力したスポーツ活動のきっかけづくりや環境づくり
- ・市が管理する文化・体育施設のバリアフリー化
- ・文化・芸術関係講座の開催及び作品展等、障害のある人の文化活動への支援

## 基本目標3 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

### (1) 障害理解の促進・差別の解消

#### ①障害に対する理解の促進

- ・市の広報紙やホームページなどの啓発活動等、障害者理解促進事業の実施
- ・「障害者差別解消法」の施行に合わせた法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等

#### ②行政サービス等における配慮

- ・不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供について職員への周知
- ・投票所のバリアフリー化や、障害者の特性に応じた選挙に関する情報の提供
- ・各種施策等の意思形成過程への障害当事者等の参画促進

### (2) 権利擁護の推進・虐待の防止

#### ①権利擁護の推進

- ・障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県施設等との連携強化
- ・親族との調整や市長申立てによる成年後見制度の利用の促進

#### ②障害者虐待防止対策の推進

- ・障害者虐待防止センターの基幹相談支援センターの役割等の機能強化
- ・「障害者虐待防止地域連絡協議会」における講演や意見交換会等の実施

### (3) 思いやりのある地域づくりの推進

#### ①「助け合い」の風土づくりの推進

- ・市内関係施設と連携したボランティアの養成、活動の支援、活動環境の整備
- ・すべてのライフステージにおける、福祉教育や学習機会の充実

#### ②障害者団体等への支援

- ・公共施設などのスペースの利用、障害者福祉センターの利用・活用
- ・障害者団体の情報や集会・交流会等の周知、情報提供



## 第2章

# 第4期障害福祉計画の状況等



# 1 障害のある人の状況

## I 障害者

### (1) 障害者数（18歳以上）

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度（精神通院）を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在、身体障害者が5,333人で、18歳以上の総人口163,134人（平成29年4月1日住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ3.3%、知的障害者は752人で、およそ0.5%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,156人で、18歳以上の総人口に占める割合はおよそ0.7%です。自立支援医療制度（精神通院）の利用者は2,399人（障害児を含む。）で、総人口に占める割合はおよそ1.2%となっています。

また、障害の特性によっては、手帳を所持していない人や所持していてもサービスにつながらない人が多数を占めているとみられ、それらの人たちへの支援・援助が大きな課題となっています。

#### ■障害者数 ～種類・程度別内訳～

##### ●身体障害

(単位：人)

| 障害種別           | 障害者   |
|----------------|-------|
| 視覚障害           | 343   |
| 聴覚・平衡機能障害      | 350   |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 81    |
| 肢体不自由          | 2,785 |
| 内部障害           | 1,774 |
| 合計             | 5,333 |

| 級 別 | 障害者   |
|-----|-------|
| 1 級 | 1,792 |
| 2 級 | 784   |
| 3 級 | 886   |
| 4 級 | 1,346 |
| 5 級 | 249   |
| 6 級 | 276   |
| 合 計 | 5,333 |

##### ●知的障害

(単位：人)

| 区 分 | 重度  | 中度  | 軽度  | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 障害者 | 302 | 197 | 253 | 752 |

##### ●精神障害等

(単位：人)

| 区 分 | 精神障害者保健福祉手帳所有者 |     |     |       |
|-----|----------------|-----|-----|-------|
|     | 1 級            | 2 級 | 3 級 | 合 計   |
| 障害者 | 233            | 671 | 252 | 1,156 |

(単位：人)

|                |       |
|----------------|-------|
| 自立支援医療（障害児含む。） | 2,399 |
|----------------|-------|

注 平成29年4月1日現在

## (2) 障害支援区分別の認定者数

障害福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業に分けられます。自立支援給付は介護給付，訓練等給付，自立支援医療及び補装具費の支給等に区分され，地域生活支援事業は市が地域特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施するものです。

このうち，介護給付を受ける方については，「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。障害支援区分とは，障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

### ■障害支援区分別の認定者数

| 障害種別<br>区分 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 難病 | 合計   |
|------------|------|------|------|----|------|
| 1          | 3人   | 3人   | 5人   | 0人 | 11人  |
| 2          | 17人  | 12人  | 44人  | 1人 | 74人  |
| 3          | 13人  | 26人  | 22人  | 1人 | 62人  |
| 4          | 9人   | 33人  | 2人   | 0人 | 44人  |
| 5          | 15人  | 29人  | 0人   | 0人 | 44人  |
| 6          | 25人  | 50人  | 0人   | 0人 | 75人  |
| 合計         | 82人  | 153人 | 73人  | 2人 | 310人 |

注 平成29年8月1日現在

#### ◆介護保険制度と障害福祉制度の適用関係について◆

サービス内容や機能から，障害福祉サービスに該当する介護保険サービスがある場合は，原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなりますが，申請者の個別の状況に応じ，申請者の必要としている支援内容が介護保険サービスにより受けることが可能かを判断します。

〈障害者総合支援法に基づくサービスを受けられる例〉

- ・市が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等
- ・障害福祉サービス固有のサービス（同行援護，行動援護，自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援等）と認められるものを利用する場合

## Ⅱ 障害児

### (1) 障害児数（0～18歳未満）

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在、身体障害児が123人で、18歳未満の総人口33,010人(平成29年4月1日住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ0.4%、知的障害児は361人で、およそ1.1%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は36人で、およそ0.1%となっています。

#### ■障害児数 ～種類・程度別内訳～

##### ●身体障害

(単位：人)

| 障害種別           | 障害児 | 級別 | 障害児 |
|----------------|-----|----|-----|
| 視覚障害           | 4   | 1級 | 82  |
| 聴覚・平衡機能障害      | 10  | 2級 | 8   |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 0   | 3級 | 16  |
| 肢体不自由          | 83  | 4級 | 10  |
| 内部障害           | 26  | 5級 | 2   |
| 合計             | 123 | 6級 | 5   |
|                |     | 合計 | 123 |

##### ●知的障害

(単位：人)

| 区分  | 重度  | 中度 | 軽度  | 合計  |
|-----|-----|----|-----|-----|
| 障害児 | 110 | 84 | 167 | 361 |

##### ●精神障害

(単位：人)

| 区分  | 精神障害者保健福祉手帳所有者 |    |    |    |
|-----|----------------|----|----|----|
|     | 1級             | 2級 | 3級 | 合計 |
| 障害児 | 2              | 21 | 13 | 36 |

注 平成29年4月1日現在

■ 障害者及び障害児数合計の推移

(単位：人)

| 平成<br>年度 | 身体障害<br>者合計 | 視覚<br>障害 | 聴覚・平衡<br>機能障害 | 音声・言語<br>・そしゃく<br>機能障害 | 肢体不<br>自由 | 内部<br>障害 | 知的障害者<br>合計 | 精神障害者<br>(手帳所持者)<br>合計 |
|----------|-------------|----------|---------------|------------------------|-----------|----------|-------------|------------------------|
| 24       | 4,960       | 338      | 314           | 61                     | 2,683     | 1,564    | 900         | 790                    |
| 25       | 5,156       | 360      | 321           | 62                     | 2,808     | 1,605    | 914         | 873                    |
| 26       | 5,374       | 364      | 325           | 70                     | 2,933     | 1,682    | 964         | 921                    |
| 27       | 5,494       | 364      | 340           | 71                     | 2,957     | 1,762    | 1,002       | 998                    |
| 28       | 5,587       | 363      | 358           | 80                     | 2,963     | 1,823    | 1,063       | 1,066                  |
| 29       | 5,456       | 347      | 360           | 81                     | 2,868     | 1,800    | 1,113       | 1,192                  |

注 各年度4月1日現在

## 2 障害福祉サービス，計画相談支援及び地域相談支援等の状況

### I 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は 3 月の値，平成 29 年度の実績は 9 月の値です。

##### ① 居宅介護

| 区 分     | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|---------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|         | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    |
| 月間合計時間数 | 1,633    | 1,798 | 1,815    | 1,557 | 1,996    | 1,462 |
| 月間実利用者数 | 99       | 102   | 110      | 118   | 121      | 117   |

##### ② 重度訪問介護

| 区 分     | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|---------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|         | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間合計時間数 | 994      | 620 | 1,104    | 460 | 1,215    | 839 |
| 月間実利用者数 | 9        | 7   | 10       | 7   | 11       | 5   |

##### ③ 同行援護

| 区 分     | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|---------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|         | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間合計時間数 | 656      | 710 | 676      | 802 | 697      | 723 |
| 月間実利用者数 | 32       | 31  | 33       | 36  | 34       | 39  |

##### ④ 行動援護

| 区 分     | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|---------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|         | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間合計時間数 | 73       | 149 | 88       | 206 | 103      | 224 |
| 月間実利用者数 | 5        | 22  | 6        | 26  | 7        | 28  |

##### ⑤ 重度障害者等包括支援

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間合計時間数 | -        | 0  | -        | 0  | -        | 0  |
| 月間実利用者数 | -        | 0  | -        | 0  | -        | 0  |

## 概 括

第4期計画期間（ただし平成28年度まで）における訪問系サービスの利用状況をみると、特に「行動援護」では、利用人数、利用時間ともに見込量を大きく上回っています。

「居宅介護」については、利用人数では見込量を上回りましたが、利用時間では一人当たりの利用時間の減少もあり、平成27年度は見込量を上回りましたが、平成28年度は見込量を下回っています。

「同行援護」については、利用人数、利用時間ともにおおむね見込量を上回っています。

「重度訪問介護」については、利用人数、利用時間ともに見込量を下回る結果となっています。

「重度障害者等包括支援」については、事業所要件の厳しさから、サービスを提供できる事業者がいがないため、他のサービスを複数利用することなどで対応を図っています。

## (2) 日中活動系サービス

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の 3 月，平成 29 年度の実績は 9 月の値です。

### ① 生活介護

| 区 分      | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|          | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    |
| 月間延べ利用日数 | 3,867    | 4,080 | 4,008    | 4,134 | 4,149    | 3,938 |
| 月間実利用者数  | 192      | 193   | 199      | 196   | 206      | 200   |

### ② 自立訓練（機能訓練）

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用日数 | 24       | 22 | 36       | 44 | 48       | 4  |
| 月間実利用者数  | 2        | 1  | 3        | 2  | 4        | 1  |

### ③ 自立訓練（生活訓練）

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用日数 | 210      | 323 | 245      | 387 | 281      | 463 |
| 月間実利用者数  | 12       | 19  | 14       | 24  | 16       | 32  |

### ④ 就労移行支援

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |      |
|----------|----------|-----|----------|-------|----------|------|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績   |
| 月間延べ利用日数 | 610      | 729 | 718      | 1,147 | 827      | 1094 |
| 月間実利用者数  | 37       | 43  | 43       | 68    | 50       | 69   |

### ⑤ 就労継続支援（A型）

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用日数 | 202      | 519 | 239      | 777 | 276      | 930 |
| 月間実利用者数  | 11       | 26  | 13       | 37  | 15       | 50  |

⑥ 就労継続支援（B型）

| 区 分      | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|          | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    |
| 月間延べ利用日数 | 1,474    | 1,696 | 1,554    | 1,639 | 1,634    | 1,738 |
| 月間実利用者数  | 83       | 91    | 87       | 96    | 92       | 101   |

⑦ 療養介護

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用日数 | 245      | 186 | 245      | 186 | 245      | 180 |
| 月間実利用者数  | 8        | 6   | 8        | 6   | 8        | 6   |

⑧ 短期入所（福祉型）

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用日数 | 250      | 144 | 280      | 175 | 310      | 156 |
| 月間実利用者数  | 25       | 19  | 28       | 21  | 31       | 22  |

⑨ 短期入所（医療型）

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用日数 | 60       | 40 | 72       | 29 | 84       | 13 |
| 月間実利用者数  | 5        | 6  | 6        | 5  | 7        | 5  |

概 括

日中活動系サービスの利用状況（ただし、平成 28 年度まで）をみると、実績が見込量を上回っているサービスとして、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」が挙げられます。特に「就労継続支援（A型）」と「自立訓練（生活訓練）」は、実績が見込量を大きく上回る結果となっています。

「自立訓練（機能訓練）」は、平成 27 年度は見込量を下回り、平成 28 年度も実利用者数は見込量を下回りましたが、延べ利用日数では見込量を上回っています。

一方、「療養介護」、「短期入所（福祉型・医療型）」については、実利用人数、利用日数ともに見込量を下回っています。

### (3) 居住系サービス

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の 3 月，平成 29 年度の実績は 9 月の値です。

#### ① 共同生活援助(グループホーム)

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間実利用者数 | 71       | 58 | 77       | 55 | 85       | 66 |

#### ② 施設入所支援

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間実利用者数 | 86       | 92 | 85       | 90 | 83       | 92 |

### 概 括

居住系サービスの利用状況をみると、「施設入所支援」では実績が見込量を上回り、「共同生活援助（グループホーム）」では実績が見込みを下回っていますが、平成 29 年度に市内に施設が開設され、利用者数は大幅に増加となっています。

## II 計画相談支援・地域相談支援

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の延べ利用者数を 12 で割った値，平成 29 年度の実績は 9 月までの延べ利用者数を 6 で割った値です。

### ① 計画相談支援

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用者数 | 112      | 120 | 132      | 124 | 152      | 130 |

### ② 地域相談支援（地域移行支援に限る）

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用者数 | 1        | 0  | 2        | 0  | 3        | 0  |

### ③ 地域相談支援（地域定着支援に限る）

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用者数 | 1        | 0  | 1        | 0  | 2        | 0  |

## 概 括

「計画相談支援」については，平成 28 年度は見込量をやや下回っていますが，利用者数は増加傾向となっています。「地域移行支援」，「地域定着支援」では見込量を設定していましたが，サービスを提供できる事業所自体が少なく，実績もありませんでした。

### 3 障害児支援の状況

#### (1) 障害児通所支援

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の 3 月，平成 29 年度の実績は 9 月の値です。

##### ① 児童発達支援

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 月間延べ利用日数 | 625      | 519 | 675      | 644 | 725      | 723 |
| 月間実利用者数  | 50       | 51  | 54       | 65  | 58       | 59  |

##### ② 放課後等デイサービス

| 区 分      | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|          | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    |
| 月間延べ利用日数 | 2,228    | 2,430 | 2,291    | 3,099 | 2,355    | 3,417 |
| 月間実利用者数  | 176      | 181   | 181      | 219   | 186      | 248   |

##### ③ 保育所等訪問支援

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用日数 | 2        | 1  | 2        | 3  | 4        | 3  |
| 月間実利用者数  | 1        | 1  | 1        | 3  | 2        | 3  |

##### ④ 医療型児童発達支援

| 区 分      | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|-----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用日数 | 110      | 109 | 110      | 95 | 110      | 71 |
| 月間実利用者数  | 15       | 18  | 15       | 14 | 15       | 11 |

#### 概 括

障害児通所支援サービスの利用状況については、「放課後等デイサービス」では実績値が大幅に見込量を上回っています。「児童発達支援」では，実利用者数では見込量を上回っていますが，利用日数は見込量を下回っています。

「保育所等訪問支援」では，平成 27 年度に利用日数で見込量を下回りましたが，平成 28 年度には，実績値が見込量を上回っています。

「医療型児童発達支援」では，平成 27 年度には実利用者数で見込量を上回りましたが，平成 28 年度には見込量を下回っています。

## (2) 障害児相談支援

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の延べ利用者数を 12 で割った値，平成 29 年度の実績は 9 月までの延べ利用者数を 6 で割った値です。

| 区 分      | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|----------|----------|----|----------|----|----------|----|
|          | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 月間延べ利用者数 | 7        | 31 | 10       | 31 | 13       | 12 |

### 概 括

「障害児相談支援」の利用状況については，平成 27・28 年度において見込量を上回っています。

## 4 地域生活支援事業の状況

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績は各年の 3 月，平成 29 年度は 9 月までの値です。

### ① 相談支援事業（必須事業）

（単位：か所）

| 区 分                 | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|
|                     | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 障害者相談支援事業           | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 1  |
| 基幹相談支援センター          | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 1  |
| 基幹相談支援センター等<br>強化事業 | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 1  |

### ② 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

（単位：人/年）

| 区 分   | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|-------|----------|----|----------|----|----------|----|
|       | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 実利用人数 | 1        | 2  | 2        | 4  | 4        | 0  |

### ③ 意思疎通支援事業（必須事業）

（単位 上・中段：人/年，下段：か所）

| 区 分                   | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|-----------------------|----------|----|----------|----|----------|----|
|                       | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 手話通訳者派遣事業<br>（実利用者数）  | 48       | 45 | 48       | 46 | 48       | 34 |
| 要約筆記者派遣事業<br>（実利用者数）  | 11       | 14 | 11       | 12 | 11       | 7  |
| 手話通訳者設置事業<br>（実設置箇所数） | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 0  |

### ④ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

（単位：給付件数/年）

| 区 分                   | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |       |
|-----------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|                       | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    |
| 介護・訓練支援用具             | 6        | 6     | 6        | 6     | 6        | 3     |
| 自立生活支援用具              | 24       | 23    | 28       | 18    | 32       | 8     |
| 在宅療養等支援用具             | 18       | 17    | 18       | 22    | 18       | 4     |
| 情報・意思疎通支援用具           | 35       | 30    | 37       | 20    | 39       | 14    |
| 排せつ管理支援用具             | 3,087    | 3,044 | 3,180    | 3,041 | 3,273    | 3,186 |
| 居宅生活動作補助用具<br>（住宅改修費） | 4        | 2     | 4        | 4     | 4        | 1     |

⑤ 移動支援事業（必須事業）

| 区 分       | 平成 27 年度 |       | 平成 28 年度 |       | 平成 29 年度 |      |
|-----------|----------|-------|----------|-------|----------|------|
|           | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績    | 見込量      | 実績   |
| 年間実利用者数   | 89       | 88    | 90       | 64    | 91       | 69   |
| 年間延べ利用時間数 | 7,372    | 8,385 | 7,455    | 6,191 | 7,541    | 3699 |

⑥ 地域活動支援センター事業（必須事業）

地域活動支援センターⅠ型

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 〈市内〉箇所数 | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 1  |
| 登録者数    | 118      | 87 | 121      | 79 | 124      | 80 |

地域活動支援センターⅢ型

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 〈市内〉箇所数 | 4        | 4  | 4        | 4  | 4        | 4  |
| 年間実利用者数 | 78       | 76 | 80       | 72 | 82       | 71 |
| 〈市外〉箇所数 | 2        | 2  | 2        | 3  | 2        | 1  |
| 年間実利用者数 | 5        | 5  | 5        | 3  | 5        | 2  |

⑦ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

| 区 分         | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|-------------|----------|----|----------|----|----------|----|
|             | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 実施箇所数       | 3        | 3  | 3        | 3  | 3        | 3  |
| 実(年間延べ)利用者数 | 15       | 10 | 16       | 10 | 17       | 7  |

⑧ 知的障害者職親委託制度（任意事業）

| 区 分     | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|
|         | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 年間実利用者数 | 1        | 1  | 1        | 1  | 1        | 1  |

⑨ 日中一時支援事業（任意事業）

| 区 分         | 平成 27 年度 |     | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|-------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|             | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  | 見込量      | 実績  |
| 実施箇所数       | 19       | 25  | 19       | 28  | 19       | 25  |
| 実(年間延べ)利用者数 | 96       | 106 | 99       | 130 | 102      | 102 |

⑩ 社会参加促進事業（任意事業）

| 区 分   | 平成 27 年度 |    | 平成 28 年度 |    | 平成 29 年度 |    |
|-------|----------|----|----------|----|----------|----|
|       | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 | 見込量      | 実績 |
| 事 業 数 | 4        | 4  | 4        | 4  | 4        | 4  |

概 括

「必須事業」については、おおむね見込量に近い実績となっていますが、「移動支援事業」、「地域活動支援センター I 型」の利用者数などで実績が見込量を下回っています。

「任意事業」については、平成 27・28 年度を通して「訪問入浴サービス事業」の実利用者数が見込量を下回っていますが、「日中一時支援事業」は見込量を上回っています。そのほかの事業は、計画どおりの実績となっています。

## 5 第 4 期計画の進捗状況から見える課題

障害福祉サービス等の進捗状況を見ると、一部のサービスにおいて、見込量を下回ったものや利用実績がなかったもの、また見込量を大きく上回ったものがありましたが、全体としては計画値に沿った進捗状況となっています。

一方、アンケート調査の結果では、障害福祉サービス等に関する困りごととして、「制度のしくみがわからない」「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」といった項目が上位に挙げられており、サービスの利用につなげていない潜在的なニーズを持った障害者等が少なくないことも明らかになっています。

また、市に望む力を入れてほしい施策として、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」、「生活介護など福祉サービスの充実」などの項目がアンケート調査の上位に挙げられており、更なる情報提供・相談体制の構築、サービス内容の充実が求められています。

今後は、障害者等が希望するサービスをより円滑に利用できるよう、各サービスの更なる周知徹底と適切な情報提供体制の構築を図るとともに、関係機関と連携し、多様な事業者の参入とサービスの質の確保につながる施策を展開していく必要があります。



第3章

平成32年度の数值目標



## 平成 32 年度障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標

### I 障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 32 年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」といいます。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、平成 32 年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することとし、さらに第 4 期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第 4 期計画の数値目標では、平成 29 年度末までの地域生活移行者を「30 人」としていました。26 年度から 28 年度末での地域生活移行者数実績は「11 人」となり、目標値を 19 人下回っている状況です。また、施設入所者の削減見込み人数についても、目標値「6 人」のところ、28 年度末の実績は「0 人」となっています。

地域生活移行者（B）については、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセントに、28 年度の未達成割合を加えた人数を第 5 期計画の数値目標としています。

また、施設入所者の削減見込（D）については、第 4 期計画に係る中間評価の結果や八千代市での施設入所支援の近年の利用実績から、「0 人」とすることとします。

| 項目                  | 数値   | 備考                          |
|---------------------|------|-----------------------------|
| 平成 28 年度末の施設入所者数（A） | 90 人 | 平成 29 年 3 月 31 日の人数         |
| 【目標値】地域生活移行者（B）     | 28 人 | 平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数 |
| 平成 32 年度末の施設入所者数（C） | 90 人 | 平成 32 年度末の利用人員見込み           |
| 【目標値】施設入所者削減数（D）    | 0 人  | 差し引き減少数（A－C）                |

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

平成 32 年度末までにすべての市町村に、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも差し支えありません）。

| 項目      | 目標 | 備考                    |
|---------|----|-----------------------|
| 協議の場の設置 | 設置 | 関係機関と連携を図りながら、検討を進める。 |

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

市町村または各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、平成 32 年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とします。

| 項目       | 目標 | 備考                                       |
|----------|----|--|
| 地域生活支援拠点 | 整備 | 自立支援協議会など関係機関と連携を図りながら、機能面、整備手法等の検討を進める。 |

国の基本指針において目標が「平成 29 年度末」から延長され、本市におきましても第 4 期計画から引き続き整備に向け、進めていきます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍の人数が移行することとし、さらに第 4 期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第 4 期計画での目標値を「26 人」と設定していました。28 年度の実績は「19 人」で目標値を 7 人下回っています。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍の人数を第 5 期計画の数値目標とします。

| 項目            | 数 値  | 備 考                              |
|---------------|------|----------------------------------|
| 年間一般就労者数      | 19 人 | 平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数       |
| 【目標値】年間一般就労者数 | 29 人 | 平成 32 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数 |

##### ② 就労移行支援事業の利用者数等

###### ア. 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

国の基本指針において、数値目標の設置に当たって、平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数の 2 割以上増加することとし、さらに第 4 期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第 4 期計画での目標値を「50 人」と設定していました。28 年度の実績は「68 人」で目標値を 18 人上回っており、28 年度末の就労移行支援事業の利用者数の 2 割増加した人数を第 5 期計画の数値目標とします。

| 項目                | 数 値  | 備 考                      |
|-------------------|------|--------------------------|
| 就労移行支援事業利用者数      | 68 人 | 平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数   |
| 【目標値】就労移行支援事業利用者数 | 82 人 | 平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者目標数 |

#### イ. 就労移行率に関わる就労支援事業所の割合

国の基本指針において、平成 32 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を、全体の 5 割以上とすることを基本としています。

平成 28 年度末の市内就労移行支援事業所 4 か所のうち、就労移行率が 3 割以上であった就労移行支援事業所は 2 か所でした。

| 項目                             | 数 値   | 備 考                               |
|--------------------------------|-------|-----------------------------------|
| 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合      | 5 割   | 平成 28 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所割合 |
| 【目標値】就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 | 5 割以上 | 平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所割合 |

#### ウ. 就労定着支援事業に係る職場定着率（新規）

国の基本指針において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1 年後の職場定着率に係る目標値を、8 割以上とすることを基本としています。

| 項目                                     | 数 値   | 備 考                     |
|--|-------|-------------------------|
| 【目標値】就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 | 8 割以上 | 平成 31 年度末及び平成 32 年度末の割合 |

## II 障害児福祉計画

障害児について、次の目標を設定します。

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

##### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としています。

本市では、児童発達支援センターを 1 か所設置しています。

八千代市児童発達支援センターについては、老朽化に伴う建替え計画があることから、建替え計画と合わせ、地域支援体制の構築を目指します。

また、国の基本指針において、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制となっています。

幼稚園、保育園等と連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容を推進します。

##### ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針において、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されています。

今後も引き続き、障害児支援の提供体制の整備等に向けて連携を図っていきます。

##### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針において、平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

| 項 目              | 目 標 | 備 考                   |
|------------------|-----|-----------------------|
| 医療的ケア児支援の協議の場の設置 | 設置  | 関係機関と連携を図りながら、検討を進める。 |

## 第4章

---

障害福祉サービス等及び  
障害児通所支援等の種類ごとの  
必要な量の見込み及び  
その見込量確保のための方策等

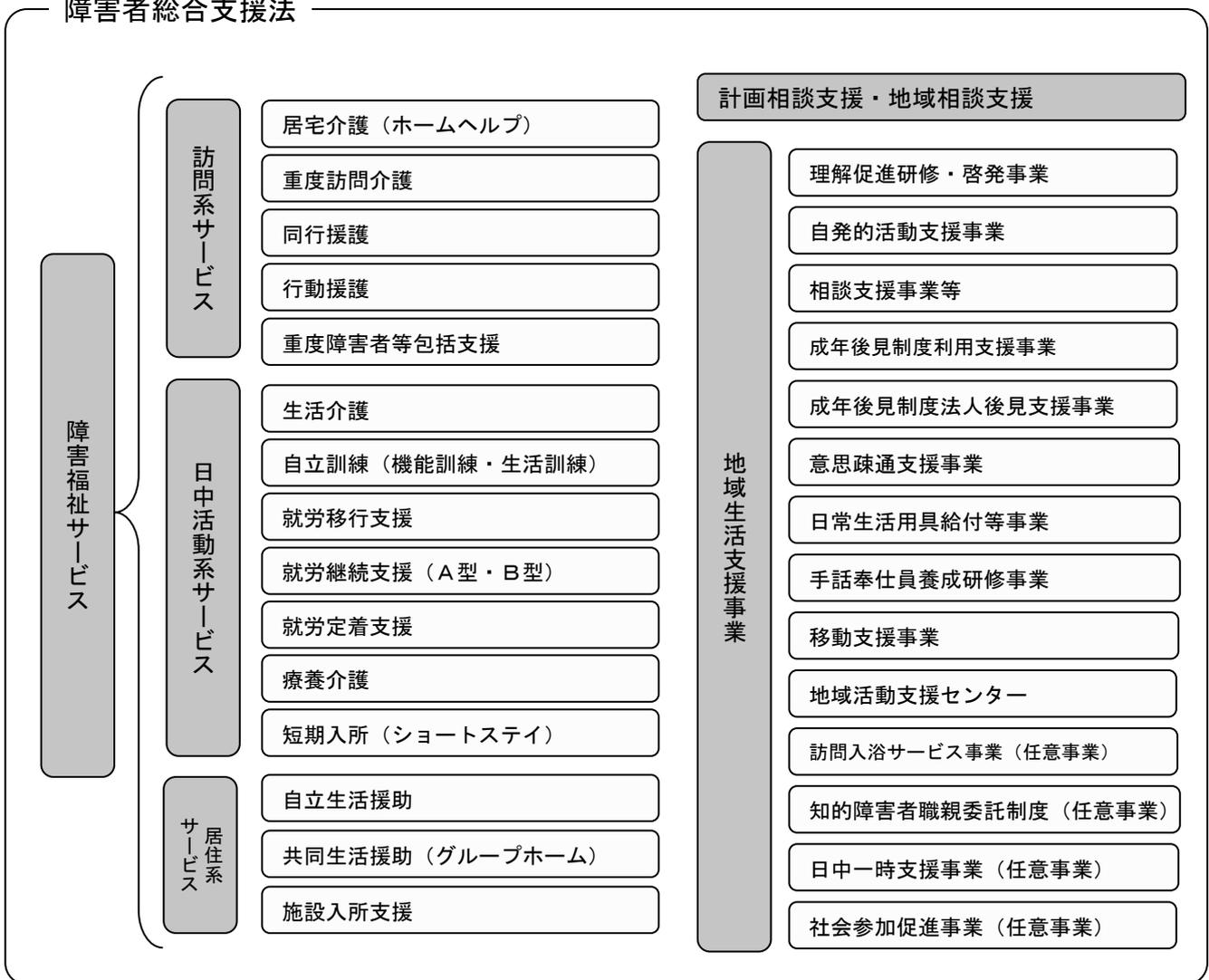
---



# 1 障害福祉サービス等の体系

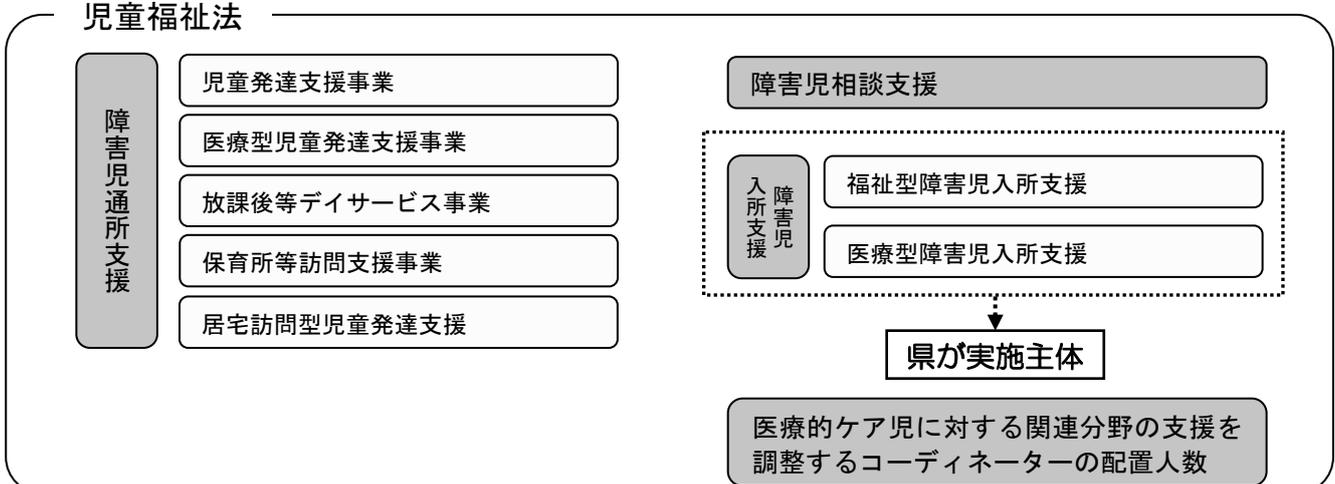
## I 第5期障害福祉計画の体系

### 障害者総合支援法



## II 第1期障害児福祉計画の体系

### 児童福祉法



## 2 障害福祉サービス，計画相談支援及び地域相談支援

### I 障害福祉サービス

1 か月当たりの見込量は，各年度3月の数値です。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者等の自宅で，入浴，排せつ，食事等の介護等を供与します。

〔1 か月当たりの見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ利用時間数 | 1,995    | 2,050    | 2,096    |
| 実利用者数   | 124      | 128      | 131      |

〔見込量設定の考え方〕

- ・居宅介護については，利用実績の推移動向とアンケート調査結果における利用意向の高さを踏まえ，主要サービスとして今後も利用が増加していくものと想定し，各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用時間数は，実利用者数に1か月当たりの利用時間数を乗じた値です
- ・1人の1か月当たりの利用時間数は，第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で常時介護を要する障害者の自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動の介護等を総合的に供与します。

〔1 か月当たりの見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ利用時間数 | 744      | 744      | 744      |
| 実利用者数   | 8        | 8        | 8        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・重度訪問介護については，利用実績の推移動向を踏まえ，1人の1か月当たりの利用時間数を想定し，各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

### ③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ利用時間数 | 795      | 816      | 816      |
| 実利用者数   | 37       | 38       | 38       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 同行援護については、平成 24 年 4 月に地域生活支援事業の移動支援からサービスの移行が開始されて以降、利用の拡大が進んでいます。
- ・ 利用実績の推移動向を踏まえ、1 人の 1 か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する者に行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ利用時間数 | 223      | 231      | 231      |
| 実利用者数   | 28       | 29       | 29       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 行動援護については、アンケート結果から利用ニーズの高さもうかがえますが、利用する障害者の特性把握の難しさやサービス提供事業者が少ないことなど、利用を拡大しづらい実態があります。
- ・ 利用実績の推移動向を踏まえ、1 人の 1 か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い障害者又は障害児,及び知的障害又は精神障害で行動上著しい困難を有する者に,居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ利用時間数 | 0        | 0        | 0        |
| 実利用者数   | 0        | 0        | 0        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・重度障害者等包括支援については,事業所要件の厳しさから,サービスを提供できる事業者がいないため,今後も利用者は見込めないものとしています。今後も,他のサービスを複数利用することなどで対応を図っていきます。

### 訪問系サービス

### 見込量の確保のための方策

- ・国・県の施策の動向を踏まえて研修などの周知を図るとともに,サービス提供事業者には障害特性を理解したヘルパーの確保及び養成を促し,サービス必要量の確保に努めていきます。
- ・介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ,事業者の参入を促します。
- ・同行援護,行動援護については,潜在的ニーズを把握し,サービス必要量の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 4,560    | 4,602    | 4,644    |
| 実利用者数  | 216      | 218      | 220      |

〔見込量設定の考え方〕

- ・生活介護については、平成 27 年度からの推移、特別支援学校卒業生の今後の見通し、新規に開設する事業所等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ② 自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 66       | 66       | 66       |
| 実利用者数  | 3        | 3        | 3        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立訓練（機能訓練）については、利用実績の推移動向と利用意向等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 474      | 512      | 550      |
| 実利用者数  | 32       | 34       | 36       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立訓練（生活訓練）については、利用実績の推移動向及びアンケートの利用意向の高さを踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 1,303    | 1,392    | 1,464    |
| 実利用者数  | 73       | 78       | 82       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・就労移行支援については、平成27年度からの推移、平成28年度の実利用者数、特別支援学校卒業生の今後の見通し等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ⑤ 就労継続支援（A〔雇用〕型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 982      | 1,060    | 1,099    |
| 実利用者数  | 50       | 54       | 56       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 就労継続支援（A〔雇用〕型）については、利用実績や事業所の動向を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・ 1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ⑥ 就労継続支援（B〔非雇用〕型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 2,122    | 2,177    | 2,214    |
| 実利用者数  | 116      | 119      | 121      |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 就労継続支援（B〔非雇用〕型）については、利用実績の推移動向及び特別支援学校卒業生の今後の見通し、新規に開設する事業所等を踏まえ各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・ 1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### ⑦ 就労定着支援（新規）

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労する事業所の事業主、医療機関等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 5        | 10       | 15       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 就労定着支援については、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込を設定しています。

### ⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 216      | 216      | 216      |
| 実利用者数  | 7        | 7        | 7        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 療養介護については、利用実績の推移動向を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・ 1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

## ⑨ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分 |        | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----|--------|----------|----------|----------|
| 福祉型 | 延べ利用日数 | 221      | 230      | 238      |
|     | 実利用者数  | 26       | 27       | 28       |
| 医療型 | 延べ利用日数 | 45       | 52       | 52       |
|     | 実利用者数  | 7        | 8        | 8        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・短期入所については、利用実績の推移動向、新規に開設する事業所等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第4期計画期間における実績を元に見込んでいます。

### 日中活動系サービス

### 見込量の確保のための方策

- ・サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるようこれらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・短期入所について、潜在的ニーズを把握し、事業所の新規参入や事業規模の拡大を図ります。
- ・就労系サービスについては、サービスの内容、事業所の監視などにも力を入れていきます。
- ・地域生活支援拠点整備に向けて検討を進めます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助（新規）

自立した生活を行う上での各般の問題につき、定期的な訪問等を行い、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 0        | 1        | 1        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立生活援助については、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数等を勘案して見込んでいます。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、主に夜間及び休日に相談及び日常生活上の援助を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 67       | 69       | 71       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・共同生活援助については、アンケート調査の結果に見られる利用意向の高さや、市内事業所における新たな施設の整備計画等を踏まえ、今後も利用が拡大していくものと想定します。
- ・各年度の実利用者数は、利用者数の推移動向、地域生活への移行者数等を勘案し、見込んでいます。

### ③ 施設入所支援

施設に入所している障害者に対し、夜間及び休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 90       | 90       | 90       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・施設入所支援については、入所者数を増やさないことを方針として設定しています。

## 居住系サービス

### 見込量の確保のための方策

- ・共同生活援助の施設整備を行う事業者に対する補助金制度などにより、事業者がグループホーム建設することを支援し、見込量確保を図ります。
- ・共同生活援助を利用している障害者に対する家賃助成を引き続き実施していきます。
- ・地域生活移行に関する国指針を踏まえ、地域の受け皿の確保を図るため、市内及び近隣の施設との連携を強化し、新たな施設整備計画に関する情報共有や入所の調整を行うなど支援を図ります。

## Ⅱ 計画相談支援・地域相談支援

1 か月当たりの見込量は、各年の延べ利用者数を 12 で割った値です。

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者及び障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、自立した生活を支え、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。

〔1 か月当たりの見込量〕

| 区 分  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 137      | 141      | 144      |

〔見込量設定の考え方〕

- ・計画相談支援については、第 4 期計画期間における実績の推移動向を踏まえ、見込んでいます。

### (2) 地域相談支援（地域移行支援に限る。）

障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

〔1 か月当たりの見込量〕

| 区 分  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 1        | 1        | 1        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・地域相談支援（地域移行支援）については、障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

### (3) 地域相談支援（地域定着支援に限る。）

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 1        | 1        | 1        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・地域相談支援（地域定着支援）については、単身の障害者、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

### 計画相談支援・地域相談支援

### 見込量の確保のための方策

- ・サービス等利用計画の作成を促進するとともに、各関係機関のネットワーク強化のため、基幹相談支援センター機能の充実や研修会開催などを進めます。また、相談支援専門員の資質向上を図り、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。

## Ⅲ

### 平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

（新規）

平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、36 人とします。

千葉県における平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を県内市町村ごとの人口に案分した数値をもとに設定しています。

### 3 障害児通所支援及び障害児相談支援

#### (1) 障害児通所支援

1か月当たりの見込量は、各年度3月の数値です。

##### ① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 720      | 754      | 787      |
| 実利用者数  | 65       | 68       | 71       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・児童発達支援については、平成 27 年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、平成 27 年度からの実績を元に見込んでいます。

##### ② 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 3,436    | 3,546    | 3,642    |
| 実利用者数  | 250      | 258      | 265      |

〔見込量設定の考え方〕

- ・放課後等デイサービスについては、平成 27 年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、平成 27 年度からの実績を元に見込んでいます。

### ③ 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 6        | 7        | 8        |
| 実利用者数  | 6        | 7        | 8        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 保育所等訪問支援については、平成 27 年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・ 1か月当たりの利用日数は、平成 27 年度からの実績を元に見込んでいます。

### ④ 医療型児童発達支援

児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等）と治療を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 115      | 115      | 115      |
| 実利用者数  | 18       | 18       | 18       |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 医療型児童発達支援については、平成 27 年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・ 1か月当たりの利用日数は、平成 27 年度からの実績を元に見込んでいます。

### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分    | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用日数 | 2        | 4        | 6        |
| 実利用者数  | 1        | 2        | 3        |

〔見込量設定の考え方〕

- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、新規事業につき、千葉県障害児等療育支援事業利用状況を勘案し、実利用者数及び延べ利用日数を見込んでいます。

### 障害児通所支援

### 見込量の確保のための方策

- ・ 障害児が必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

## (2) 障害児相談支援

1か月当たりの見込量は、各年の延べ利用者数を12で割った値です。

障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行います。

### 〔1か月当たりの見込量〕

| 区 分  | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 13     | 14     | 15     |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・障害児相談支援については、平成27年度からの実績の推移、事業所数の動向等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。

## 障害児相談支援 見込量の確保のための方策

- ・障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。
- ・ライフサポートファイルを活用し、事業の充実を図ります。

## (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(新規)

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる等、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を果たします。

### 〔配置人数の見込量〕

| 区 分  | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 配置人数 | 1      | 2      | 2      |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して見込んでいます。

## 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## 見込量の確保のための方策

- ・新規事業であり、相談支援事業所等と連携を図り実施していきます。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を利用しながら体制整備を進めます。

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者等が地域で自立した日常生活、社会生活、就労等を営むことができるよう本市の社会資源及び利用する障害者等の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### 〔事業の内容〕

- 同じ八千代市民として、障害のある人への理解を深めるための講演会や啓発（イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等）を行います。

| 区 分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 障害者理解促進事業 | 実施       | 実施       | 実施       |

#### 〔見込量の設定及び確保のための方策〕

- ・ 上記事業を引き続き実施していくとともに、障害理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。
- ・ 八千代市障害者差別解消支援地域協議会において、合理的配慮の啓発活動などを協議します。

### (2) 自発的活動支援事業

#### 〔事業の内容〕

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

| 区 分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 自発的活動支援事業 | 実施       | 実施       | 実施       |

#### 〔見込量の設定及び確保のための方策〕

- ・ ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等、障害者やその家族、地域等が自主的に取り組む啓発活動等への支援体制の整備を図ります。

### (3) 相談支援事業等

#### 〔事業の内容〕

- ・ 障害者相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものです。
- ・ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うものです。
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門知識を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図るものです。

#### 〔1年間の見込量〕

| 区 分               | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 障害者相談支援事業（実施箇所数）  | 1        | 1        | 1        |
| 基幹相談支援センター        | 設置       | 設置       | 設置       |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施       | 実施       | 実施       |

#### 〔見込量設定の考え方〕

- ・ 障害者相談支援事業等は引き続き実施します。

#### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・ 更なる相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの適切な運営について、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容を含め検討を進めます。
- ・ 地域生活支援拠点の整備を進めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 〔事業の内容〕

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者のうち、成年後見の申立てを自ら行うことが困難であり、親族による申立てもできない場合に市長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合に助成を行うものです。

##### 〔1年間の見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 5        | 6        | 7        |

##### 〔見込量設定の考え方〕

- ・成年後見制度利用支援事業については、第4期計画期間における実績を勘案し、各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。

##### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・成年後見制度の周知を図り、制度の利用が有効と認められる障害者の把握に努めます。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### 〔事業の内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

##### 〔1年間の見込量〕

| 区 分            | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施       | 実施       | 実施       |

##### 〔見込量の設定及び確保のための方策〕

- ・八千代市社会福祉協議会と連携し、体制整備に努めます。

## (6) 意思疎通支援事業

### 〔事業の内容〕

聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある者の円滑な意思の疎通を図ることが必要な場面に手話通訳者等の派遣等を行います。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分               | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 手話通訳者派遣事業（実利用者数）  | 46       | 46       | 46       |
| 要約筆記者派遣事業（実利用者数）  | 14       | 15       | 16       |
| 手話通訳者設置事業（実設置箇所数） | 1        | 1        | 1        |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については，第4期計画期間における実績を勘案し，各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。
- ・手話通訳者設置事業は，設置数1を見込んでいます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・手話通訳者及び要約筆記者の確保に努め，提供体制の整備に努めます。
- ・手話通訳者の派遣等について，周知及び利用促進を図ります。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### 〔事業の内容〕

重度の障害のある者に対し日常生活用具の給付等を行い、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

### 〔1年間の給付見込量〕

| 区 分                       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|
| 介護・訓練支援用具給付件数             | 7        | 9        | 11       |
| 自立生活支援用具給付件数              | 19       | 21       | 23       |
| 在宅療養等支援用具給付件数             | 23       | 23       | 23       |
| 情報・意思疎通支援用具給付件数           | 28       | 28       | 28       |
| 排せつ管理支援用具給付件数             | 3,102    | 3,165    | 3,229    |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）<br>給付件数 | 5        | 5        | 6        |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・日常生活用具給付等事業については、第4期計画期間における実績を勘案し、各年度の給付件数を見込んでいます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。
- ・用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを行うなど、利用者の日常生活の便宜を図ります。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### 〔事業の内容〕

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分                       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |
|---------------------------|----------|-----------|----------|
| 実養成講習修了見込み者数<br>(登録見込み者数) | -<br>(1) | 20<br>(1) | -<br>(1) |

### 〔見込量の設定及び確保のための方策〕

- ・手話奉仕員養成研修事業については、第4期計画内でも、任意事業の中で同様の事業を実施しているため、その実績を勘案して見込量を設定しております。
- ・市では入門課程を前期と後期に分けて2年間で実施しています。

## (9) 移動支援事業

### 〔事業の内容〕

屋外での移動が困難な障害のある者に対して、外出のための支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進します。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 実利用者数   | 78       | 80       | 82       |
| 延べ利用時間数 | 6,708    | 6,880    | 7,052    |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・第4期計画期間における実績を勘案し、年間の実利用者数と延べ利用時間数を見込んでいます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、提供事業者の参入の促進に努めます。
- ・引き続き、潜在的ニーズを把握し、見込量の確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター事業

### 〔事業の内容〕

- ・地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件とされます。
- ・地域活動支援センターⅢ型は、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分    |         | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|---------|----------|----------|----------|
| 市内（Ⅰ型） | 実設置箇所数  | 1        | 1        | 1        |
|        | 年間実利用者数 | 80       | 81       | 82       |
| 市内（Ⅲ型） | 実設置箇所数  | 1        | 1        | 1        |
|        | 年間実利用者数 | 14       | 14       | 14       |
| 市外（Ⅲ型） | 実設置箇所数  | 2        | 2        | 2        |
|        | 年間実利用者数 | 4        | 4        | 4        |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型については、第4期計画期間における実績を勘案し、各年度の設置箇所数と年間の実利用者数を見込んでいます。
- ・市立の地域活動支援センターⅢ型は、事業体系の変更により平成29年度をもって廃止されます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・利用者の継続的な参加と運営の安定を図るため、引き続き事業所に対して運営費を助成するとともに、今後の事業運営等について、事業所と協議を重ねて参ります。

## (11) 訪問入浴サービス事業（任意事業）

### 〔事業の内容〕

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害及び知的障害のある者の身体の清潔の保持，心身機能の維持等を図ります。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施箇所数 | 3        | 3        | 3        |
| 実利用者数 | 10       | 11       | 12       |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・ 訪問入浴サービス事業については，第 4 期計画期間における実績を勘案し，各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・ 実施箇所数は，平成 28 年度の実施箇所数を見込んでいます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・ 障害の特性及びニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

## (12) 知的障害者職親委託制度（任意事業）

### 〔事業の内容〕

知的障害者の自立を図るため，知的障害者をその援護に熱意を持った事業経営者等に一定期間預け，生活指導及び技能習得の訓練等を行います。

### 〔1年間の見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実利用者数 | 1        | 1        | 1        |

### 〔見込量設定の考え方〕

- ・ 第 4 期計画期間における実績と委託先となる職親の受け入れ状況を勘案し，各年度の実利用者数を見込んでいます。

### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・ 職親及び委託されている障害者との連絡を密にし，委託の継続に努めます。

### (13) 日中一時支援事業（任意事業）

#### 〔事業の内容〕

宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場及び活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息を支援します。

#### 〔1年間の見込量〕

| 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施箇所数 | 28       | 28       | 28       |
| 実利用者数 | 125      | 130      | 135      |

#### 〔見込量設定の考え方〕

- ・日中一時支援事業については、第4期計画期間における実績を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・実施箇所数は、平成28年度の実施箇所数を見込んでいます。

#### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・介護をしている家族のニーズ及び障害の特性に対応できる提供体制の整備に努めます。
- ・支給のあり方について、利用者の公平が保てるよう運用していきます。

### (14) 社会参加促進事業（任意事業）

#### 〔事業の内容〕

障害者の社会参加を促進するため、下記事業を実施します。

#### 〔実施事業〕

| 区 分                  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 声の広報等発行事業            | 実施       | 実施       | 実施       |
| 自動車運転免許取得費助成事業       | 実施       | 実施       | 実施       |
| 自動車改造費助成事業           | 実施       | 実施       | 実施       |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 実施       | 実施       | 実施       |

#### 〔見込量設定の考え方〕

- ・第4期計画期間から引き続き、事業を行います。

#### 〔見込量の確保のための方策〕

- ・各種事業が利用できるように体制整備を図ります。

---

資料編

---



# 八千代市障害福祉計画改定のためのアンケート調査結果報告

## 1 アンケートの概要

### 1 目的

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定の資料とするために、障害のある方、障害をお持ちの児童及び児童の保護者へのアンケートを次のとおり実施しました。

### 2 調査対象等

#### (1) 障害者一般アンケート

- ・調査対象：身体障害者手帳，療育手帳又は障害者保健福祉手帳を所持している者
- ・送付数：1,683人
- ・有効回収数：875人（回収率52.0%）

#### (2) 障害児・保護者アンケート

- ・調査対象：身体障害者手帳，療育手帳又は障害者保健福祉手帳を所持している児童及び児童の保護者
- ・送付数：200人
- ・有効回収数：86人（回収率43.0%）

### 3 調査の実施方法及び調査期間

- ・調査の実施方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：平成29年7月5日（水）～同年7月26日（水）

### 4 報告書を見る際の留意点

- アンケート選択肢の語句が長い場合等，本文や表・グラフ中では省略した表現を用いていることがあります。
- 調査結果の比率は，その質問の回答者数を基数として，小数第2位を四捨五入して算出しています。なお，四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の場合の回答比率の合計は，100%を超えていることがあります。
- グラフ中の「n」（net）とは，その質問への回答者数を表しています。

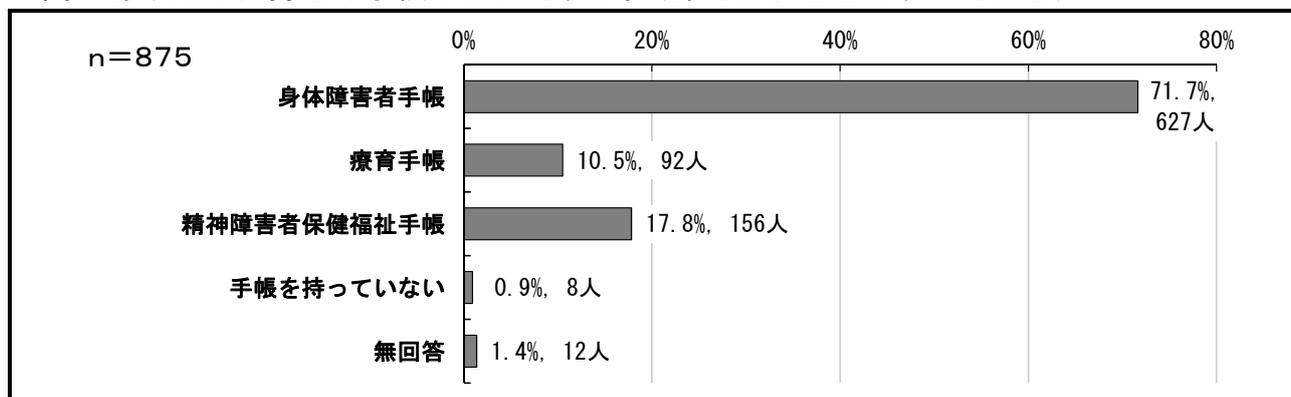
## 2 調査結果

### 2-1. 障害者一般アンケート結果

#### 1. アンケート対象者について

##### (1) アンケート対象者の所持する手帳の種類

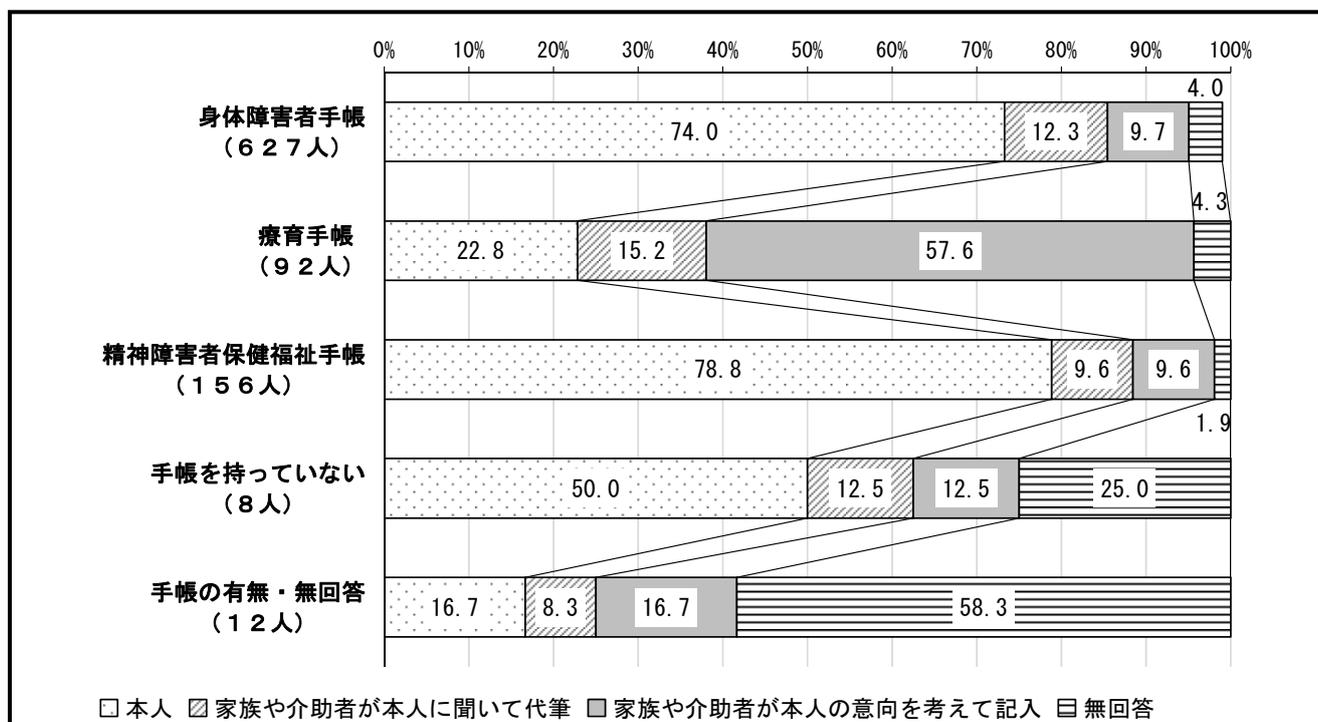
問 あなたのお持ちの手帳はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○所持する手帳の種類は、「身体障害者手帳」が 71.7%で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が 17.8%、「療育手帳」が 10.5%となっています。

##### (2) アンケートの記入者

問 このアンケートの記入者はどなたですか。(1つに○)

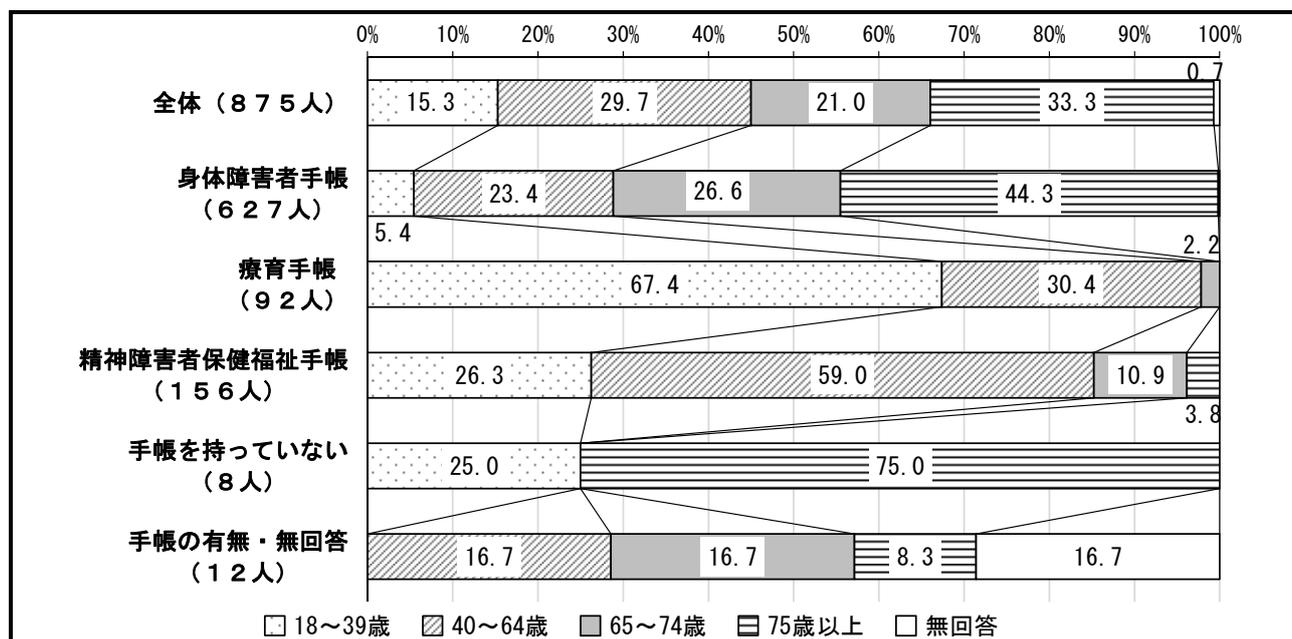


○「本人」がアンケート調査に回答を記入した人は、身体障害と精神障害では7割以上を占めているのに対し、療育手帳では 22.8%となっています。

(3) アンケート対象者の年齢

問 平成 29 年 6 月 1 日現在、あなたは何歳ですか

(あなたとは、宛名の障害のある方ご自身のことをいいます)。(1つに○)



○アンケート対象者の年齢は、65歳以上の高齢者層では、身体障害で約7割、全体では半数以上となっています。

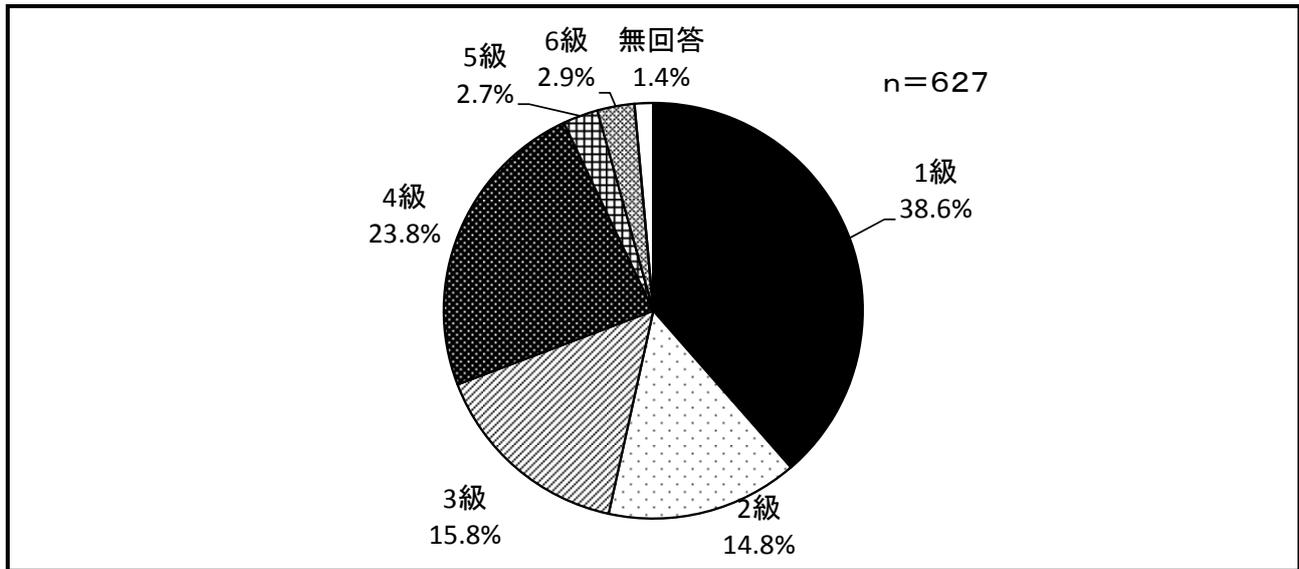
「18歳～39歳」の若い世代では、療育手帳で約7割を占めています。

「40～64歳」の年代では、精神障害が約6割を占めています。

(4) 身体障害者の状況

i) 身体障害者手帳の等級

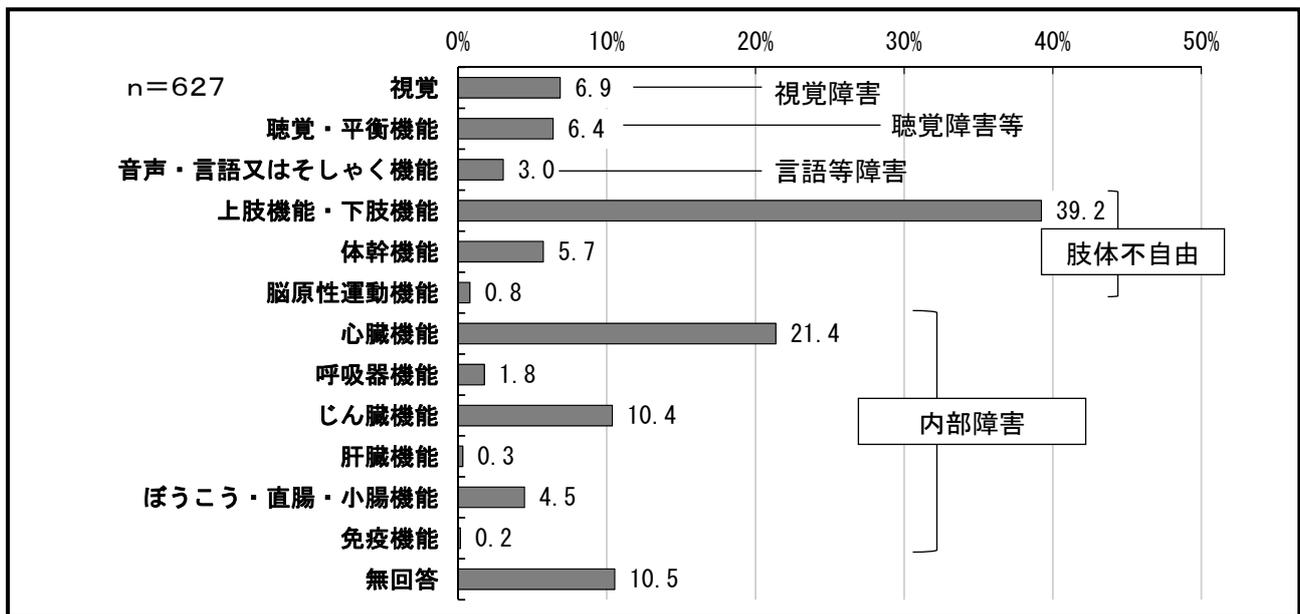
問 あなたの身体障害者手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)



○身体障害者手帳の等級は、「1級」が38.6%で最も多く、次いで「4級」が23.8%、「3級」が15.8%、「2級」が14.8%となっています。

ii) 身体障害の種類

問 あなたの身体障害の種類は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○身体障害の種類は、「上肢機能，下肢機能」が39.2%で最も多く、次いで「心臓機能」が21.4%、「じん臓機能」が10.4%などとなっています。

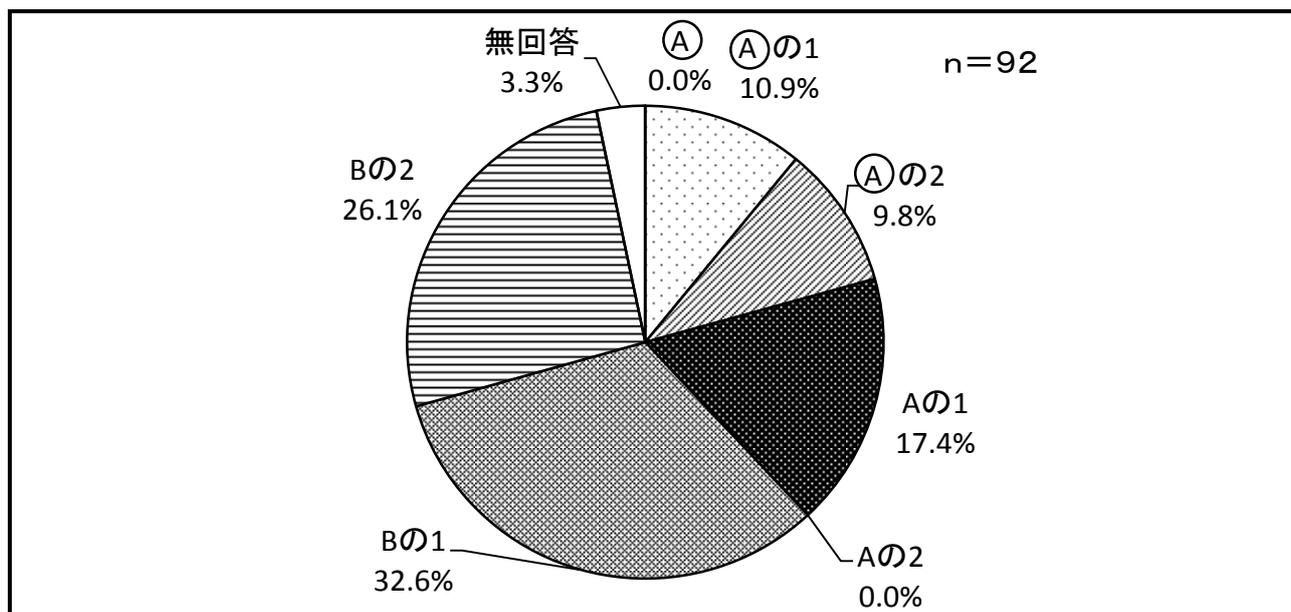
○身体障害の種類を「肢体不自由」「内部障害」「聴覚等障害」「言語等障害」「視覚障害」の5種類に区分すると、次のとおりです。

|        |              |        |              |
|--------|--------------|--------|--------------|
| ・肢体不自由 | 287人 (45.8%) | ・内部障害  | 241人 (38.4%) |
| ・聴覚障害等 | 40人 (6.4%)   | ・言語等障害 | 19人 (3.0%)   |
| ・視覚障害  | 43人 (6.9%)   | (・不明)  | 66人 (10.5%)  |

(5) 知的障害者の状況

i) 療育手帳の等級

問 あなたの療育手帳の程度は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)

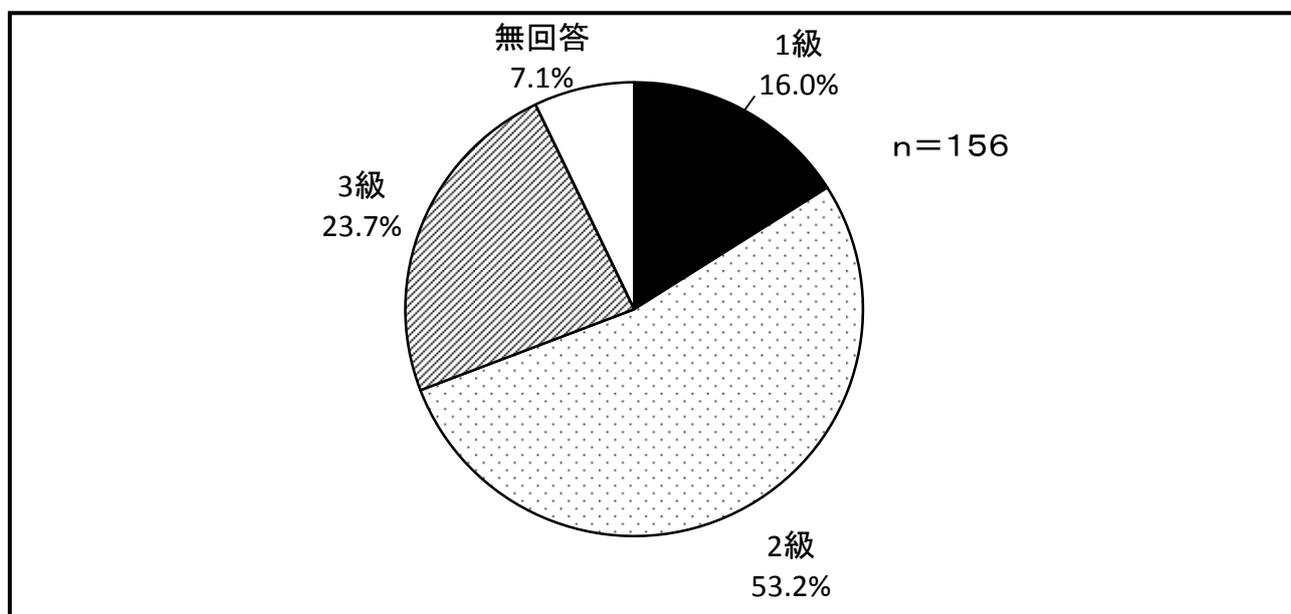


○療育手帳の程度は、「Bの1」が32.6%で最も多く、次いで「Bの2」が26.1%、「Aの1」が17.4%などとなっています。

(6) 精神障害者の状況

i) 精神障害者保健福祉手帳の等級

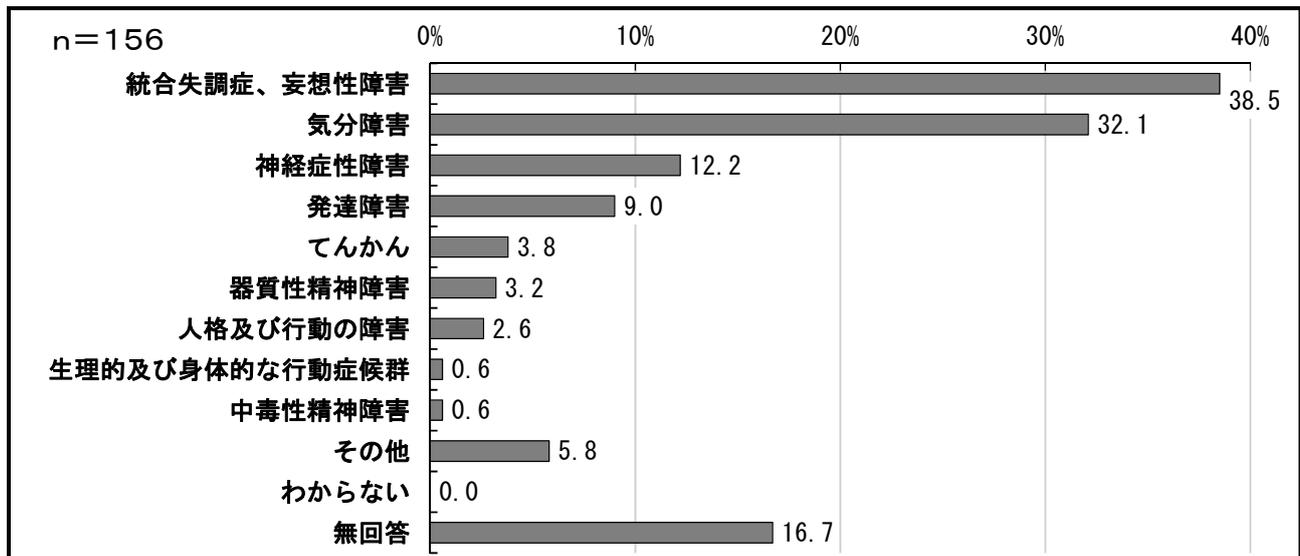
問 あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)



○精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が53.2%、次いで「3級」が23.7%、「1級」が16.0%の順となっています。

ii) 精神疾患の種類

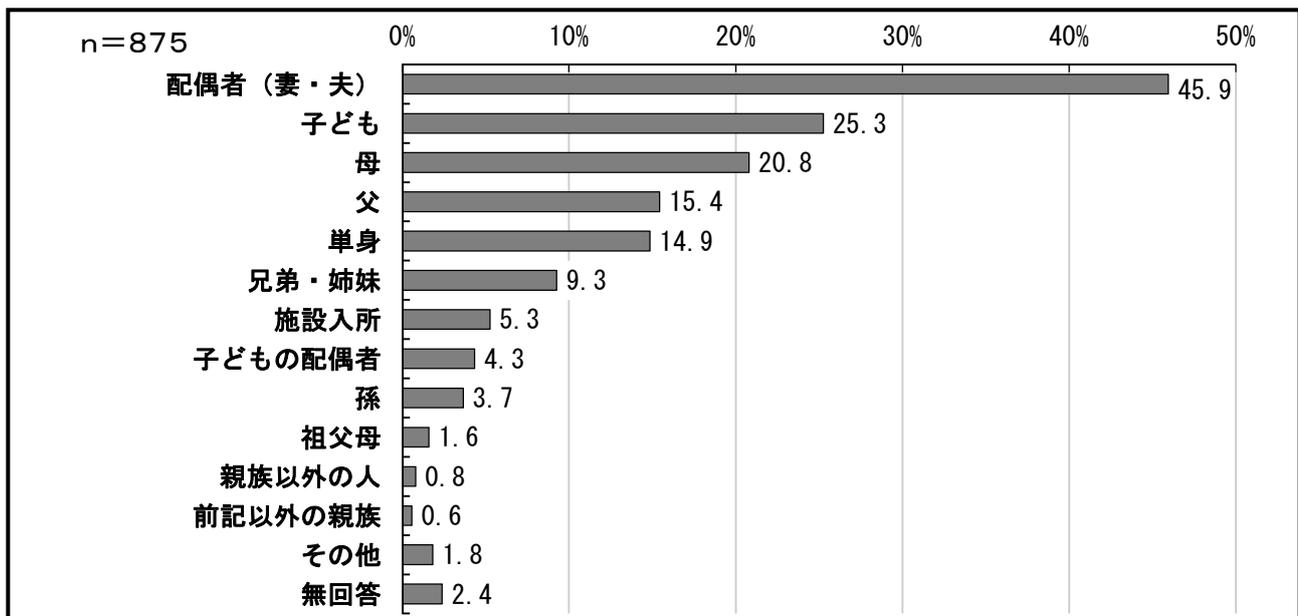
問 あなたの精神疾患の種類は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○精神疾患の種類は、「統合失調症，妄想性障害」が38.5%で最も多く，次いで「気分障害」が32.1%，「神経症性障害」が12.2%となっています。

(7) 一緒に生活している人

問 現在，どなたと一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)



○一緒に生活している人は、「配偶者 (妻・夫)」が45.9%で最も多く，次いで「子ども」が25.3%，「母」が20.8%などとなっています。

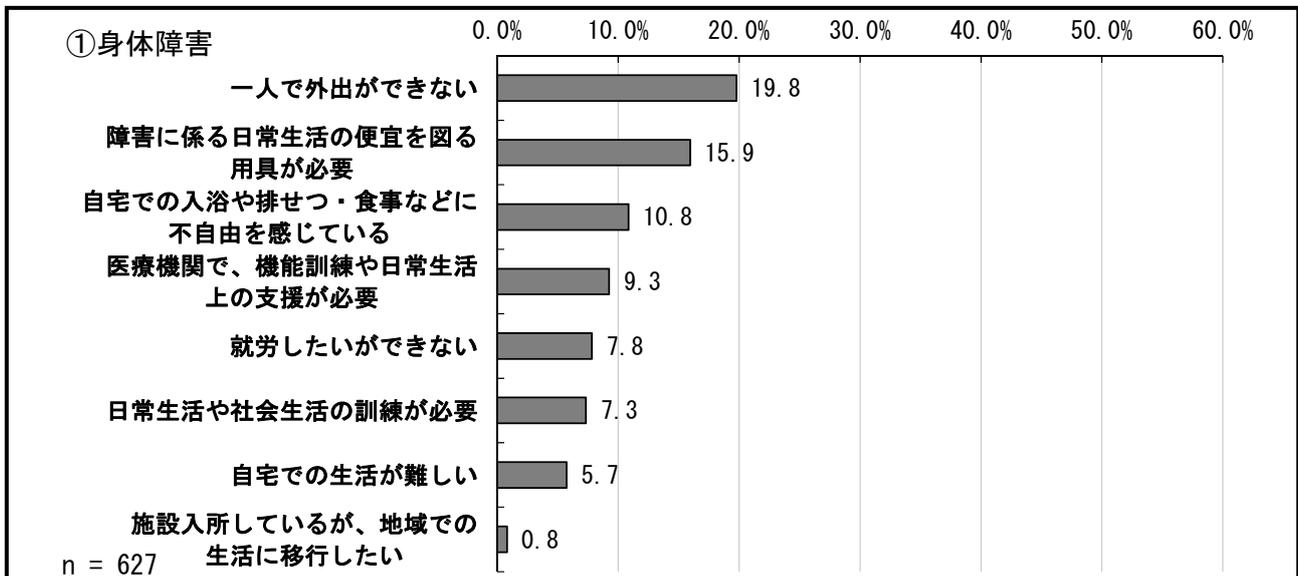
「単身」で生活をしている人は14.9%，「施設入所」は5.3%で，家族と離れて生活する障害者は約2割を占めています。

## 2. 障害福祉サービスの利用について

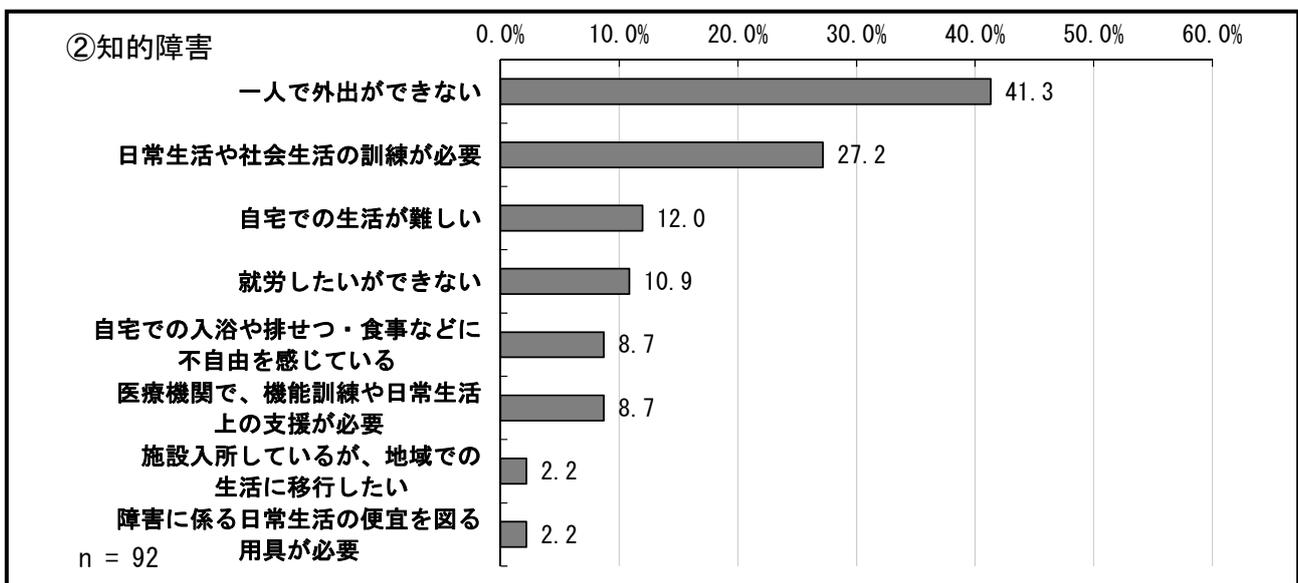
### (1) 生活上で困っていること

問 現在，生活上で困っていることはどのようなことですか。

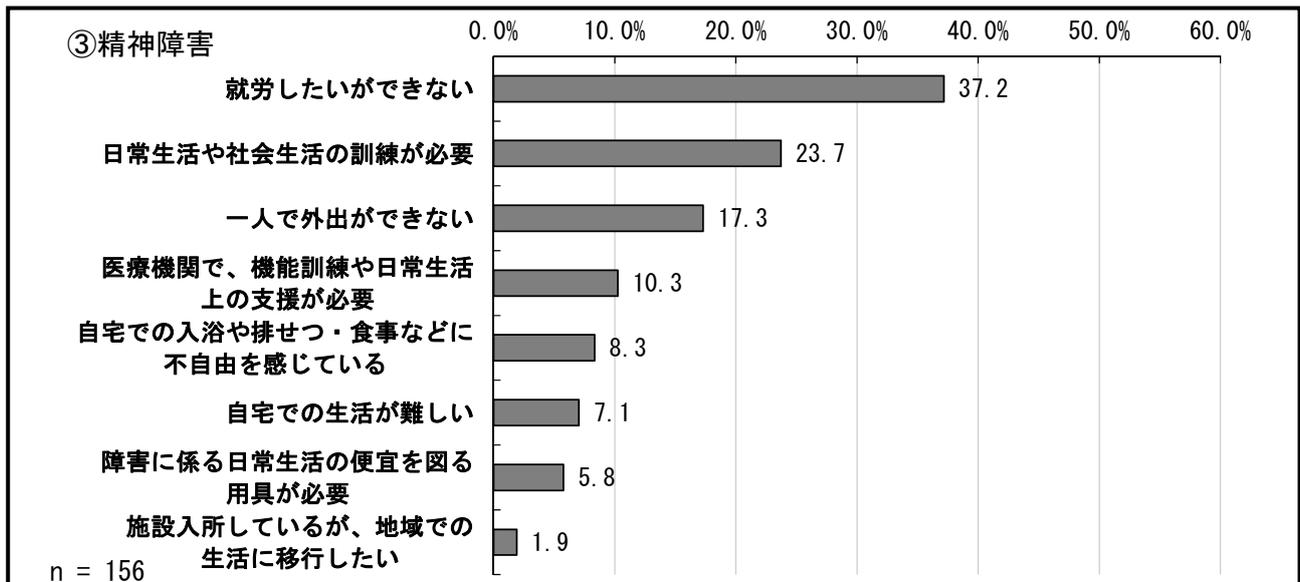
(あてはまるものすべてに○)



○現在，生活上で困っていることについてみると，身体障害では，「一人外出ができない」が 19.8%で最も多くなっています。そのほかの意見として，「障害に係る日常生活の便宜を図る用具が必要」(15.9%)，「自宅での入浴や排せつ・食事などに不自由を感じている」(10.8%)，「医療機関で、機能訓練や日常生活上の支援が必要」(9.3%)などが比較的上位に挙げられています。



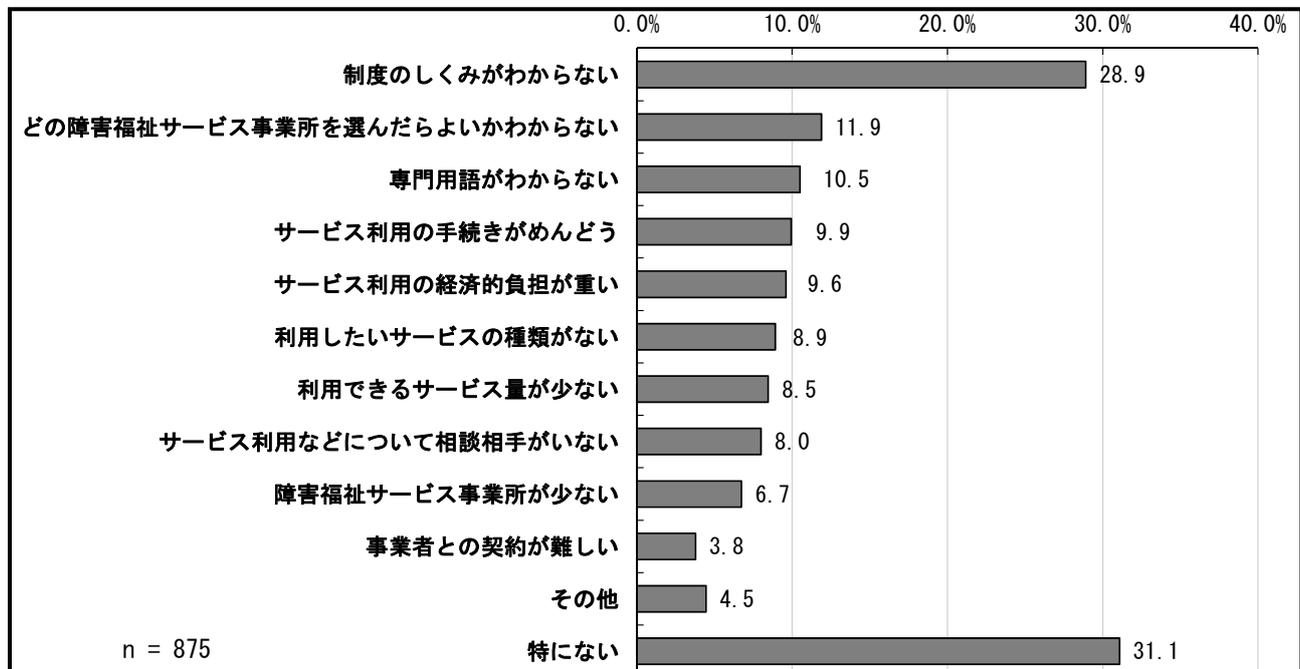
○知的障害では，「一人外出ができない」が 41.3%で最も多くなっています。次いで，「日常生活や社会生活の訓練が必要」が 27.2%で，そのほかの項目と比較し，困っていることで多くの意見が挙げられています。



○精神障害等では、「就労したいができない」が 37.2%で最も多く、他の障害種別と比べ、多く挙げられています。次いで、「日常生活や社会生活の訓練が必要」(23.7%)、「一人で外出ができない」(17.3%)、「医療機関で、機能訓練や日常生活上の支援が必要」(10.3%)などが比較的上位に挙げられています。

## (2) 障害福祉サービスについて困っていること

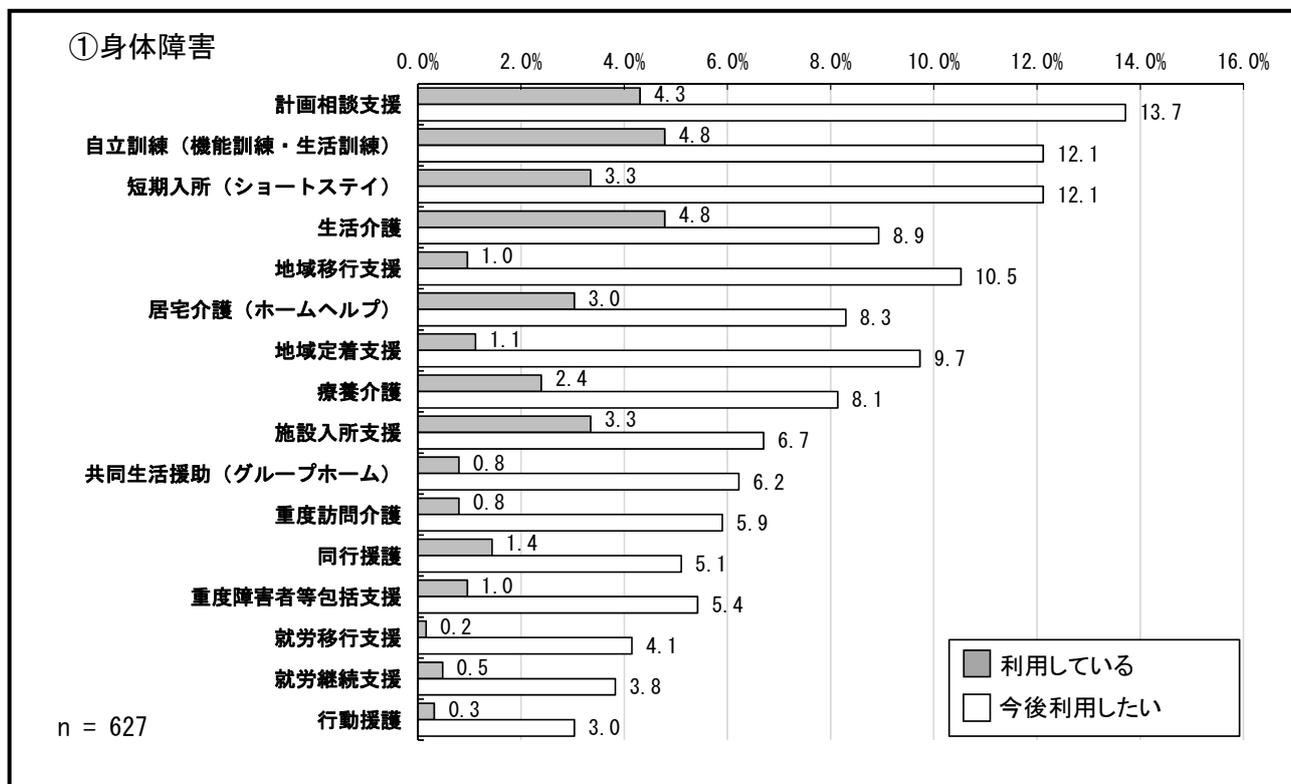
問 現在、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスが行われていますが、困っていることや心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



○障害福祉サービスで困っていることや心配なこととして、「特にない」を除き、「制度のしくみがわからない」が 28.9%で最も多く挙げられています。そのほか、「どの障害福祉サービス事業所を選んだらよいかわからない」(11.9%)、「専門用語がわからない」(10.5%)、「サービス利用の手続きがめんどろ」(9.9%)などが比較的上位に挙げられています。

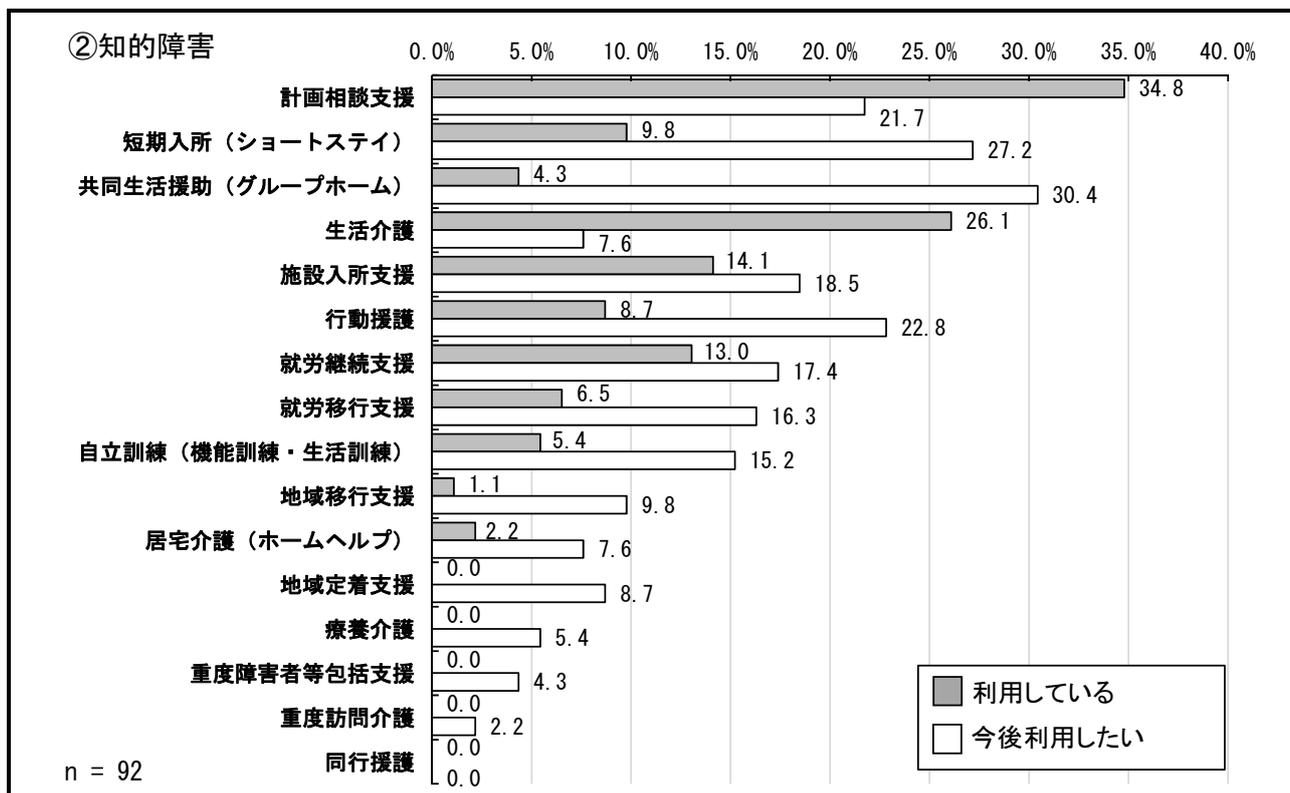
### (3) 障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

問 障害者総合支援法に基づいて行われている主な福祉サービスは以下のような内容になっています。あなたは現在これらを利用していますか。また、今後利用したいと思いませんか。

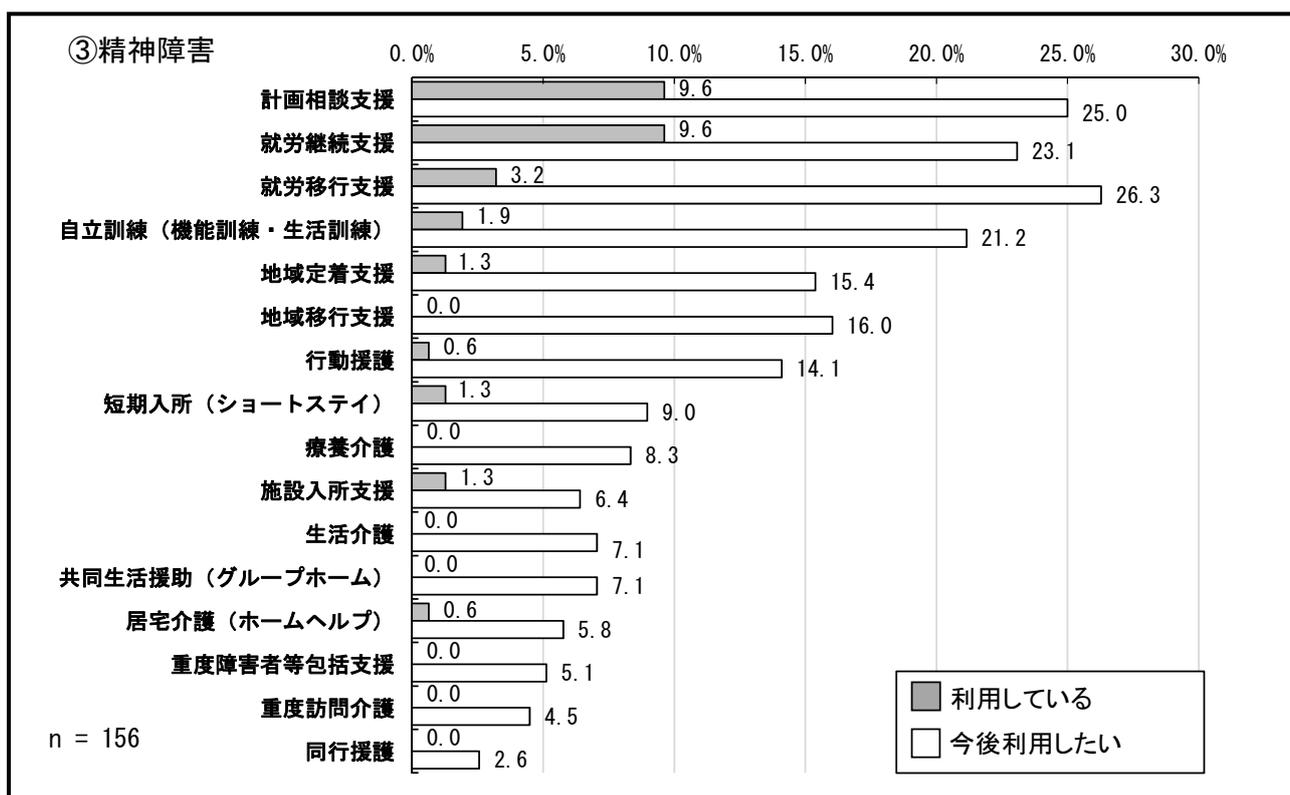


○現在利用しているサービスは、身体障害では「生活介護」，「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が4.8%で最も多く，次いで「計画相談支援」が4.3%となっています。

○今後利用したいサービスは、身体障害では「計画相談支援」が13.7%で最も多く，次いで「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」，「短期入所（ショートステイ）」が12.1%などとなっています。



- 現在利用しているサービスは、知的障害では「計画相談支援」が34.8%で最も多く、次いで「生活介護」(26.1%)、「施設入所支援」(14.1%)となっています。他の障害種別と比べ、現在サービスを利用している傾向が高くなっています。
- 今後利用したいサービスは、知的障害では「共同生活援助 (グループホーム)」が30.4%で最も多く、次いで「短期入所 (ショートステイ)」(27.2%)、「行動援護」(22.8%)などとなっています。

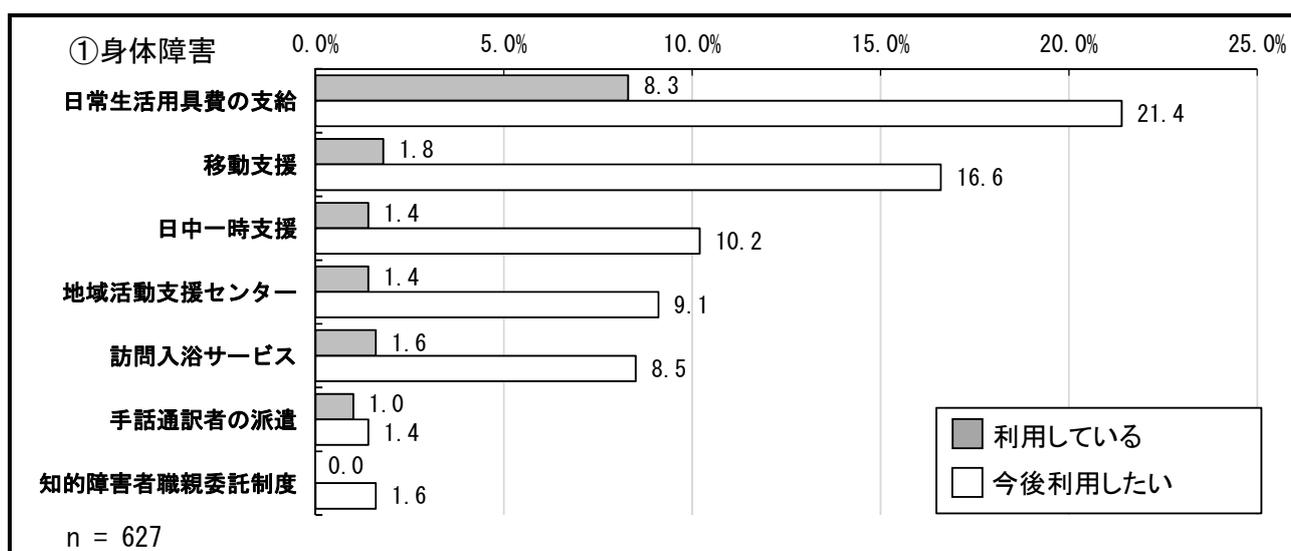


○現在利用しているサービスは、精神障害では「就労継続支援」、「計画相談支援」が9.6%で最も多く、次いで「就労移行支援」(3.2%)となっています。

○今後利用したいサービスは、精神障害では「就労移行支援」が26.3%で最も多く、次いで「計画相談支援」(25.0%)、「就労継続支援」(23.1%)などとなっています。

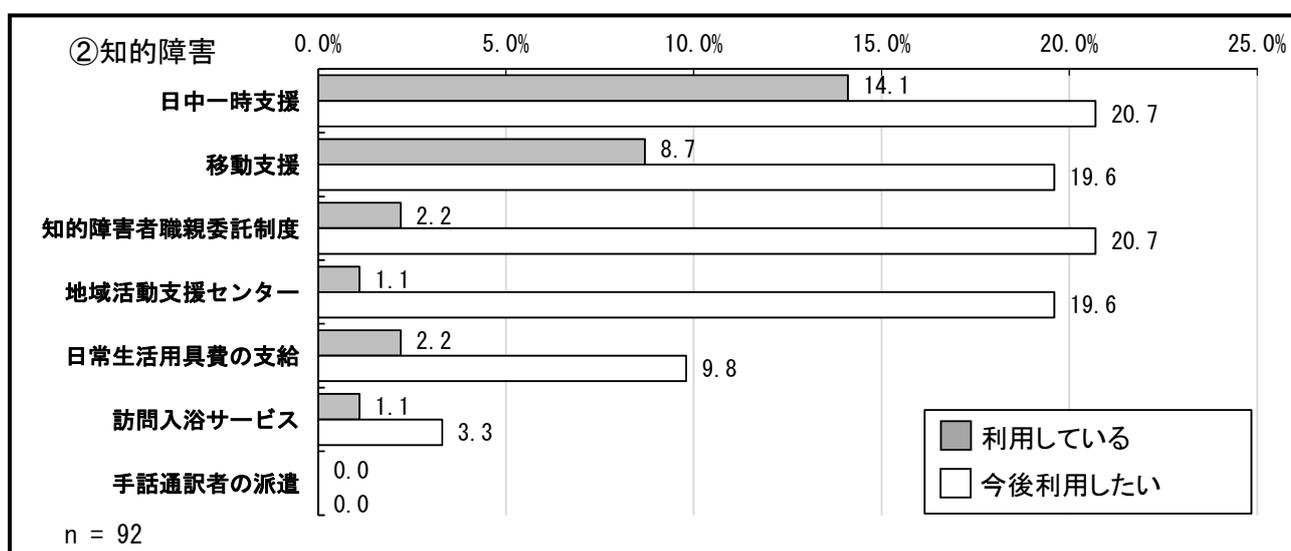
#### (4) 地域生活支援事業の利用状況と今後の利用意向

問 八千代市では地域生活支援事業として下記のサービスを実施しています。あなたは現在これらのサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。



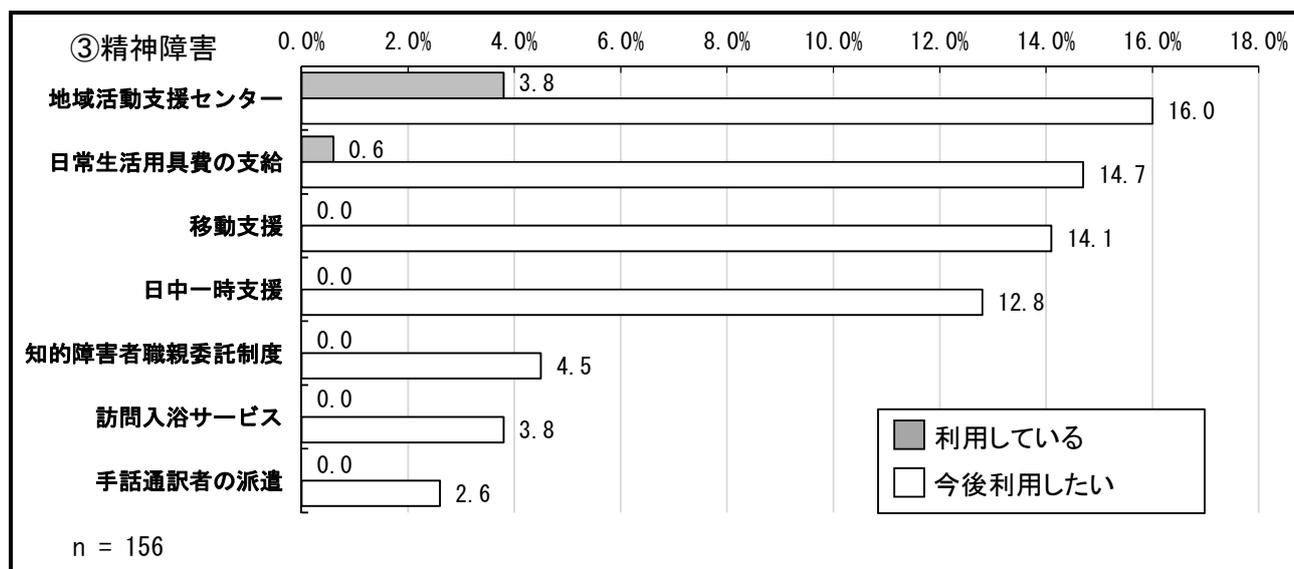
○八千代市の地域生活支援事業の中で、現在利用しているサービスは、身体障害では「日常生活用具費の支給」が8.3%で最も多くなっています。

○今後利用したいサービスは、身体障害では「日常生活用具費の支給」が21.4%で最も多く、次いで「移動支援」が16.6%、「日中一時支援」が10.2%などとなっています。



○八千代市の地域生活支援事業の中で、現在利用しているサービスは、知的障害では「日中一時支援」が14.1%で最も多くなっています。次いで「移動支援」が8.7%となっています。

○今後利用したいサービスは、知的障害では「日中一時支援」と「知的障害者職親委託制度」が20.7%で最も多く、次いで「移動支援」と「地域活動支援センター」が19.6%などとなっています。

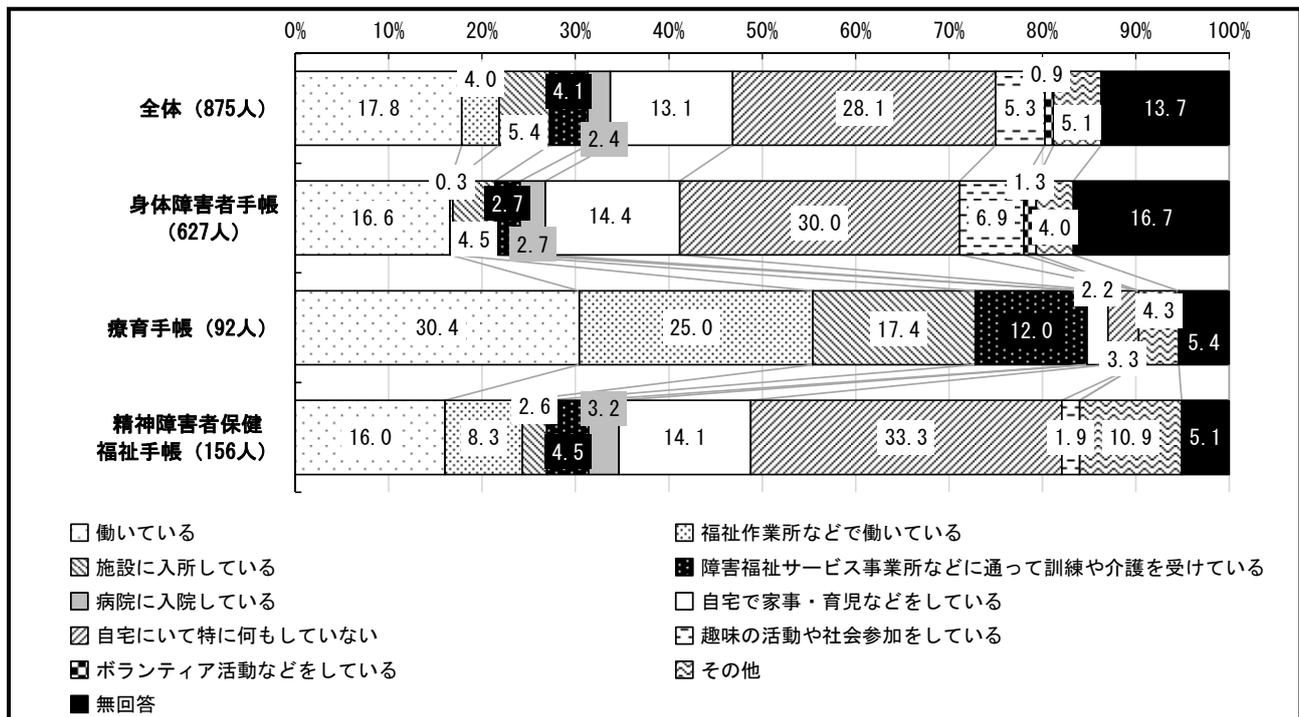


○八千代市の地域生活支援事業の中で、現在利用しているサービスは、精神障害では「地域活動支援センター」が3.8%で最も多くなっています。

### 3. 日中の過ごし方について

#### (1) 平日の昼間の主な過ごし方

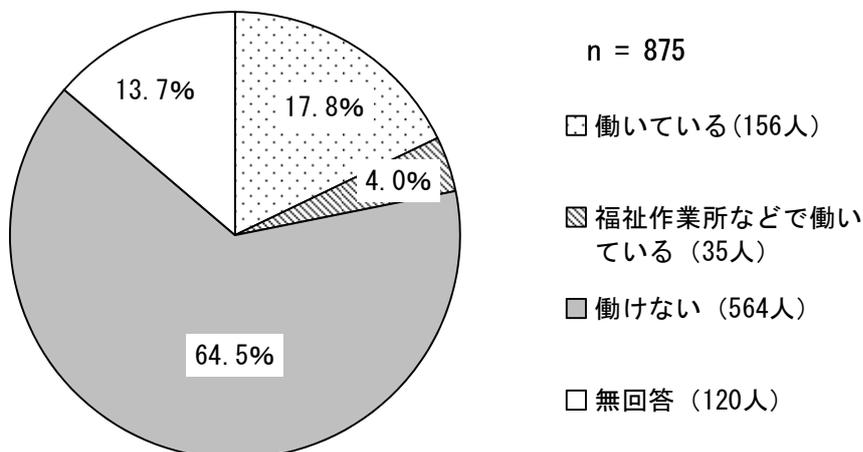
問 あなたは、平日の昼間は、主にどこで（何を）して過ごしていますか。（1つに○）



○平日昼間の過ごし方は、身体障害では「自宅にいて特に何もしていない」が30.0%で最も多く、次いで「働いている」が16.6%、「自宅で家事・育児などを行っている」が14.4%などとなっています。

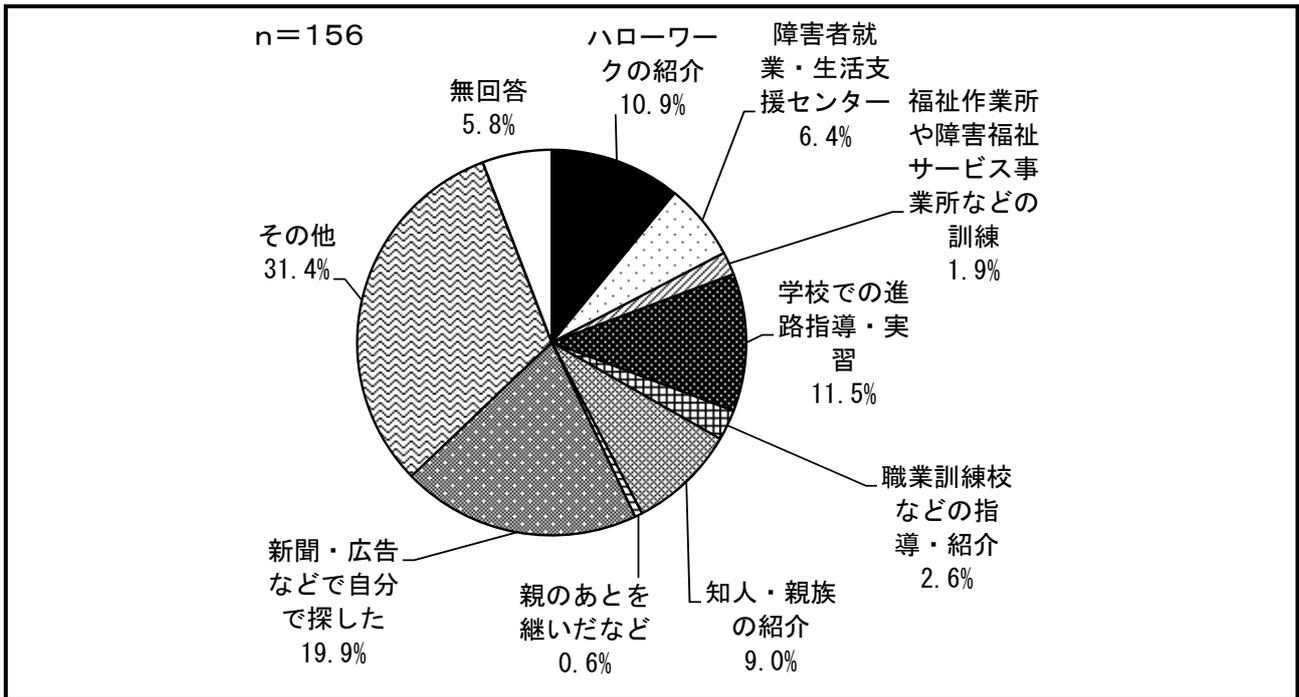
知的障害では「働いている」が30.4%で最も多く、次いで「福祉作業所などで働いている」が25.0%で、一般就労と福祉的就労を合わせると5割以上が日中就労しています。そのほか、「施設に入所している」が17.4%などとなっています。精神障害では「自宅にいて特に何もしていない」が33.3%で最も多く、「働いている」が16.0%、「自宅で家事・育児などを行っている」が14.1%などとなっています。

※回答全体を「働いている」、「福祉作業所などで働いている」、「働けない」、「無回答」に分類



(2) 仕事に就く主なきっかけ

問 「働いている」とお答えの方へ) 仕事に就く主なきっかけは何でしたか。(1つに○)

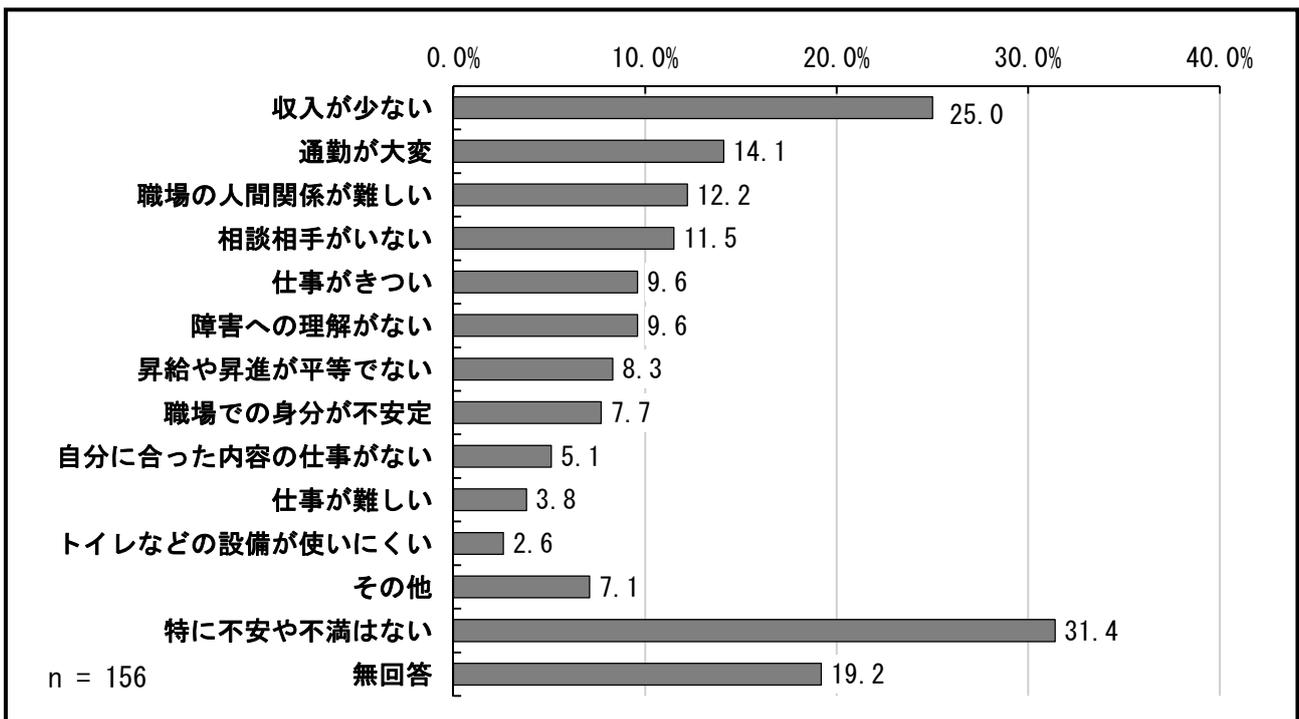


○仕事に就いた主なきっかけは、「新聞・広告などで自分で探した」が 19.9%で最も多く、次いで「学校での進路指導・実習」が 11.5%、「ハローワークの紹介」が 10.9%、「知人・親族の紹介」が 9.0%などとなっています。

(3) 仕事上の不安や不満

問 「働いている」とお答えの方へ) 仕事をする上で不安や不満はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

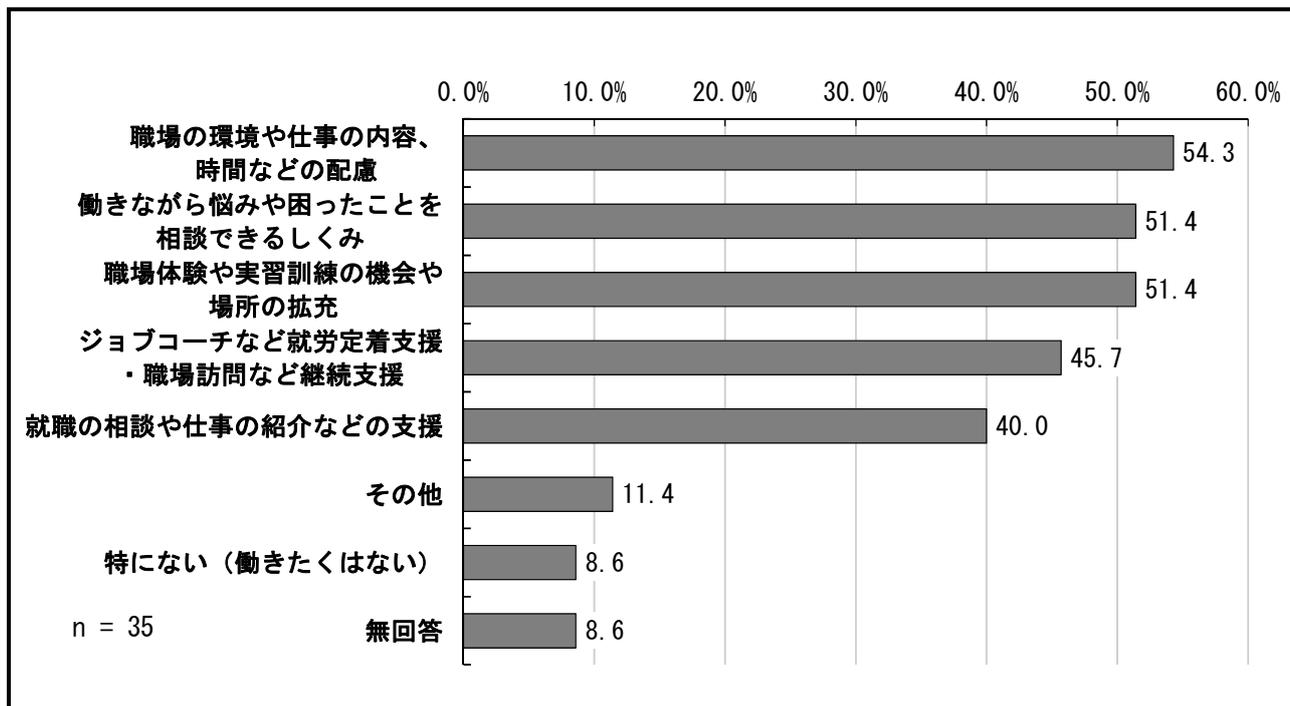


○仕事上の不安や不満は、「収入が少ない」が25.0%で最も多く、次いで「通勤が大変」が14.1%、「職場の人間関係が難しい」が12.2%などとなっています。一方、「特に不安や不満はない」が31.4%となっています。

(4) 一般就労への移行のために必要な支援

問 (「福祉作業所などで働いている」とお答えの方へ) あなたは、どのような支援があれば企業などでの一般就労に移行できると思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

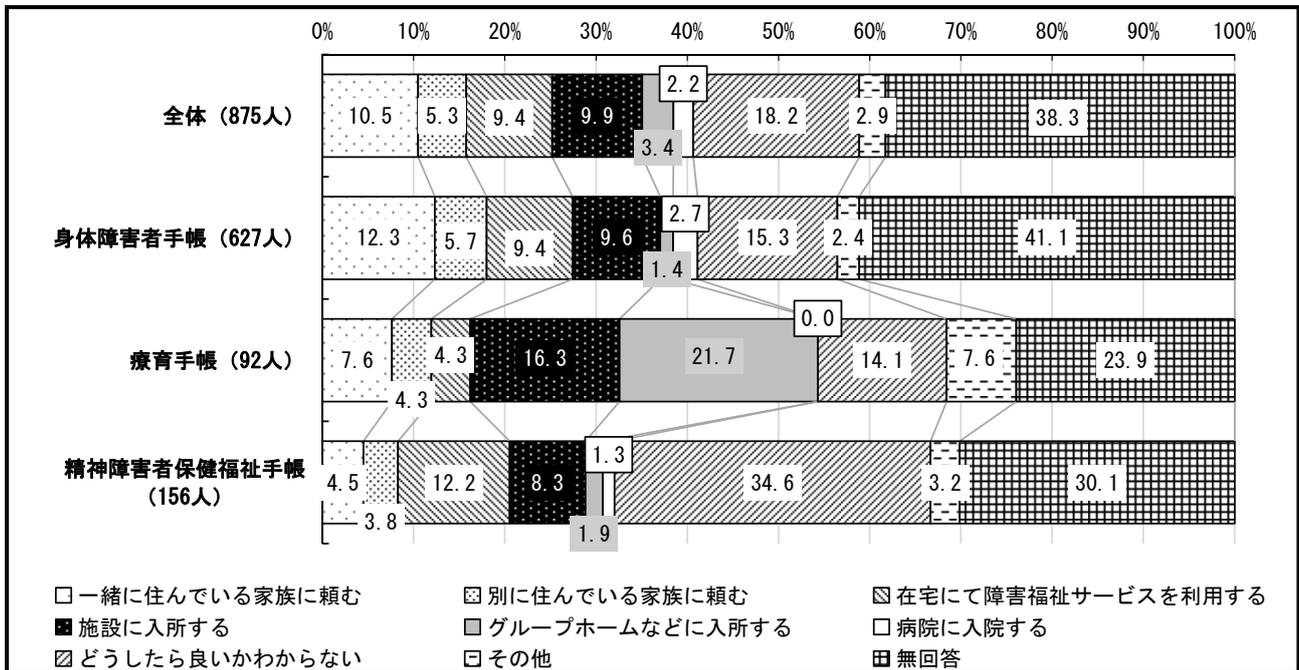


○一般就労への移行のために必要な支援は、「職場の環境や仕事の内容、時間などの配慮」が54.3%で最も多く、次いで「働きながら悩みや困ったことを相談できるしくみ」と「職場体験や実習訓練の機会や場所の拡充」が51.4%などとなっています。一方、「特にない(働きたくはない)」も8.6%となっています。

#### 4. 将来の生活について

##### (1) 介助者が介助・支援できなくなった場合

問 毎日の生活の中で介助や支援が必要な方にお聞きします。主な介助者があなたを介助・支援できなくなった場合はどうしますか。(1つに○)



○介助者が介助支援できなくなった場合、全体では「どうしても良いかわからない」が18.2%で最も多く、次いで「一緒に住んでいる家族に頼む」が10.5%、「施設に入所する」が9.9%などとなっています。

障害種別にみると、身体障害では「どうしても良いかわからない」が15.3%で最も多く、次いで「一緒に住んでいる家族に頼む」が12.3%、「施設に入所する」が9.6%などとなっています。

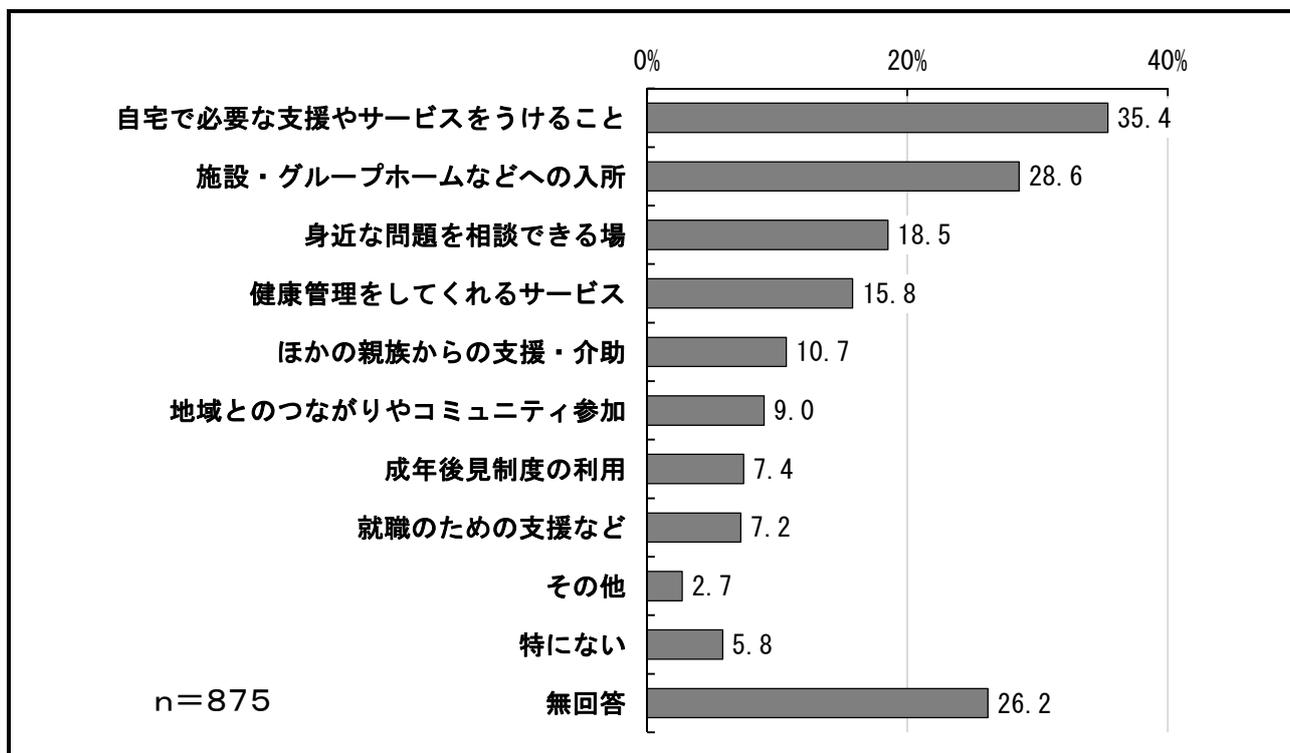
知的障害では「グループホームなどに入所する」が21.7%で最も多く、次いで「施設に入所する」が16.3%などとなっています。一方、「どうしても良いかわからない」が14.1%となっています。

精神障害では「どうしても良いかわからない」が34.6%で最も多く、「在宅にて障害福祉サービスを利用する」が12.2%、「施設に入所する」が8.3%などとなっています。

どの障害種別も「どうしても良いかわからない」が多くあり、介助者が介助・支援できなくなった場合、他の家族でなく施設などの福祉サービスの利用を考える意見が多い傾向にあります。

(2) 主な介助者が亡くなったり、高齢になって介助が難しくなった場合

問 自分を主に介助してくれている人（親、兄弟、親族など）が亡くなったり、高齢になって介助することが難しくなったりしたときにあなたが必要だと思うことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

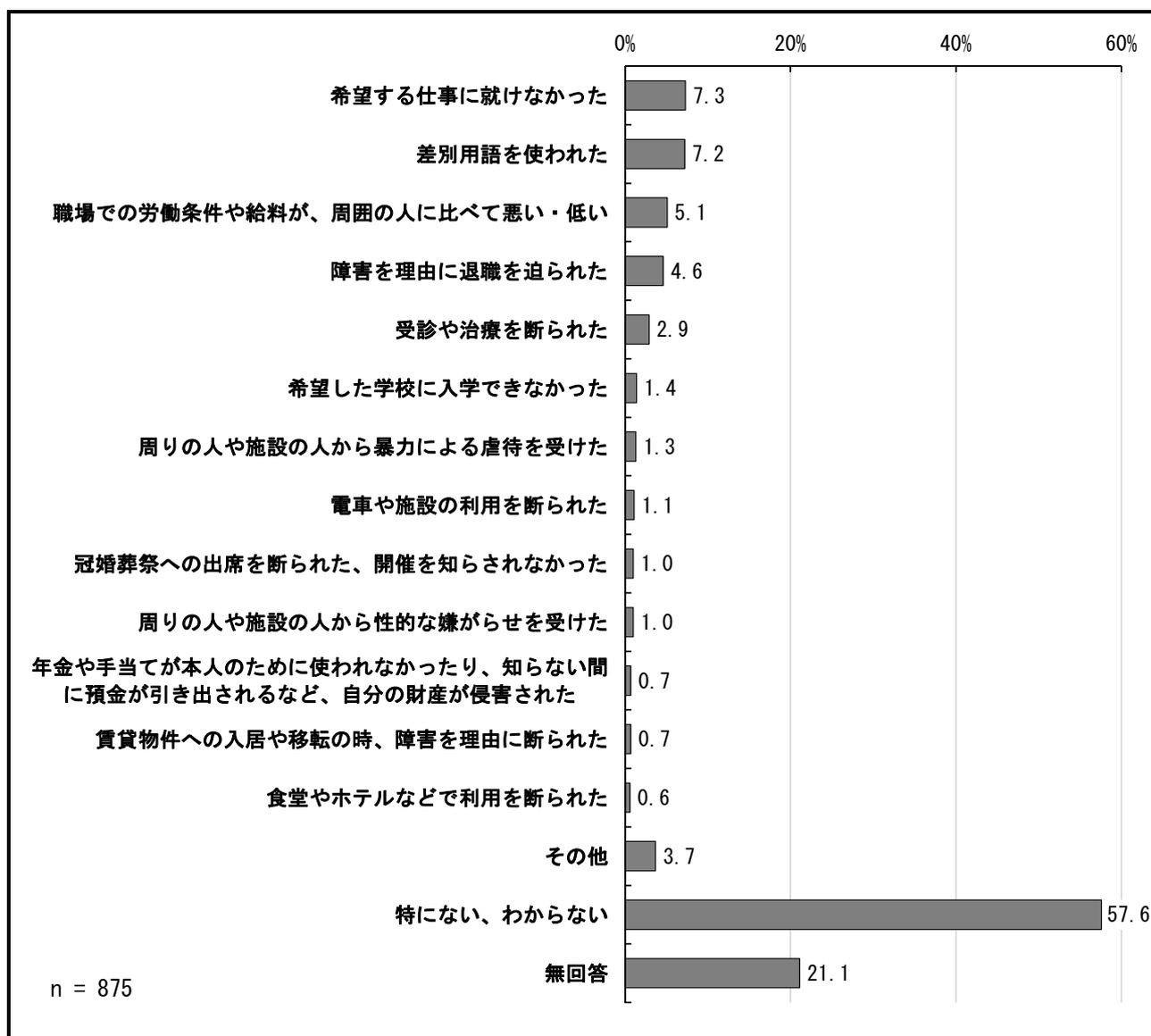


○主な介助者が亡くなったり、高齢になって介助が難しくなった場合必要だと思うことは、「自宅で必要な支援やサービスをうけること」が 35.4%で最も多く、次いで「施設・グループホームなどへの入所」が 28.6%、「身近な問題を相談できる場」が 18.5%などとなっています。

## 5. 権利擁護などについて

### (1) 人権を損なう扱いを受けた経験

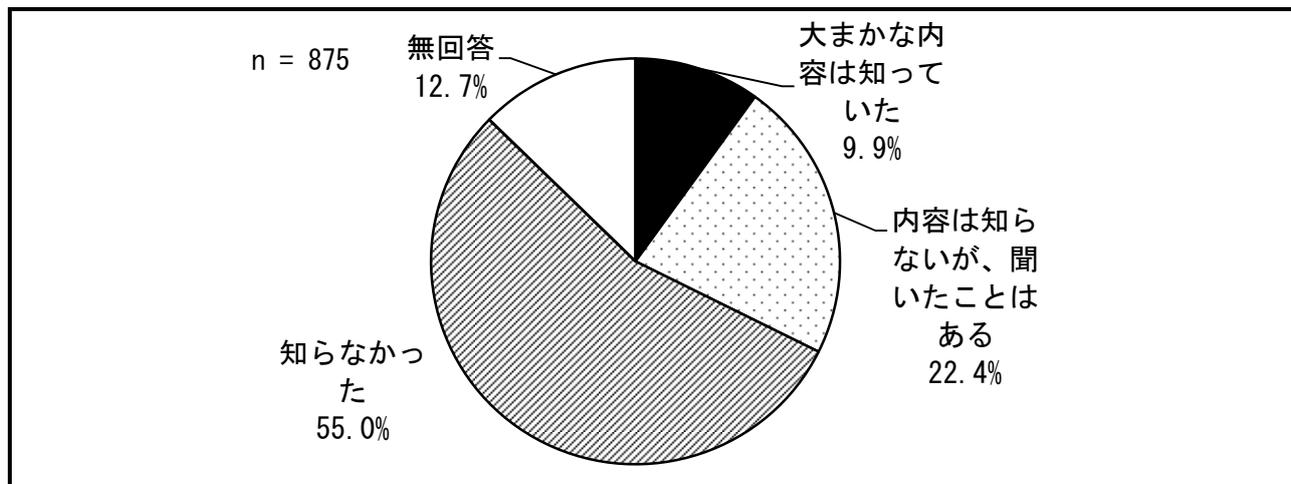
問 あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。(あてはまるものすべてに○)



○人権を損なう扱いを受けた経験があるかどうかについてたずねたところ、「特にない、わからない」が 57.6%で過半を占めています。『経験がある』として比較的上位に挙げられたのは、「希望する仕事に就けなかった」(7.3%)、「差別用語が使われた」(7.2%)、「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて悪い・低い」(5.1%) などとなっています。

## (2) 障害者差別解消法についての認知状況

問 あなたは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」をご存知ですか。（1つに○）

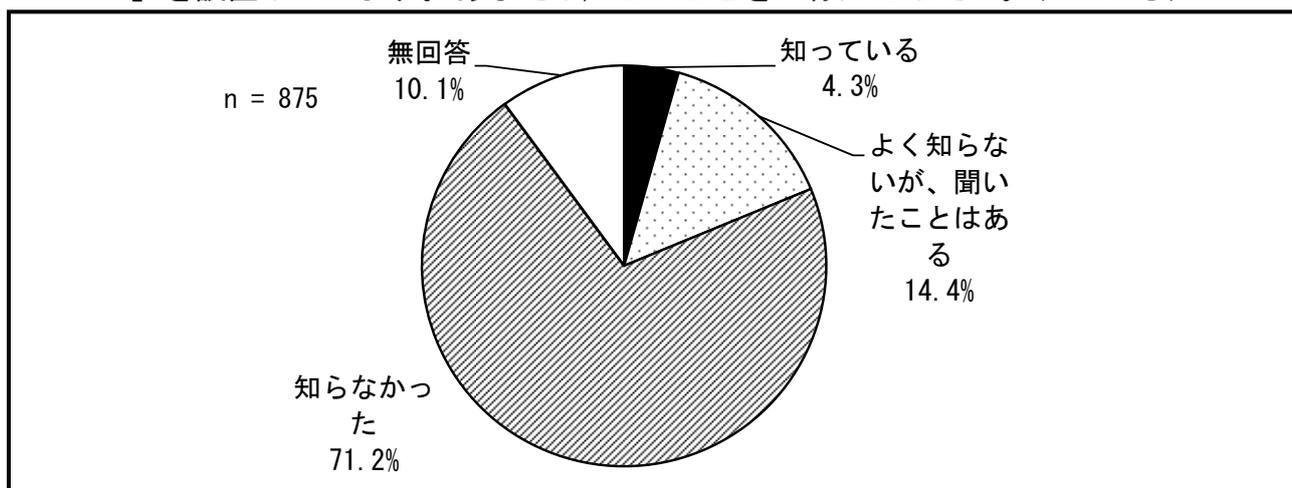


○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の認知状況についてみると、「大まかな内容は知っていた」（9.9%）と「内容は知らないが、聞いたことはある」（22.4%）を合わせると、約3割の障害者が知っているとなっています。

一方で、「知らなかった」は55.0%であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は認知度が低い状況になっています。

## (3) 障害者虐待防止センターの認知状況

問 八千代市では、障害のある方ご本人やそのご家族、支援者など周囲の方からの障害者虐待に関する悩みや疑問など、様々な相談を受け付ける「障害者虐待防止センター」を設置しています。あなたは、このことをご存知でしたか。（1つに○）



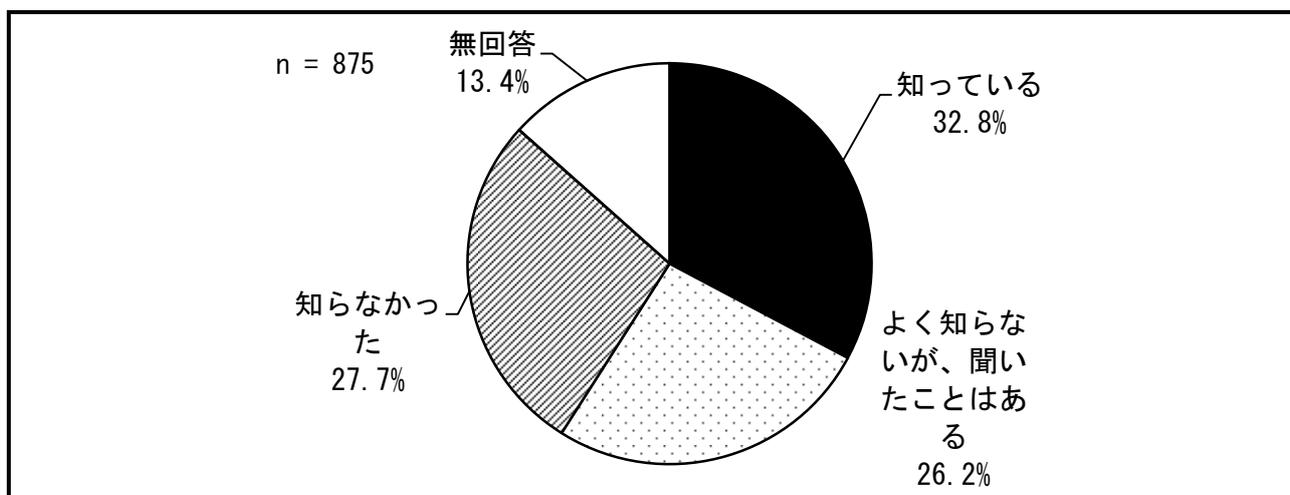
○「障害者虐待防止センター」の認知状況は、「知っている」（4.3%）と「よく知らないが、聞いたことはある」（14.4%）を合わせた『聞いたことがある』方が約2割となっています。

「知らなかった」（71.2%）が7割を上回っており、認知度が低い状況となっています。

#### (4) 成年後見人制度

##### i) 成年後見人制度の認知状況

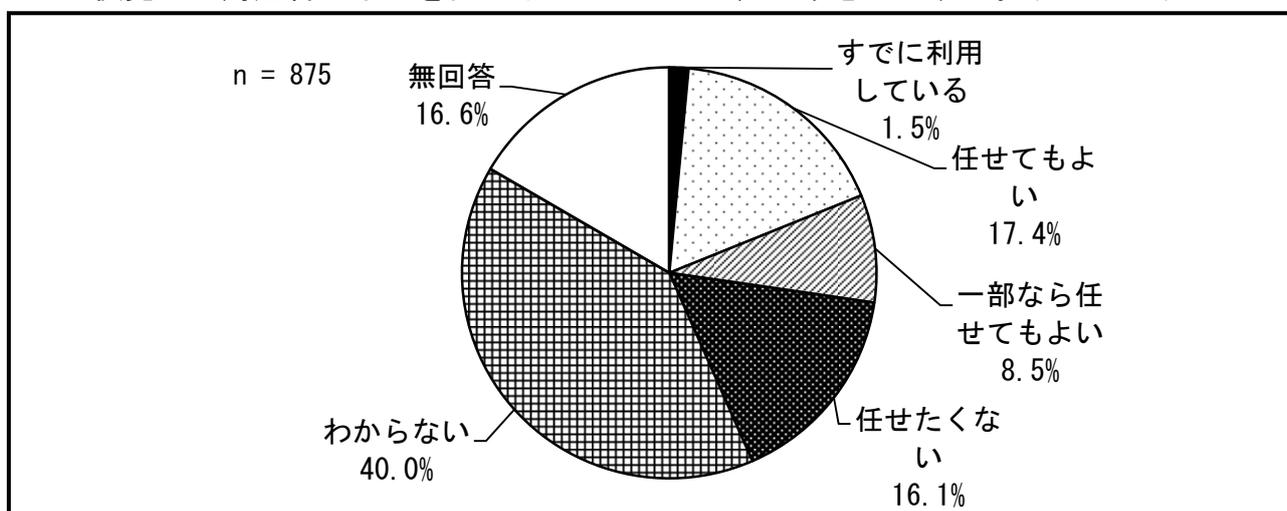
問 あなたは「成年後見制度」をご存知ですか。(1つに○)



○成年後見制度の認知状況は、「知っている」(32.8%)の回答が最も多く、「よく知らないが、聞いたことはある」(26.2%)を合わせた『聞いたことがある』方は約6割となっています。

##### ii) 成年後見人制度の利用について

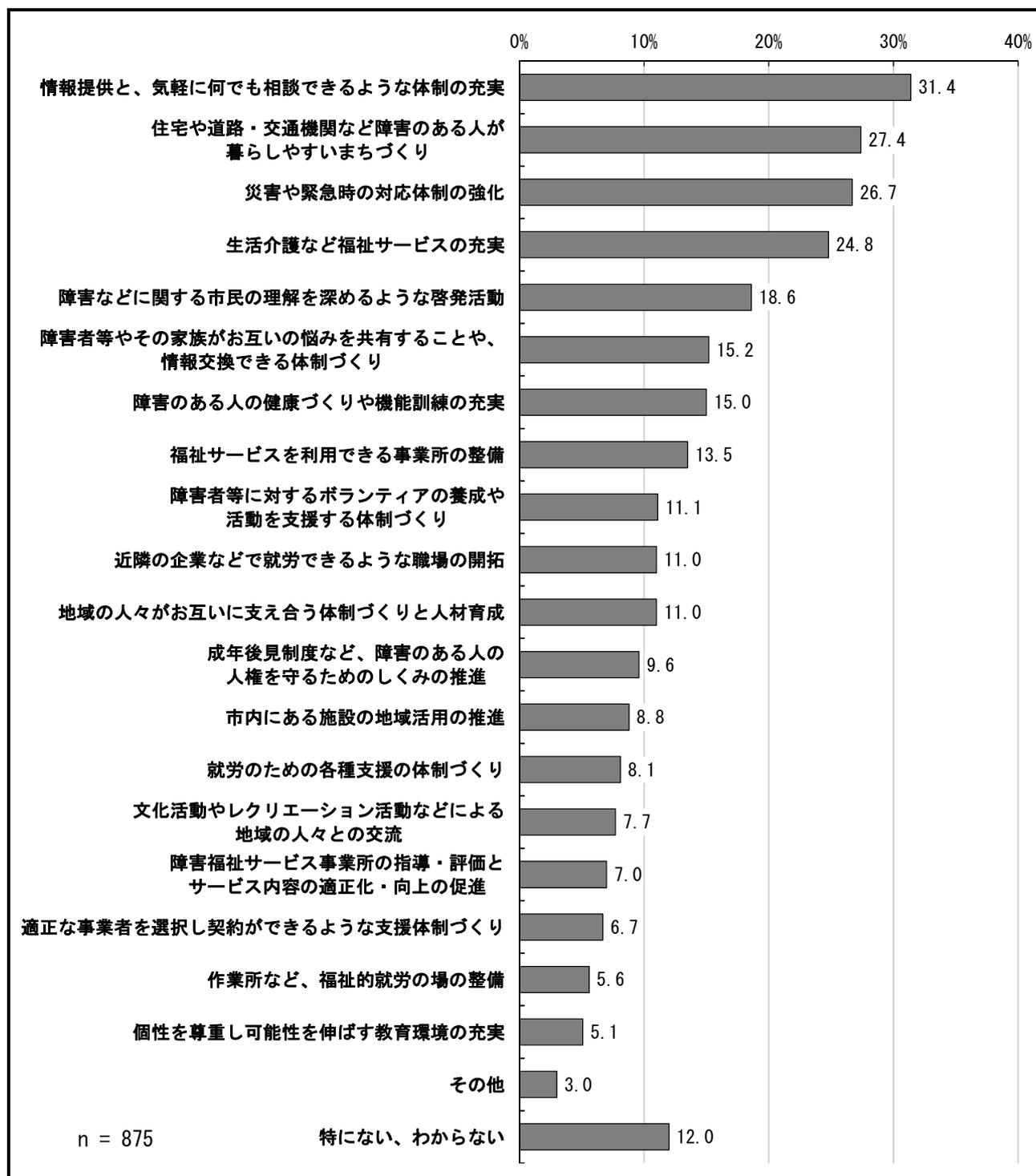
問 あなたは、万一自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用し、後見人に財産管理などを任せることについて、どう思いますか。(1つに○)



○成年後見制度の利用についてたずねたところ、「すでに利用している」が1.5%、「任せてもよい」が17.4%、「一部なら任せてもよい」が8.5%で、これらの意見を合わせた利用について前向きな意見は約3割となっています。  
「任せたくない」が16.1%、「わからない」が40.0%となっています。

## 6. 障害者施策全般について

問 八千代市で暮らしていくうえで、八千代市にこれから特にどのような施策に力を入れてほしいと思いますか。(〇は5つまで)



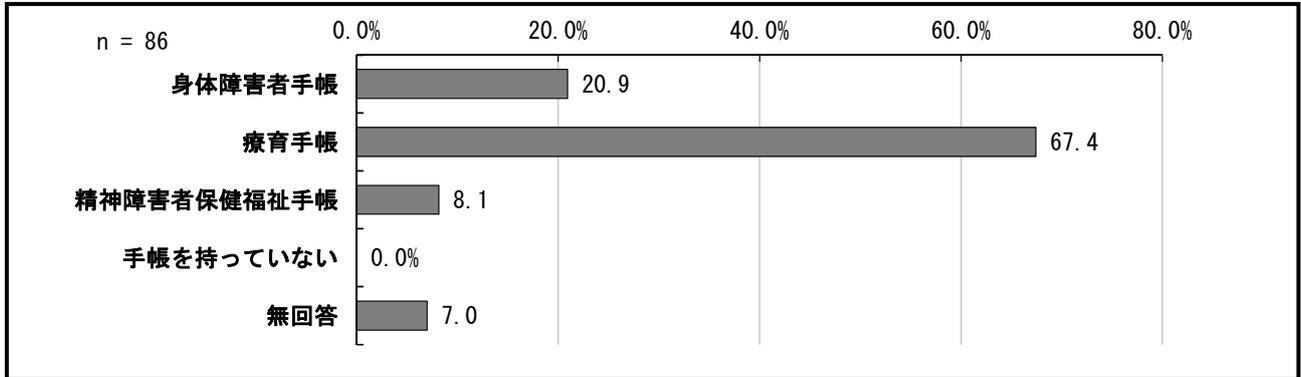
〇市に力を入れてほしい施策についてたずねたところ、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が31.4%で最も多く、次いで「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が27.4%、「災害や緊急時の対応体制の強化」が26.7%、「生活介護など福祉サービスの充実」が24.8%などとなっています。

## 2-2. 障害児・保護者アンケート結果

### 1. アンケート対象者について

#### (1) アンケート対象者の所持する手帳の種類

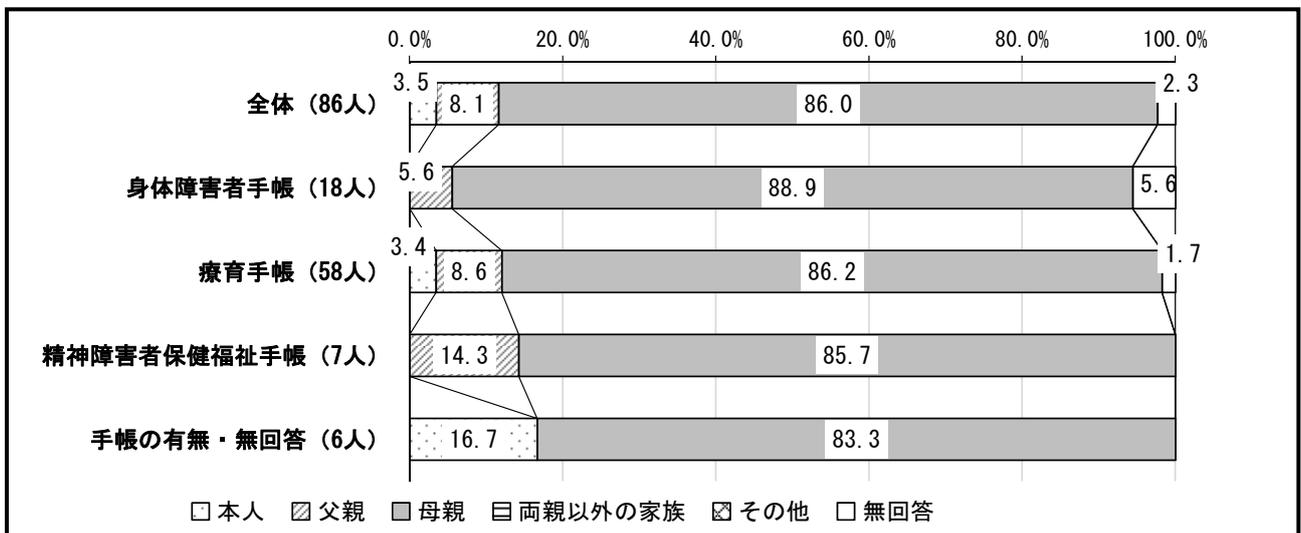
問 障害をおもちのお子様のお持ちの手帳はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○所持する手帳の種類は、「療育手帳」が 67.4%で最も多く、次いで「身体障害者手帳」が 20.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が 8.1%となっています。

#### (2) アンケートの記入者

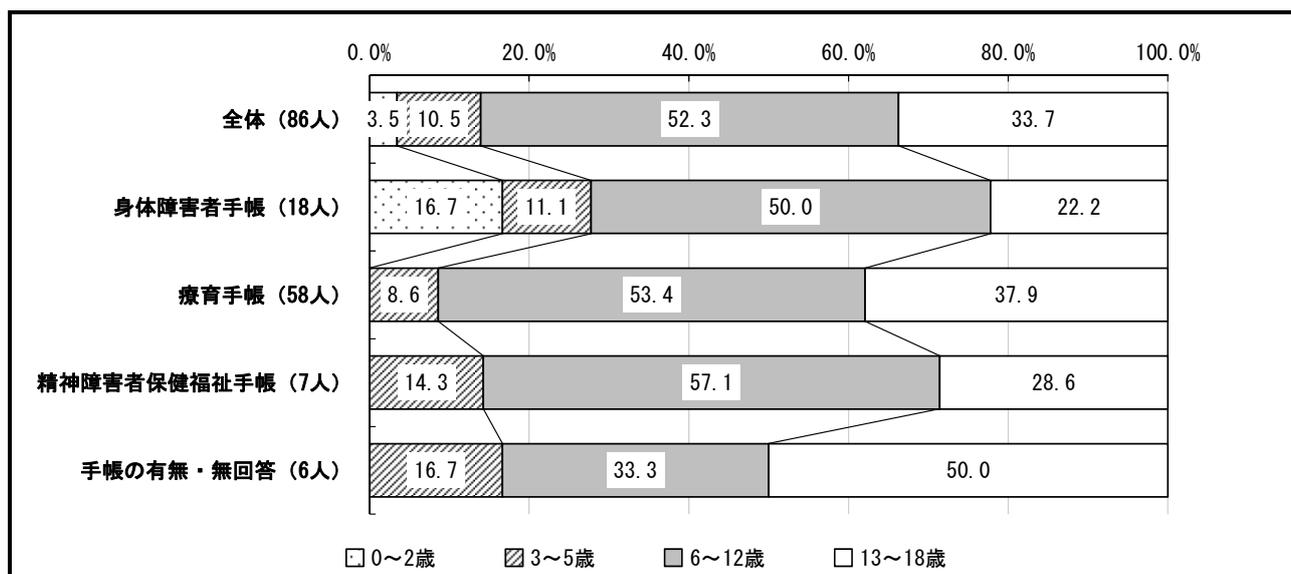
問 このアンケートにご記入いただく方はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



○「母親」がアンケート調査に回答を記入したのは、すべての障害種別で8割以上を占めています。

### (3) 障害をおもちのお子様の年齢

問 障害をおもちのお子様の平成 29 年 6 月 1 日現在の年齢をお答えください。



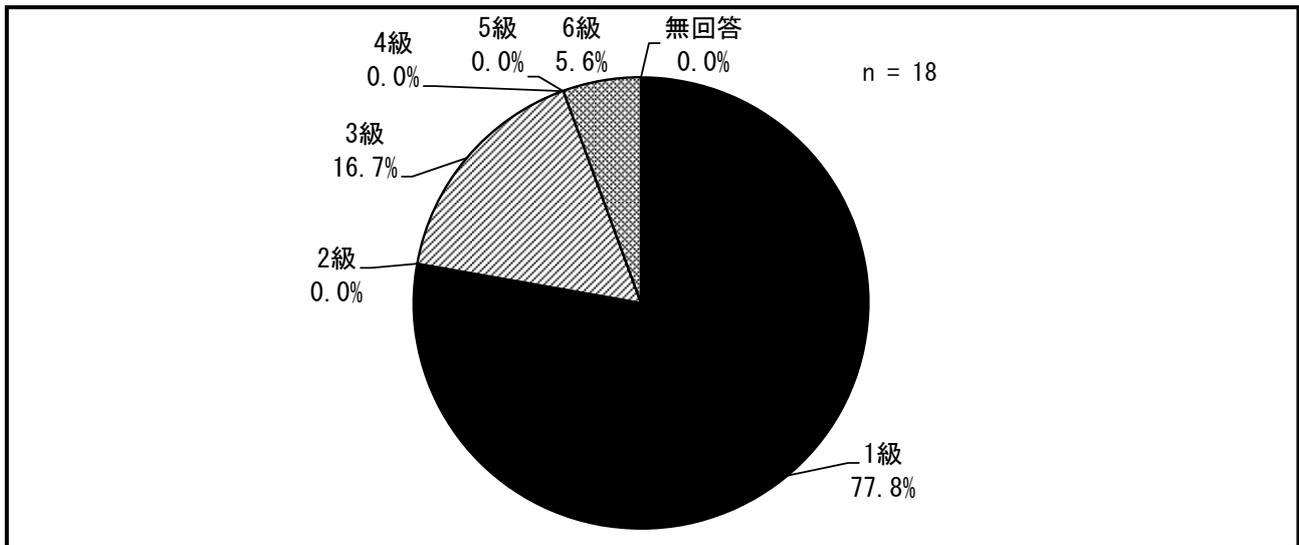
○障害をおもちのお子様の年齢は、「6~12歳」が全体の52.3%を占めています。次いで、「13~18歳」が33.7%、「3~5歳」が10.5%、「0~2歳」が3.5%となっています。

障害種別で見ると、各障害種別とも「6~12歳」が5割以上を占めています。身体障害では、「13~18歳」が22.2%、「0~2歳」が16.7%となっています。知的障害では、「13~18歳」が37.9%、「3~5歳」が8.6%となっています。精神障害では、「13~18歳」が28.6%、「3~5歳」が14.3%となっています。

(4) 身体障害者の状況

i) 身体障害者手帳の等級

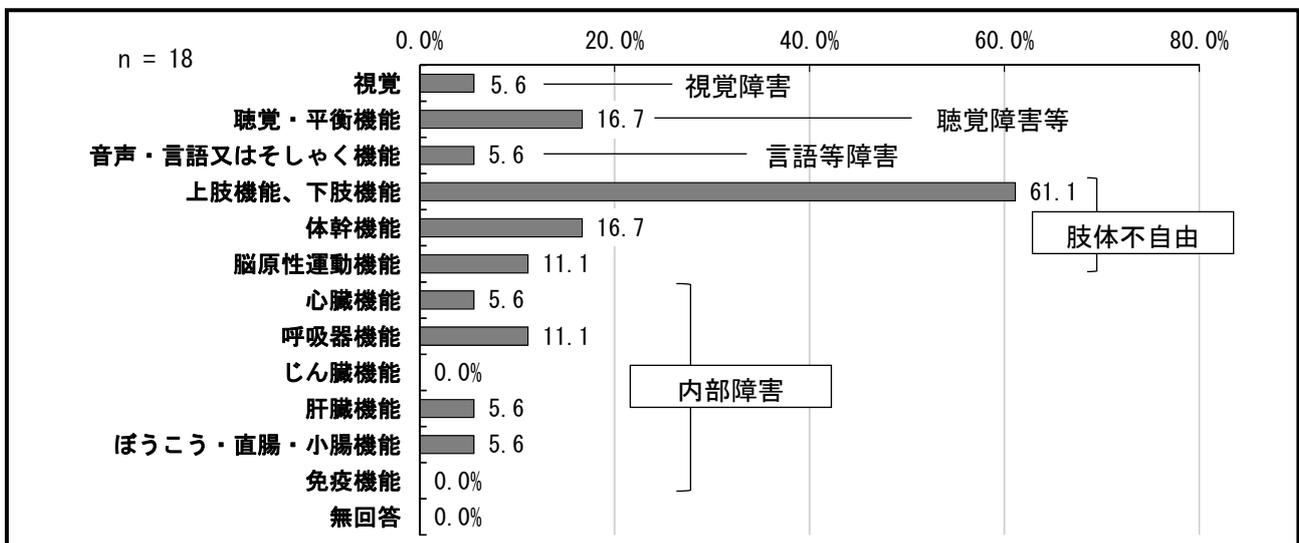
問 お持ちの身体障害者手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)



○身体障害者手帳の等級は、「1級」が77.8%で最も多く、次いで「3級」が16.7%、「6級」が5.6%となっています。重度の身体障害を持っている方が大半を占めています。

ii) 身体障害の種類

問 あなたの身体障害の種類は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○身体障害の種類は、「上肢機能、下肢機能」が61.1%で最も多く、過半を占めています。次いで「聴覚・平衡機能」と「体幹機能」が16.7%などとなっています。

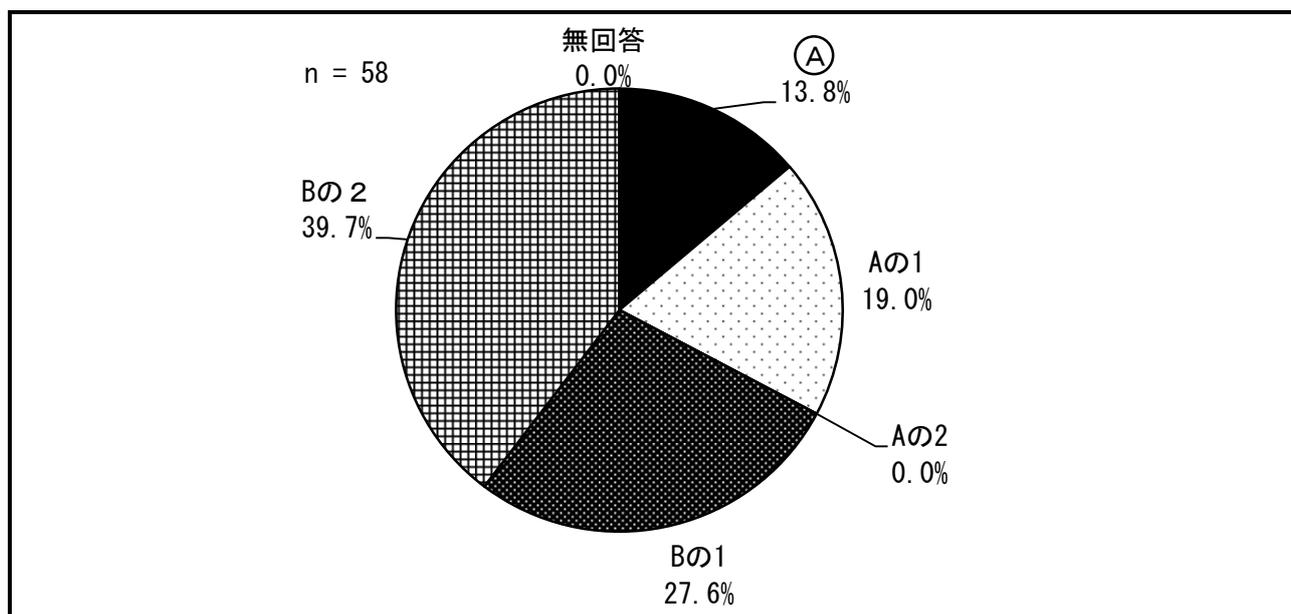
○身体障害の種類を「肢体不自由」「内部障害」「聴覚等障害」「言語等障害」「視覚障害」の5種類に区分すると、次のとおりです。

- |          |             |        |            |
|----------|-------------|--------|------------|
| ・肢体不自由   | 16人 (88.9%) | ・内部障害  | 5人 (27.8%) |
| ・聴覚障害等障害 | 3人 (16.7%)  | ・言語等障害 | 1人 (5.6%)  |
| ・視覚障害    | 1人 (5.6%)   |        |            |

(5) 知的障害者の状況

i) 療育手帳の等級

問 お持ちの療育手帳の程度は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)

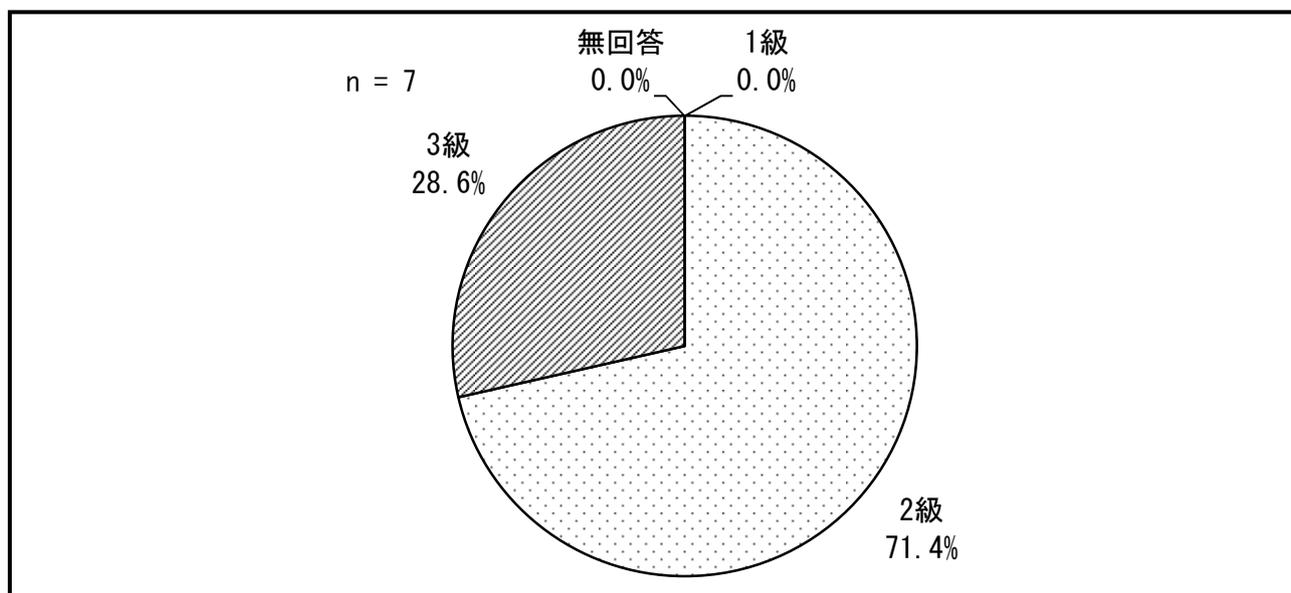


○療育手帳の程度は、「Bの2」が39.7%で最も多く、次いで「Bの1」が27.6%、「Aの1」が19.0%、「A」が13.8%などとなっています。

(6) 精神障害者の状況

i) 精神障害者保健福祉手帳の等級

問 お持ちの精神障害者保健福祉手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)

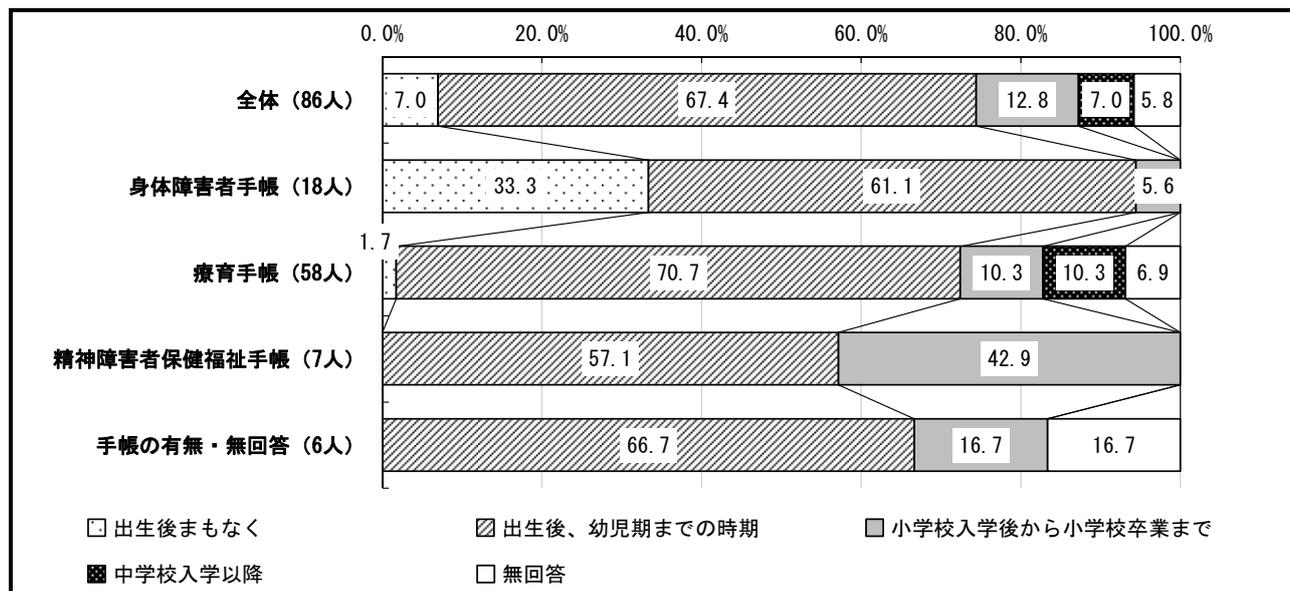


○精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が71.4%、次いで「3級」が28.6%となっています。

(7) 障害者手帳の交付時期

問 お子様について伺います。障害者手帳をはじめて交付されたのはいつですか。

(1つに○)



○障害をおもちのお子様は、障害者手帳をはじめて交付されたのは、「出生後、幼児期までの時期」が67.4%で過半を占めています。

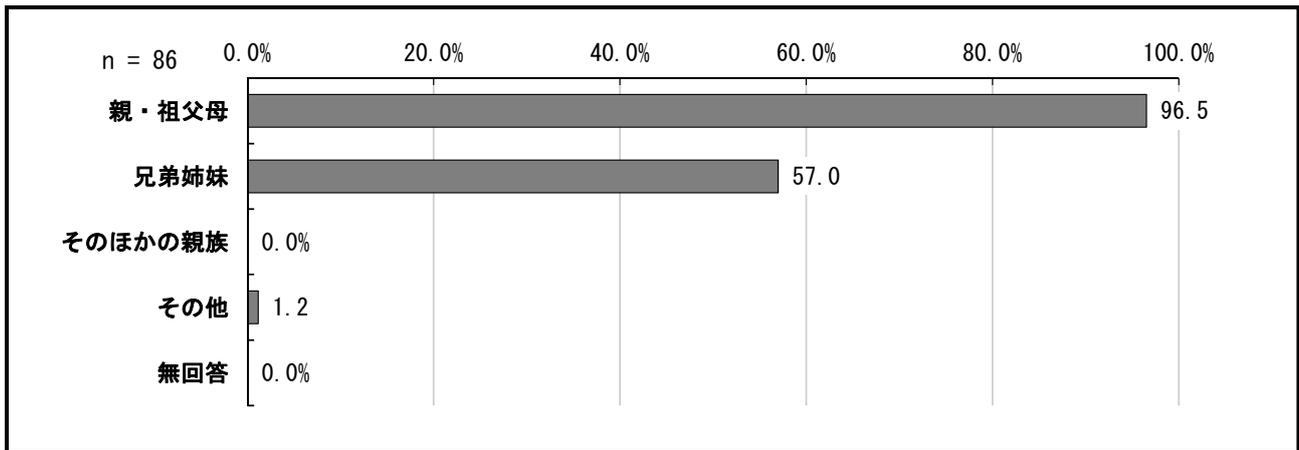
身体障害では、「出生後、幼児期までの時期」が61.1%で最も多く、次いで「出生後まもなく」が33.3%、「小学校入学後から小学校卒業まで」が5.6%となっています。

知的障害では、「出生後、幼児期までの時期」が70.7%で最も多く、次いで「小学校入学後から小学校卒業まで」と「中学校入学以降」が10.3%となっています。

精神障害では、「出生後、幼児期までの時期」が57.1%で最も多く、次いで「小学校入学後から小学校卒業まで」が42.9%となっています。

(8) 一緒に生活している人

問 お子様はどなたと一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)



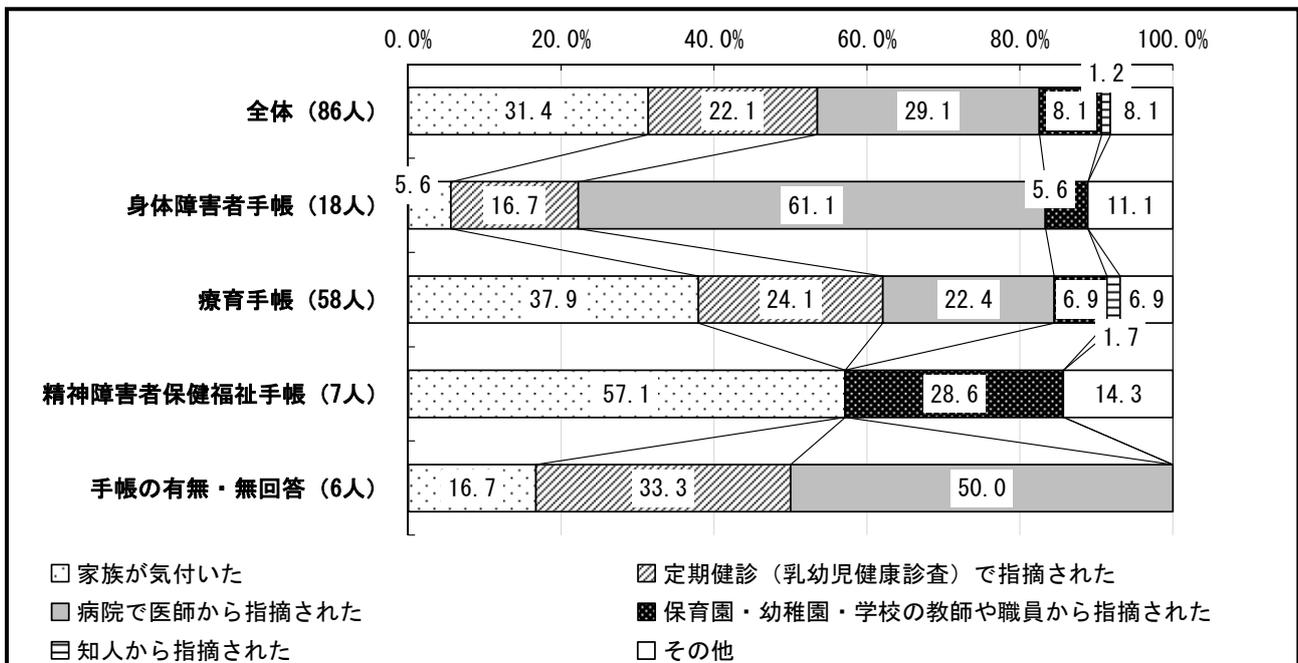
○障害をおもちのお子様と一緒に暮らしている人は、「親・祖父母」が 96.5%と大半を占めています。

「兄弟姉妹」と暮らしている障害をおもちのお子様は、57.0%であり、障害をおもちのお子様以外にお子様がいる家庭は、およそ2軒に1軒の割合になっています。

(9) お子様の障害に気付いた時の状況

i) 発達の不安や障害に気付いたきっかけ

問 お子様の発達の不安や障害に気付いたきっかけは何ですか。(1つに○)



○お子様の発達の不安や障害に気付いたきっかけは、身体障害では「病院で医師から指摘された」が 61.1%で過半を占めています。次いで「定期健診 (乳幼児健康診査) で指摘された」が 16.7%となっています。

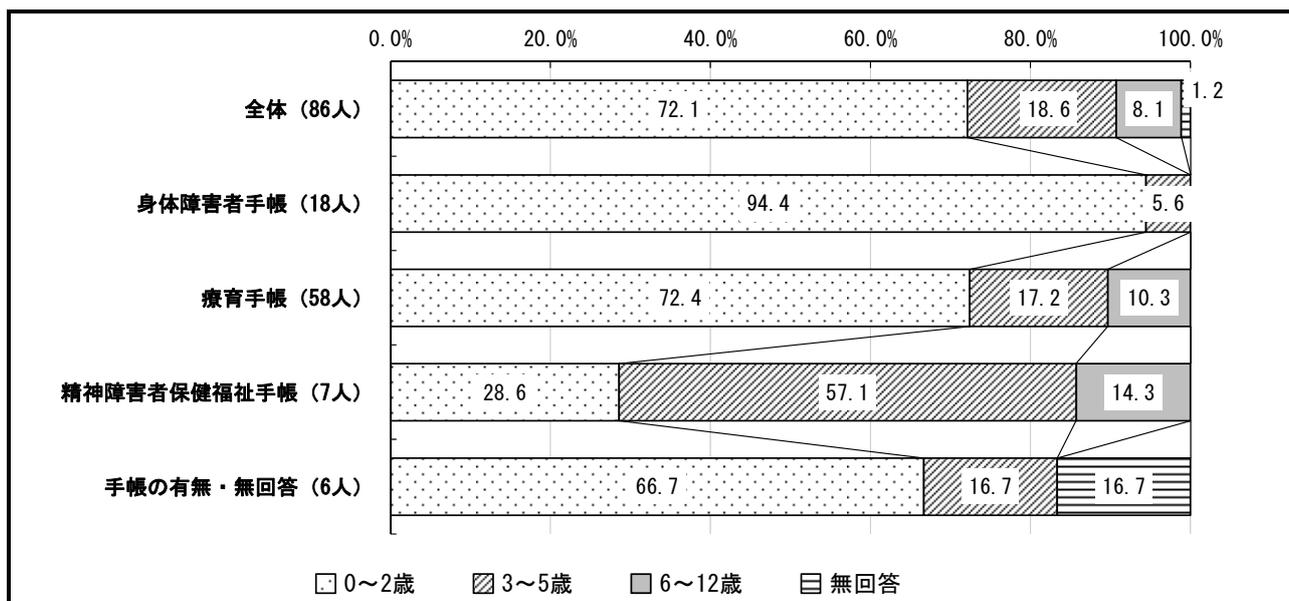
知的障害では、「家族が気付いた」が 37.9%で最も多く、次いで「定期健診 (乳

幼児健康診査)で指摘された」が24.1%となっています。  
 精神障害では、「家族が気付いた」が57.1%で最も多く、過半を占めています。  
 次いで「保育園・幼稚園・学校の教師や職員から指摘された」が28.6%となっています。

ii) 発達の不安や障害に気付いた時のお子様の年齢

問 お子様の発達の不安や障害に気付いた時のお子様の年齢を教えてください。

(1つに○)

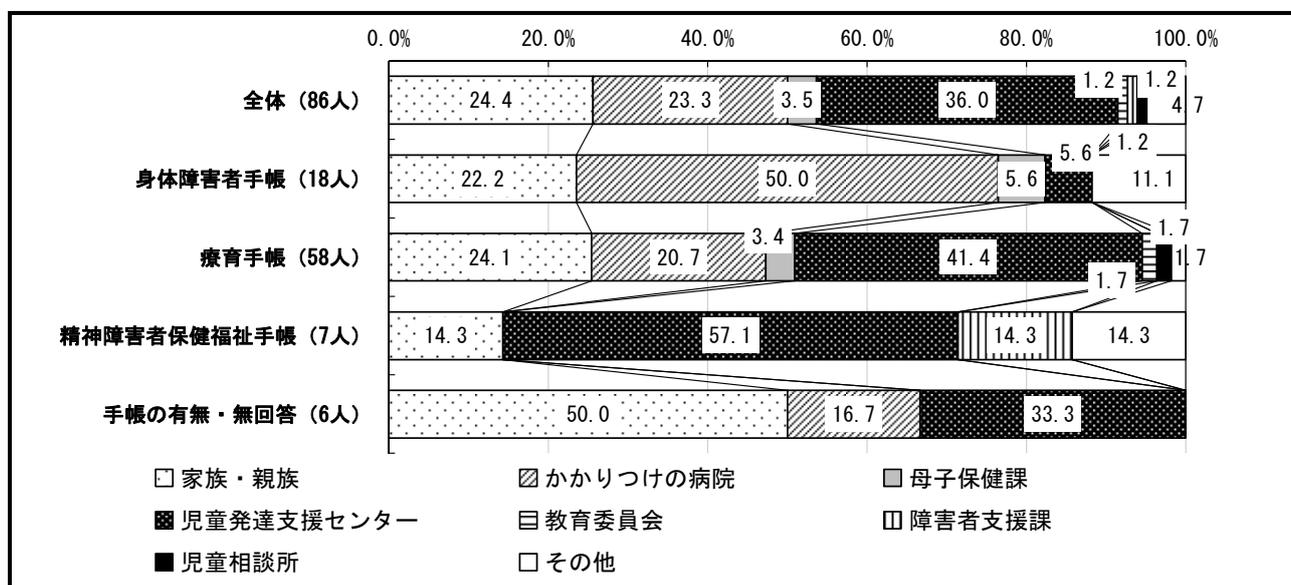


○お子様の発達の不安や障害に気付いた時のお子様の年齢は、「0~2歳」が72.1%と大半を占めています。次いで、「3~5歳」が18.6%となっています。  
 障害種別についてみると、身体障害では「0~2歳」が94.4%で大半を占めています。  
 知的障害では、「0~2歳」が72.4%で大半を占め、次いで「3~5歳」が17.2%、「6~12歳」が10.3%となっています。  
 精神障害では、「3~5歳」が57.1%で最も多く、過半を占めています。次いで「0~2歳」が28.6%、「6~12歳」が14.3%となっています。

iii) 発達の不安や障害に気付いた時の相談先

問 お子様の発達の不安や障害に気付いた時、主に誰に（どこに）相談しましたか。

(1つに○)



○お子様の発達の不安や障害に気付いた時の相談先は、「児童発達支援センター」が36.0%で最も多く、次いで、「家族・親族」が24.4%、「かかりつけの病院」が23.3%となっています。

障害種別についてみると、身体障害では「かかりつけの病院」が50.0%で最も多く、次いで「家族・親族」が22.2%となっています。

知的障害では、「児童発達支援センター」が41.4%で最も多く、次いで「家族・親族」が24.1%、「かかりつけの病院」が20.7%となっています。

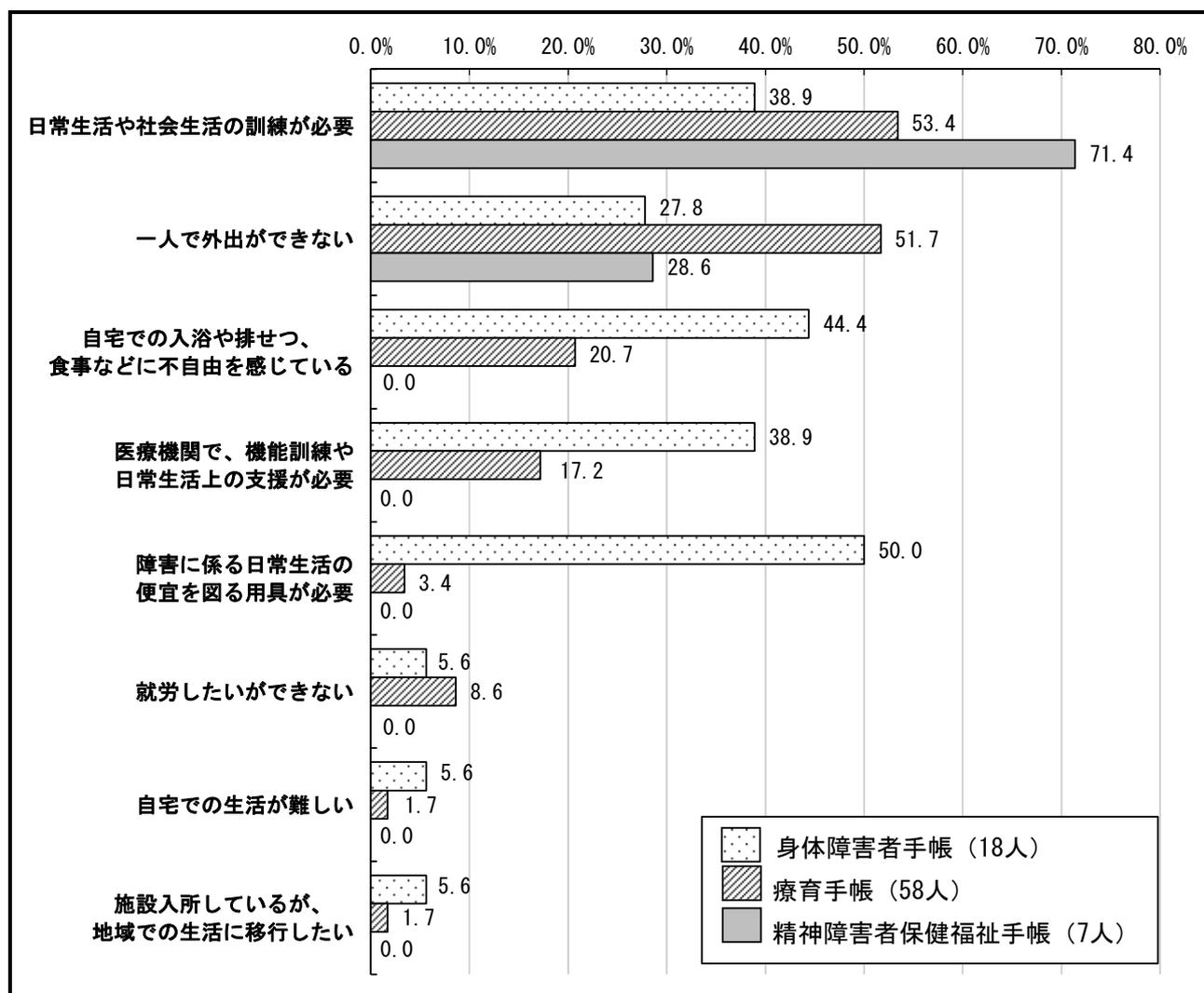
精神障害では、「児童発達支援センター」が57.1%で最も多く、過半を占めています。次いで「家族・親族」と「障害者支援課」が14.3%となっています。

## 2. 障害福祉サービスの利用について

### (1) 生活上で困っていること

問 現在，生活上で困っていることはどのようなことですか。

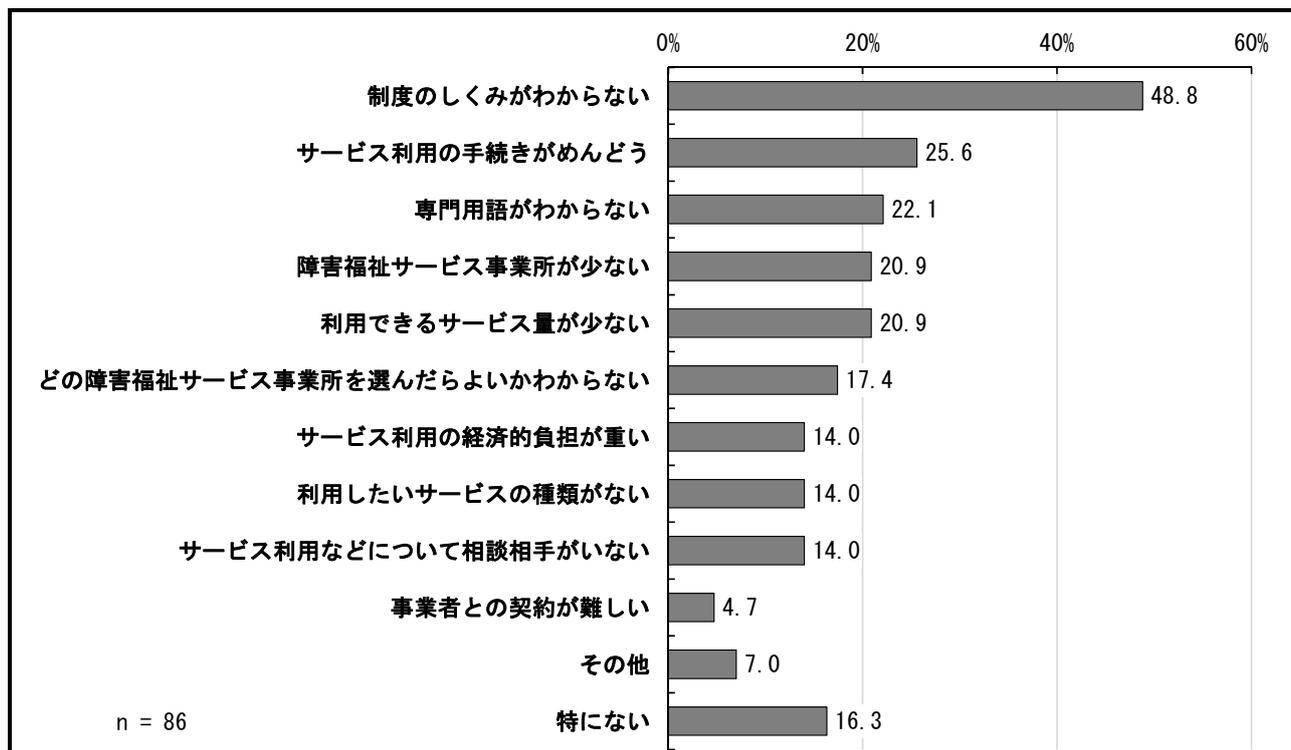
(あてはまるものすべてに○)



○現在，生活上で困っていることについてみると，身体障害では，「障害に係る日常生活の便宜を図る用具が必要」が50.0%で最も多くなっています。そのほかの意見として，「自宅での入浴や排せつ，食事などに不自由を感じている」(44.4%)，「日常生活や社会生活の訓練が必要」(38.9%)，「医療機関で，機能訓練や日常生活上の支援が必要」(38.9%)などが比較的上位に挙げられています。知的障害では，「日常生活や社会生活の訓練が必要」が53.4%で最も多くなっています。次いで，「一人で外出ができない」が51.7%，「自宅での入浴や排せつ，食事などに不自由を感じている」が20.7%となっています。「一人で外出ができない」で他の障害種別と比べ，多く挙げられています。精神障害では，「日常生活や社会生活の訓練が必要」が71.4%で最も多く，他の障害種別と比べ，多く挙げられています。次いで「一人で外出ができない」(28.6%)となっています。

## (2) 障害福祉サービスについて困っていること

問 現在、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスが行われていますが、困っていることや心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

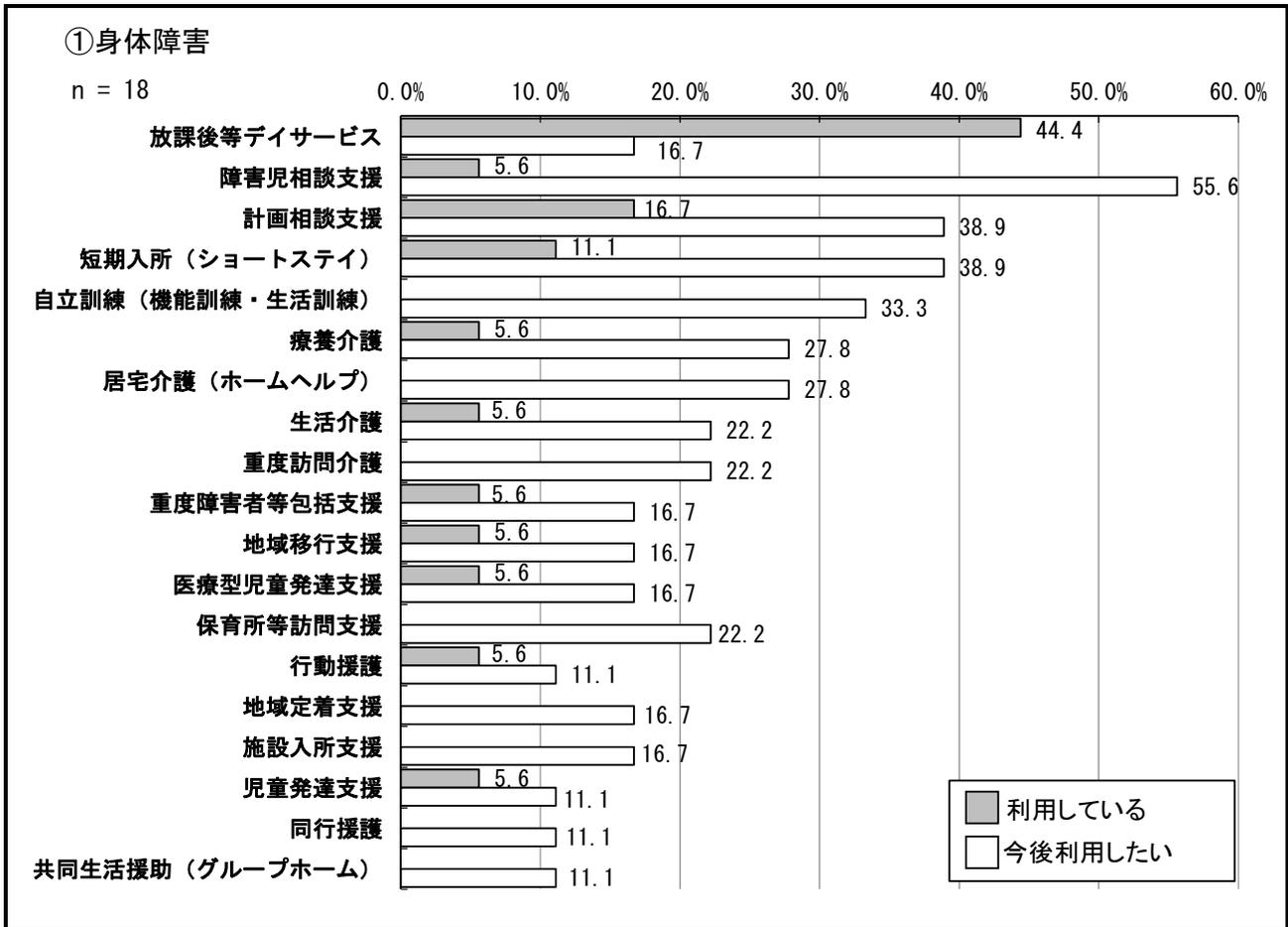


○障害福祉サービスで困っていることや心配なことは、「制度のしくみがわからない」が48.8%で最も多く挙げられています。

そのほか、「サービス利用の手続きがめんどろ」(25.6%)、「専門用語がわからない」(22.1%)、「障害福祉サービス事業所が少ない」、「利用できるサービス量が少ない」(20.9%)などが比較的上位に挙げられています。

(3) 障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

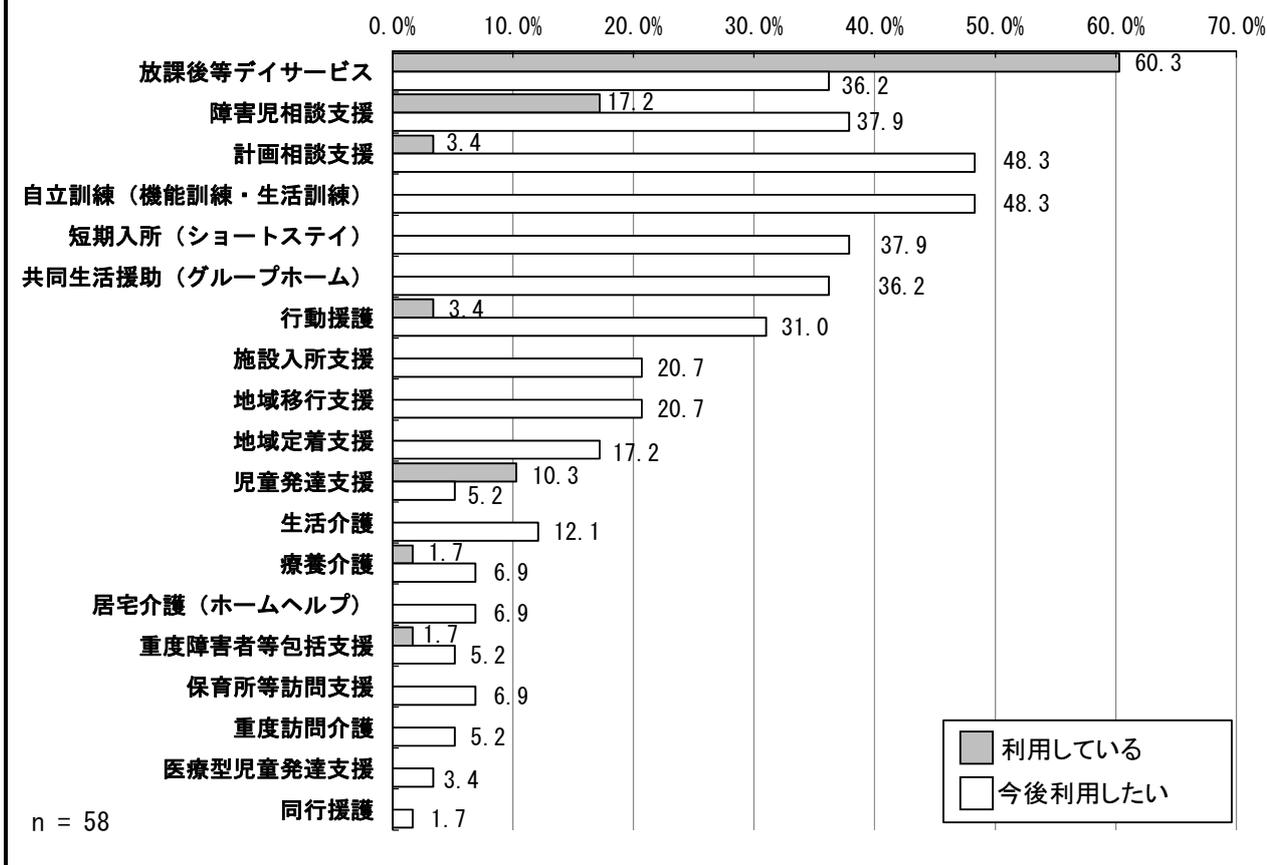
問 障害者総合支援法に基づいて行われている主な福祉サービスは以下のような内容になっています。障害をおもちのお子様は、現在これらを利用していますか。また、今後利用したいと思いませんか。



○現在利用しているサービスは、身体障害では「放課後等デイサービス」が44.4%で最も多く、次いで「計画相談支援」が16.7%、「短期入所 (ショートステイ)」が11.1%となっています。

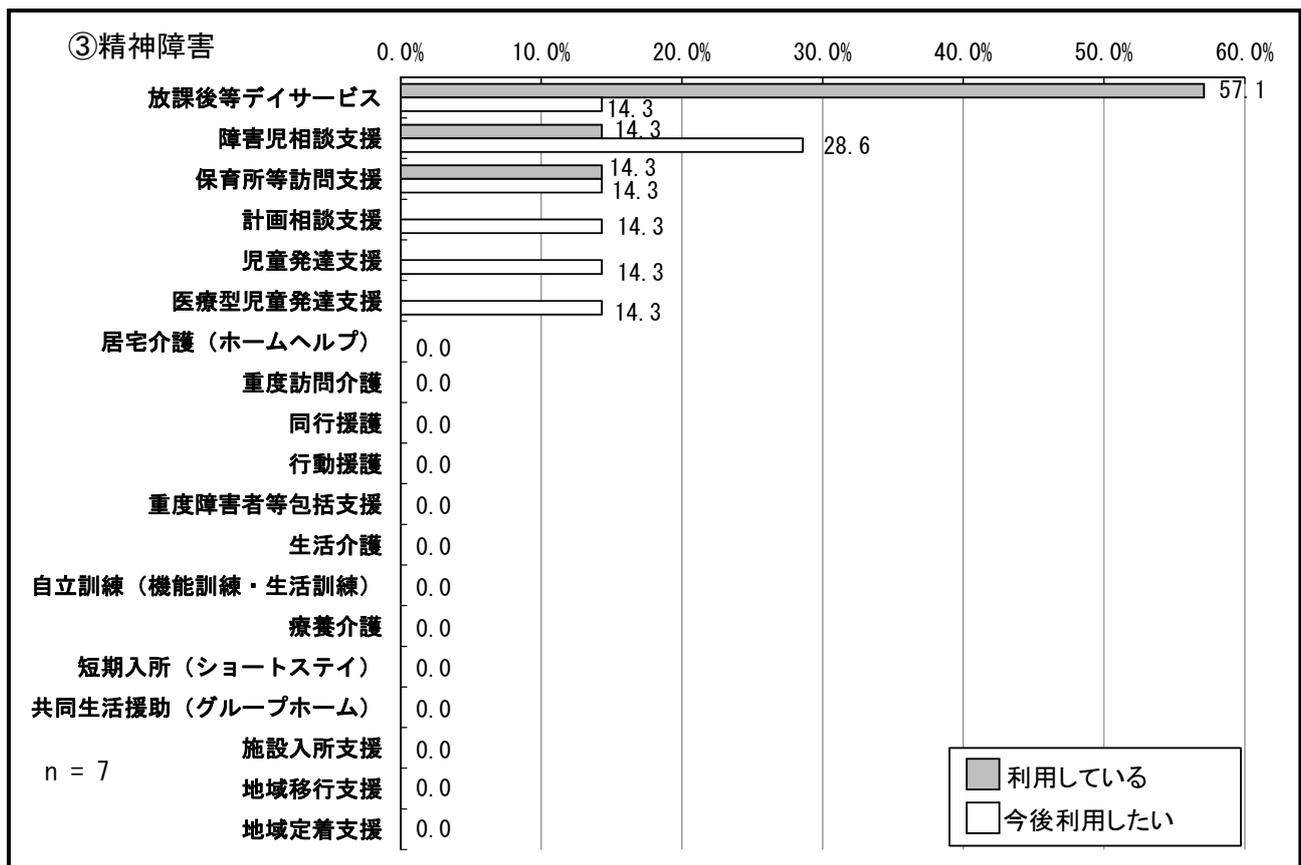
○今後利用したいサービスは、身体障害では「障害児相談支援」が55.6%と最も多く、次いで「短期入所 (ショートステイ)」, 「計画相談支援」が38.9%などとなっています。

## ②知的障害



○現在利用しているサービスは、知的障害では「放課後等デイサービス」が60.3%で最も多く、次いで「障害児相談支援」（17.2%）、「児童発達支援」（10.3%）となっています。

○今後利用したいサービスは、知的障害では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」と「計画相談支援」が48.3%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」と「障害児相談支援」（37.9%）、「共同生活援助（グループホーム）」（36.2%）などとなっています。



○現在利用しているサービスは、精神障害では「放課後等デイサービス」が57.1%で最も多く、次いで「障害児相談支援」と「保育所等訪問支援」が14.3%となっています。

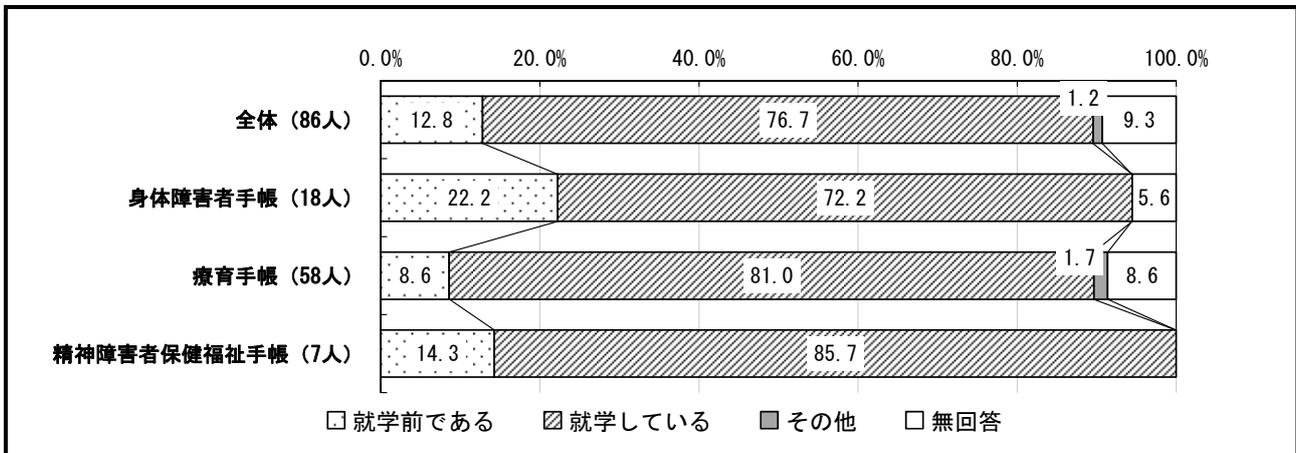
○今後利用したいサービスは、精神障害では「障害児相談支援」が28.6%で最も多く、次いで「計画相談支援」や「児童発達支援」などが（14.3%）となっています。

### 3. 日中の過ごし方について

#### (1) 就学状況

問 障害をおもちのお子様は、就学していますか。または、就労していますか。

(1つに○)



○障害をおもちのお子様の就学状況は、「就学している」が 76.7%で大半を占めています。

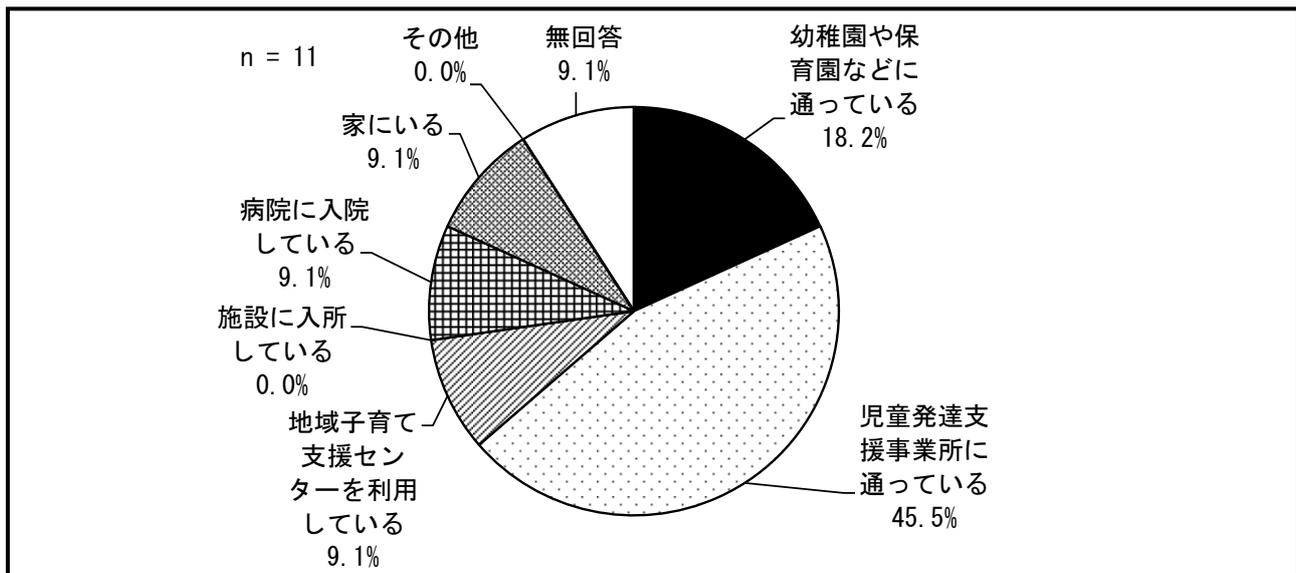
障害種別でみると、身体障害では「就学している」が 72.2%で大半を占めています。また、「就学前である」が 22.2%で他の障害種別より多い傾向です。

知的障害で 81.0%，精神障害で 85.7%と各障害種別で「就学している」が 8割以上の大半を占めています。

#### (2) 就学前の児童について

##### i) 平日の昼間の主な過ごし方

問 「就学前である」とお答えの方へ）お子様は、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(1つに○)

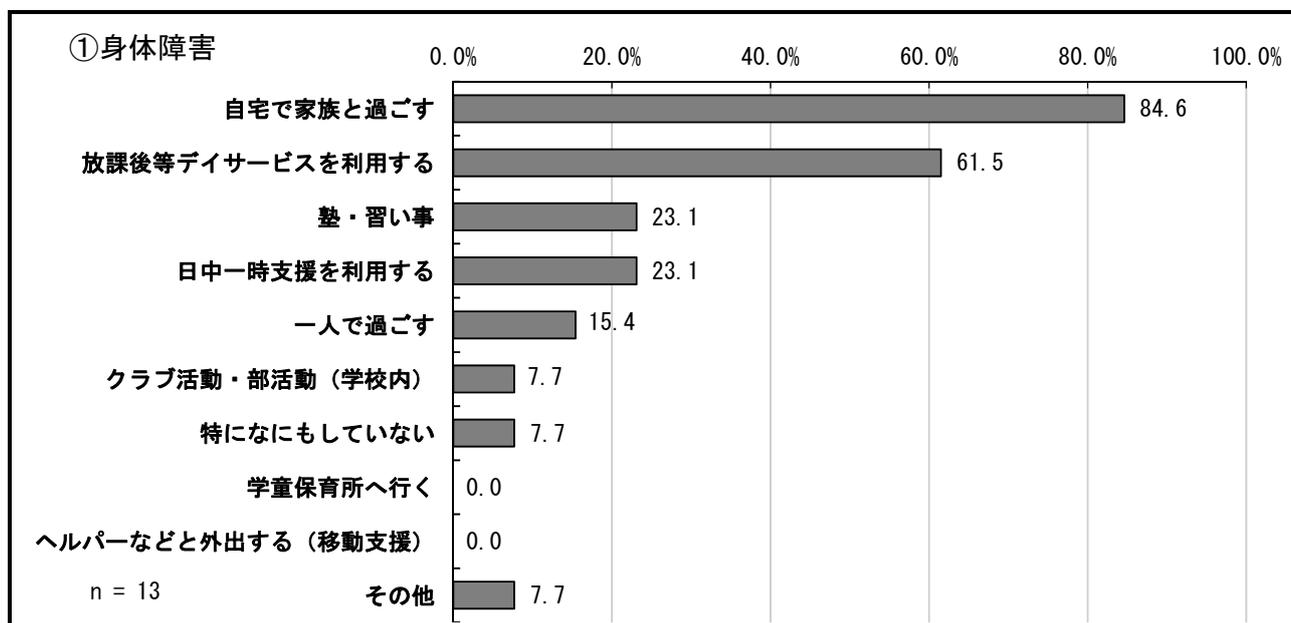


○就学前の障害をおもちのお子様は、「児童発達支援事業所に通っている」が 45.5%で最も多く、次いで「幼稚園や保育園などに通っている」が 18.2%となっています。

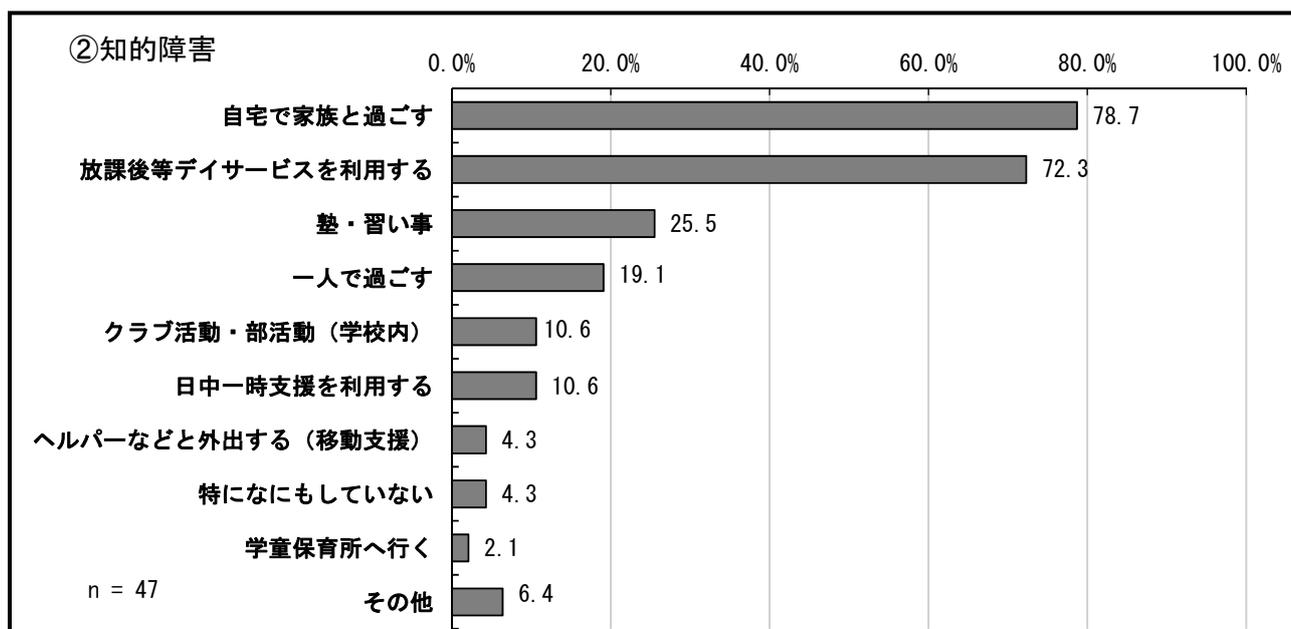
(3) 就学中の児童について

i) 放課後や長期休業中での学校以外の時間の主な過ごし方

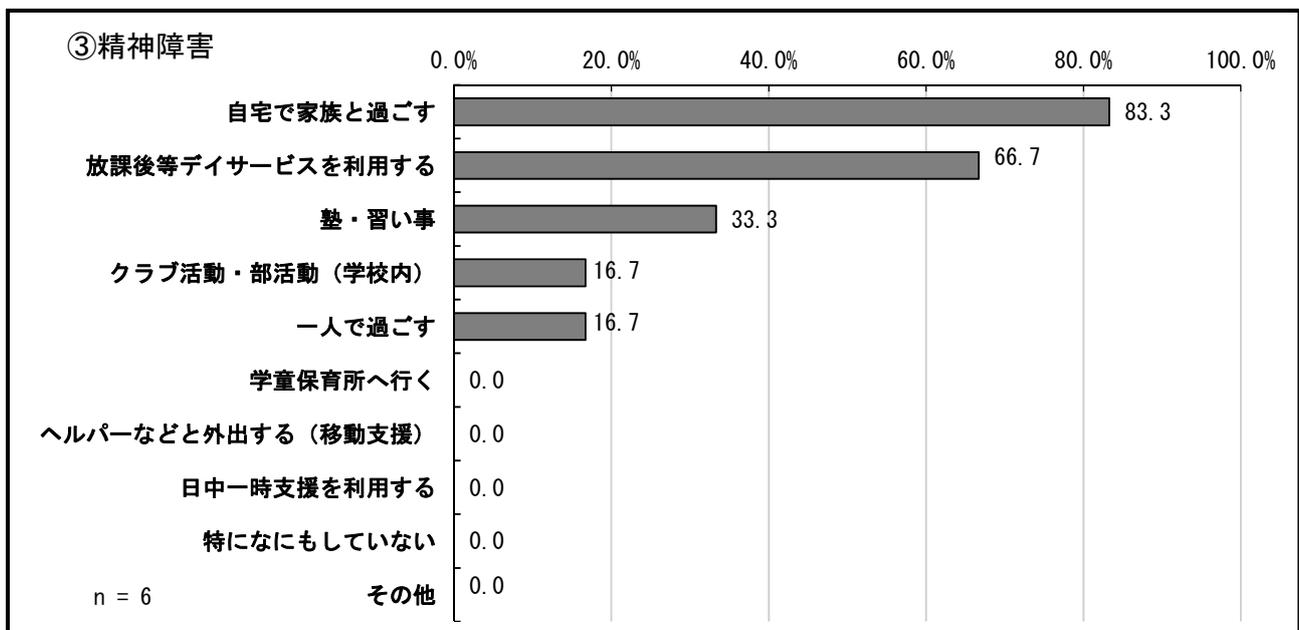
問 「就学している」とお答えの方へ) お子様は放課後や長期休業中など、学校以外の時間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)



○就学中の障害をおもちのお子様の学校以外の時間の過ごし方は、身体障害では、「自宅で家族と過ごす」が84.6%で最も多くなっています。次いで「放課後等デイサービスを利用する」が61.5%、「塾・習い事」と「日中一時支援を利用する」が23.1%となっています。



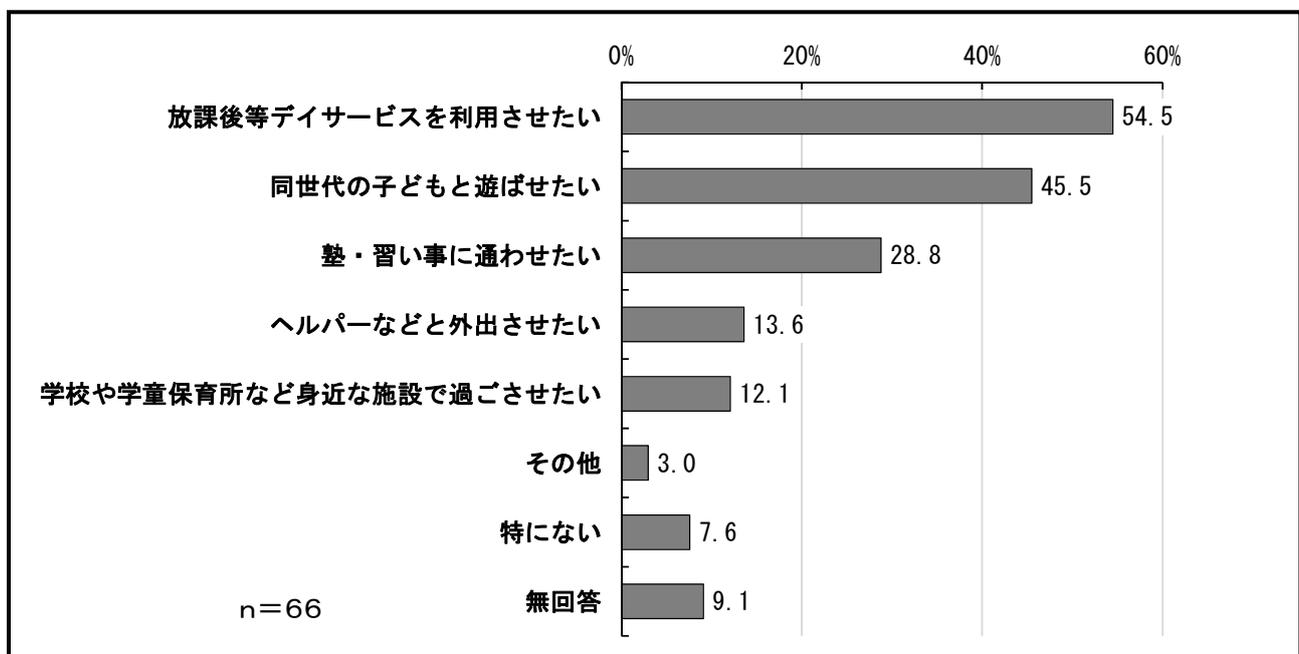
○知的障害では、「自宅で家族と過ごす」が78.7%で最も多くなっています。次いで「放課後等デイサービスを利用する」が72.3%、「塾・習い事」が25.5%となっています。



○精神障害では、「自宅で家族と過ごす」が 83.3%で最も多くなっています。次いで「放課後等デイサービスを利用する」が 66.7%となっています。「自宅で家族と過ごす」と「放課後等デイサービスを利用する」の割合が高い傾向は、全障害種別とも同じ傾向になっています。

ii) 希望する放課後や長期休業中での学校以外の時間の主な過ごし方

問 「就学している」とお答えの方へ）放課後や長期休業中など、学校以外の時間はお子様をどのように過ごさせたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

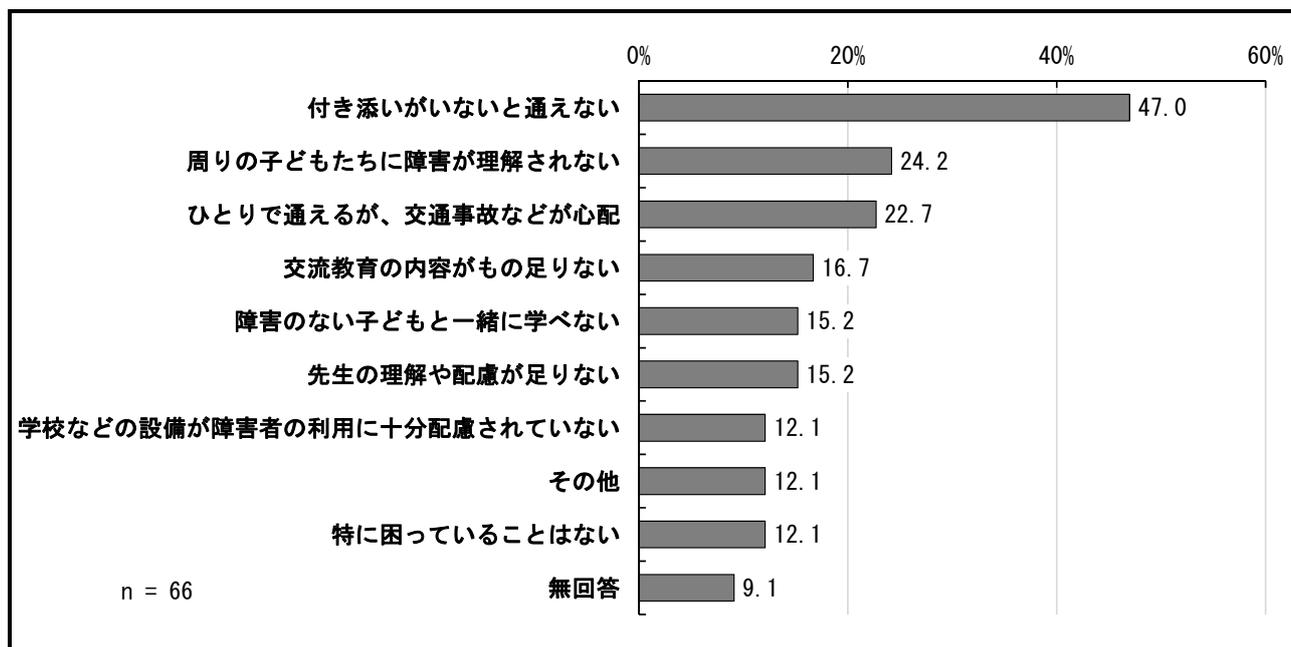


○就学中の障害をおもちのお子様の保護者が希望する学校以外の時間の過ごし方は、「放課後等デイサービスを利用させたい」が 54.5%で最も多くなっています。次いで「同世代の子どもと遊ばせたい」が 45.5%、「塾・習い事に通わせたい」が 28.8%などとなっています。

iii) 通学して困ること

問 「就学している」とお答えの方へ) 通学して困ることはありますか。

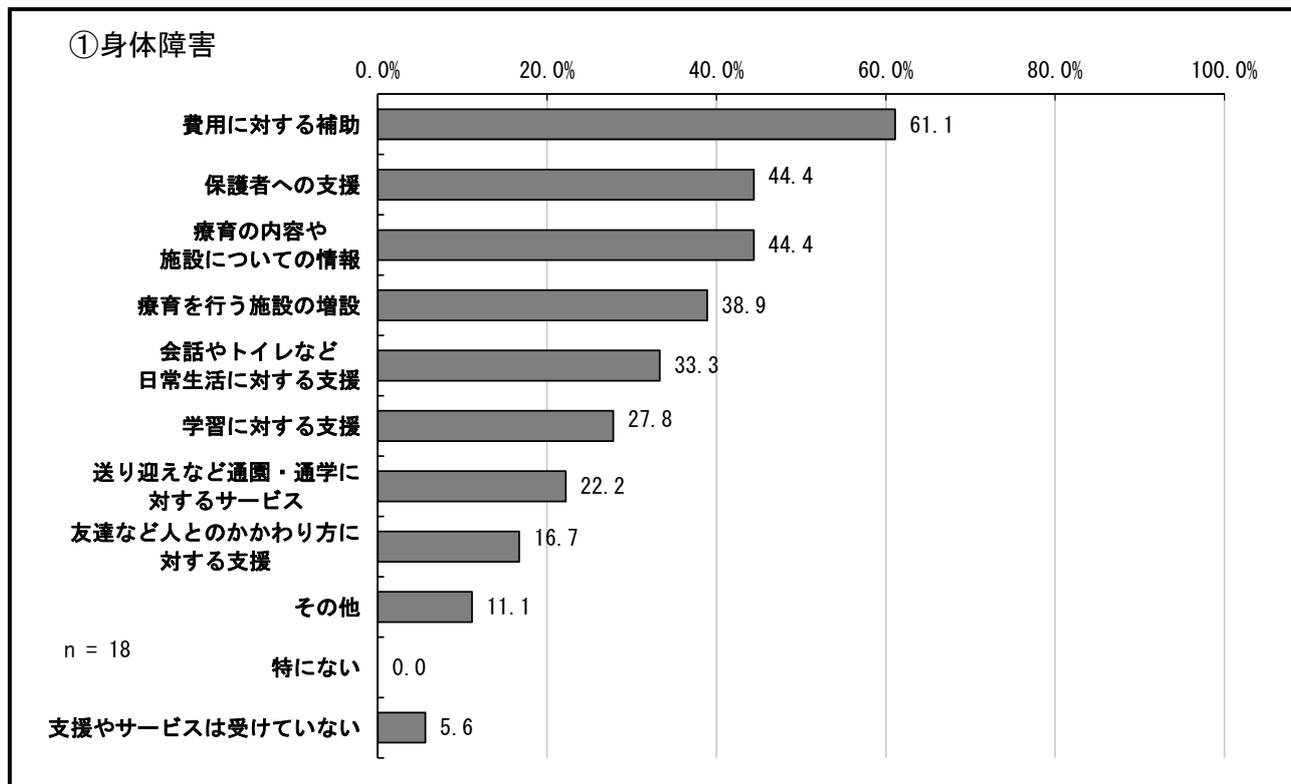
(あてはまるものすべてに○)



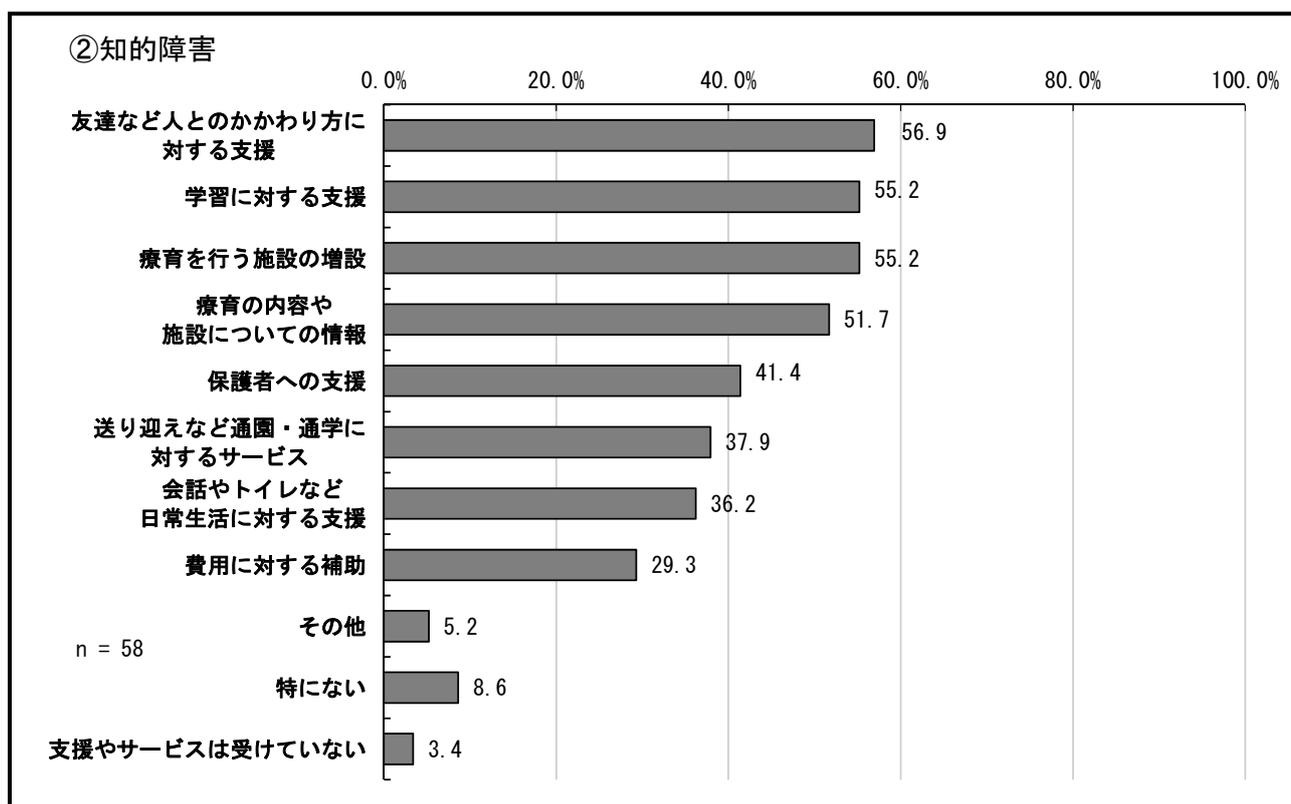
○就学中の障害をおもちのお子様が通学して困ることについて、「付き添いがいないと通えない」が47.0%と最も多くなっています。次いで「周りの子どもたちに障害が理解されない」が24.2%、「ひとりで通えるが、交通事故などが心配」が22.7%などとなっています。

(4) 療育や支援について充実させるべきこと

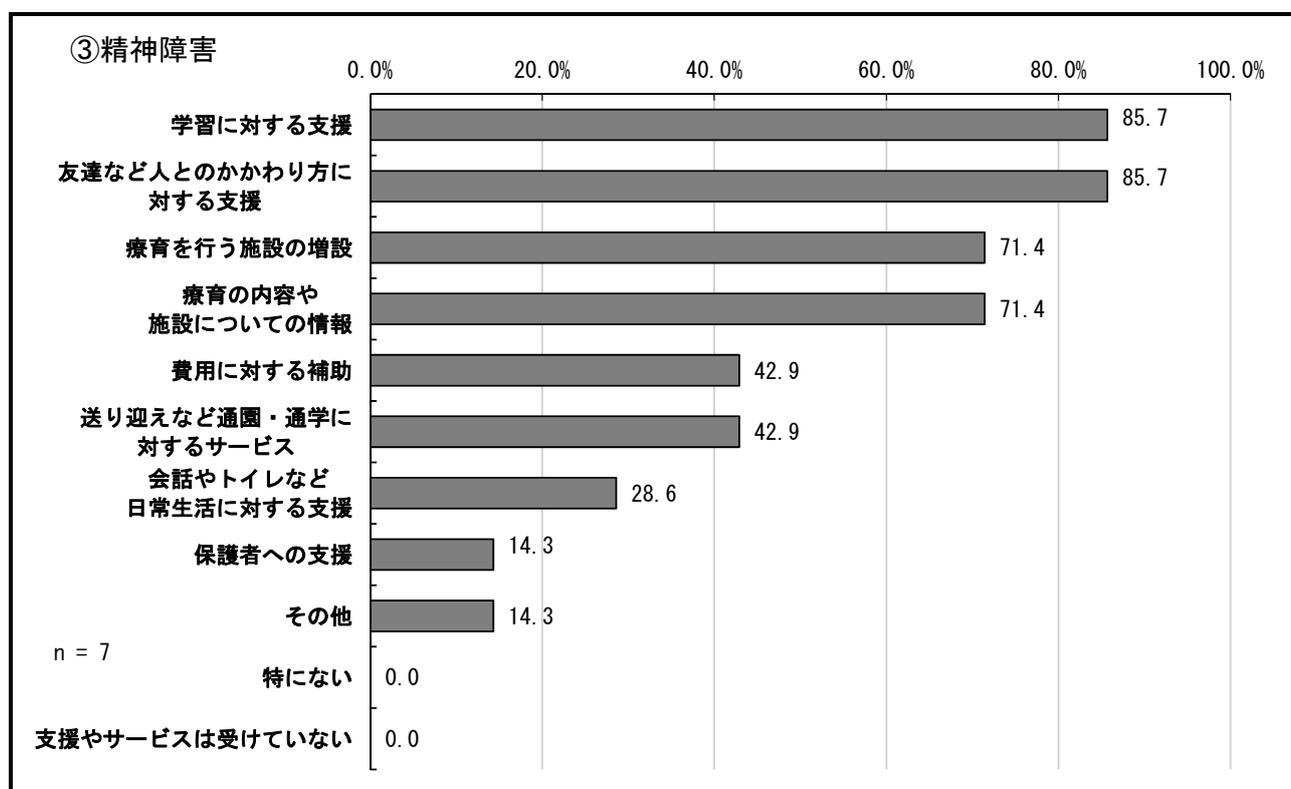
問 お子様を受けている療育や支援について、さらに充実させるべきだと思う点がありますか。(あてはまるものすべてに○)



○お子様を受けている療育や支援について充実させるべきことについて、身体障害では「費用に対する補助」が61.1%と最も多く、他の障害種別と比較し割合が高くなっています。次いで「保護者への支援」と「療育の内容や施設についての情報」が44.4%などとなっています。



○知的障害では「友達など人とのかかわり方に対する支援」が56.9%で最も多くなっています。次いで「学習に対する支援」と「療育を行う施設の増設」が55.2%、「療育の内容や施設についての情報」が51.7%などとなっています。

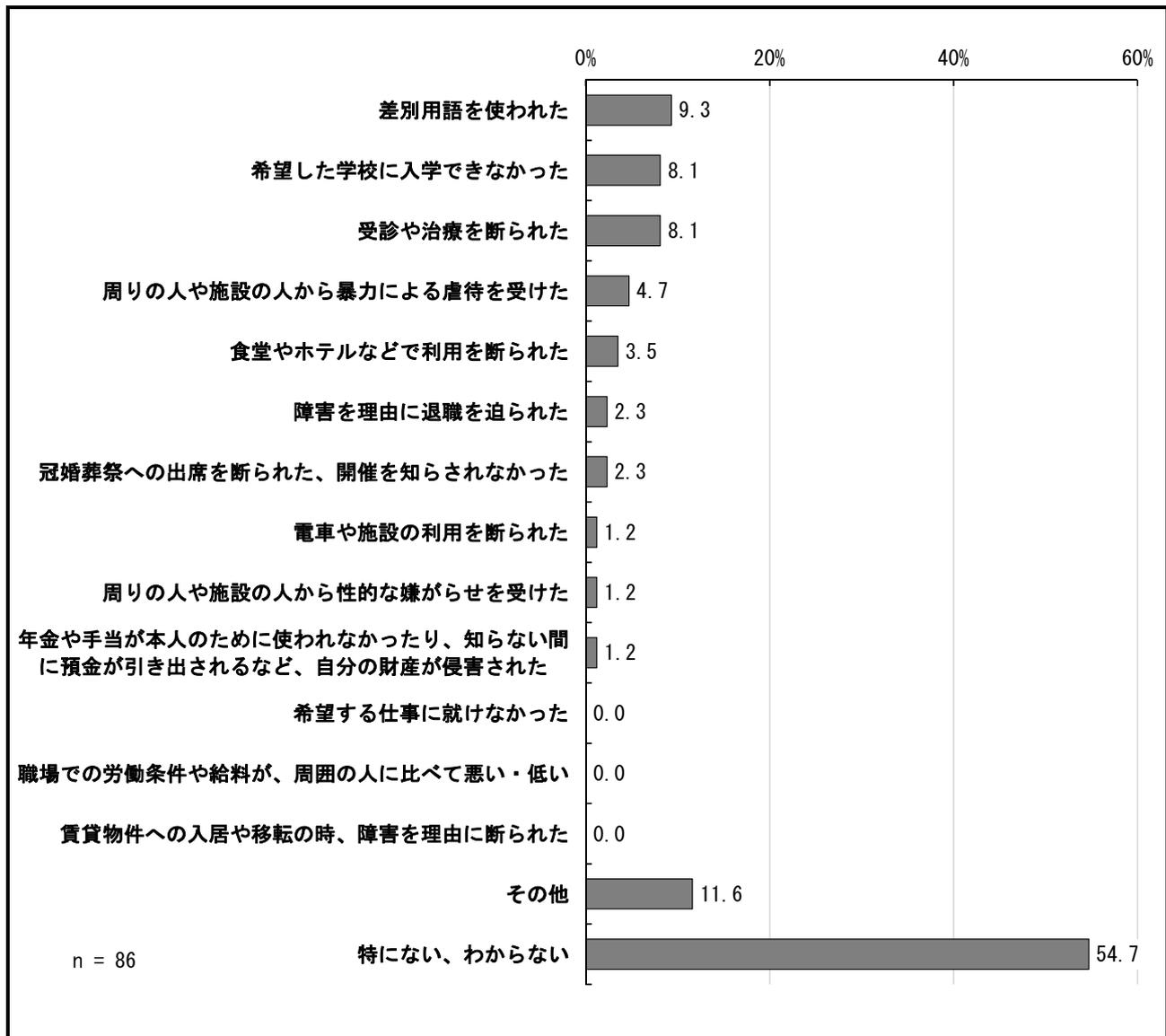


○精神障害では「学習に対する支援」と「友達など人とのかかわり方に対する支援」が85.7%と最も多くなっています。次いで「療育を行う施設の増設」、「療育の内容や施設についての情報」(71.4%) などとなっています。

## 5. 権利擁護などについて

### (1) 人権を損なう扱いを受けた経験

問 障害をおもちのお子様は、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。(あてはまるものすべてに○)

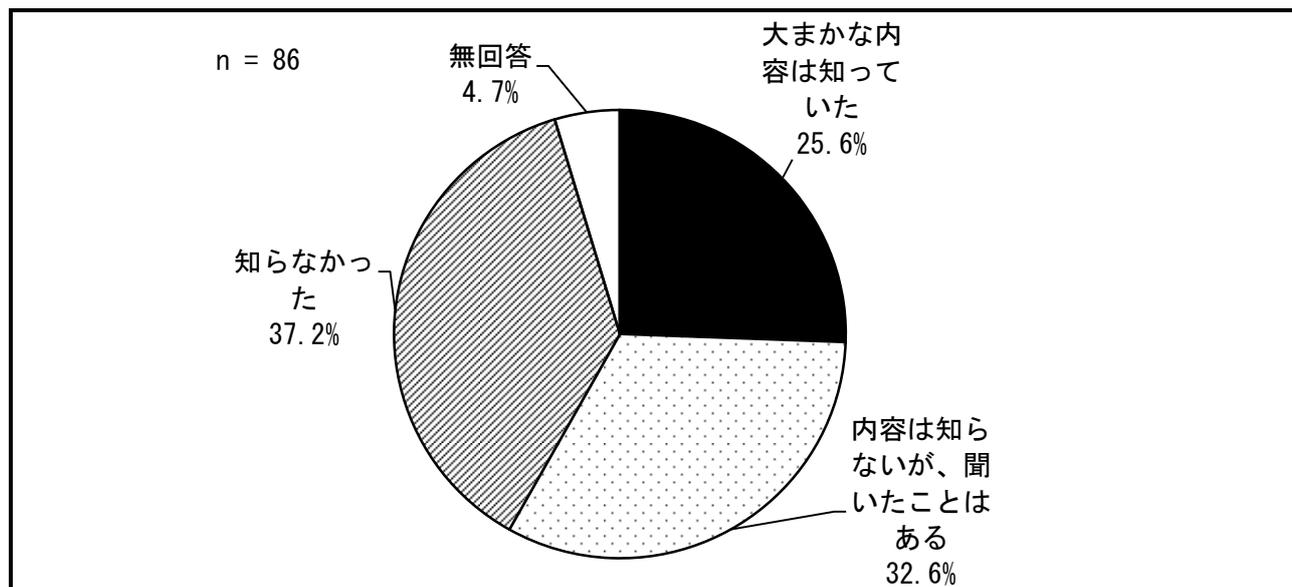


○人権を損なう扱いを受けた経験があるかどうかについてたずねたところ、「特にない、わからない」が54.7%で過半を占めています。

差別を受けた経験があるとして挙げられたのは、「差別用語が使われた」(9.3%) 「受診や治療を断られた」、「希望した学校に入学できなかった」(8.1%) などとなっています。

## (2) 障害者差別解消法についての認知状況

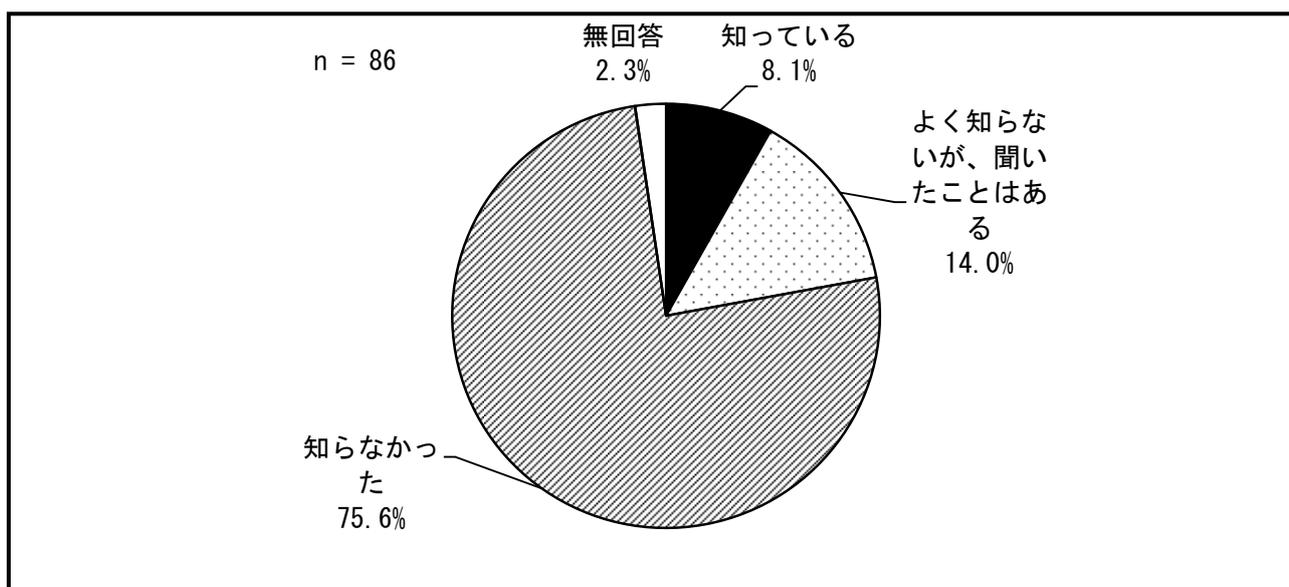
問 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されましたが、内容をご存じですか。（1つに○）



○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の認知状況は、「大まかな内容は知っていた」（25.6%）と「内容は知らないが、聞いたことはある」（32.6%）を合わせた約6割に認知されています。

## (3) 障害者虐待防止センターの認知状況

問 八千代市では、障害のある方ご本人やそのご家族、支援者など周囲の方からの障害者虐待に関する悩みや疑問など、様々な相談を受け付ける「障害者虐待防止センター」を設置しています。あなたは、このことをご存知でしたか。（1つに○）

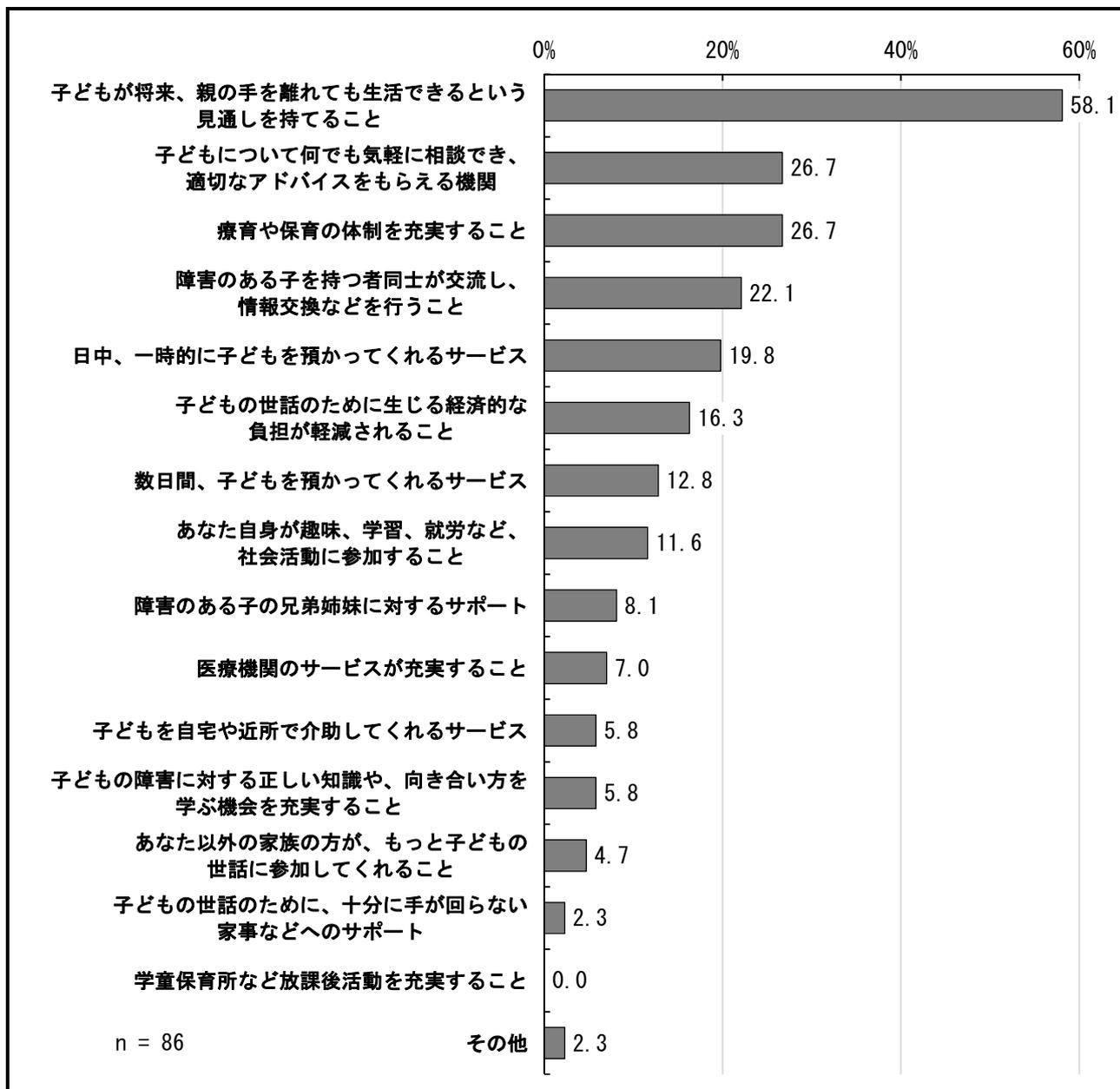


○「障害者虐待防止センター」の認知状況は、「知らなかった」が75.6%で大半を占めており、認知度が低い状況です。

## 6. 相談について

(1) 養育の負担感やストレスを軽減するために重要なこと

問 お子様の養育の負担感やストレスを軽減させるために、あなたが重要だと考えることは何ですか。(〇は3つまで)



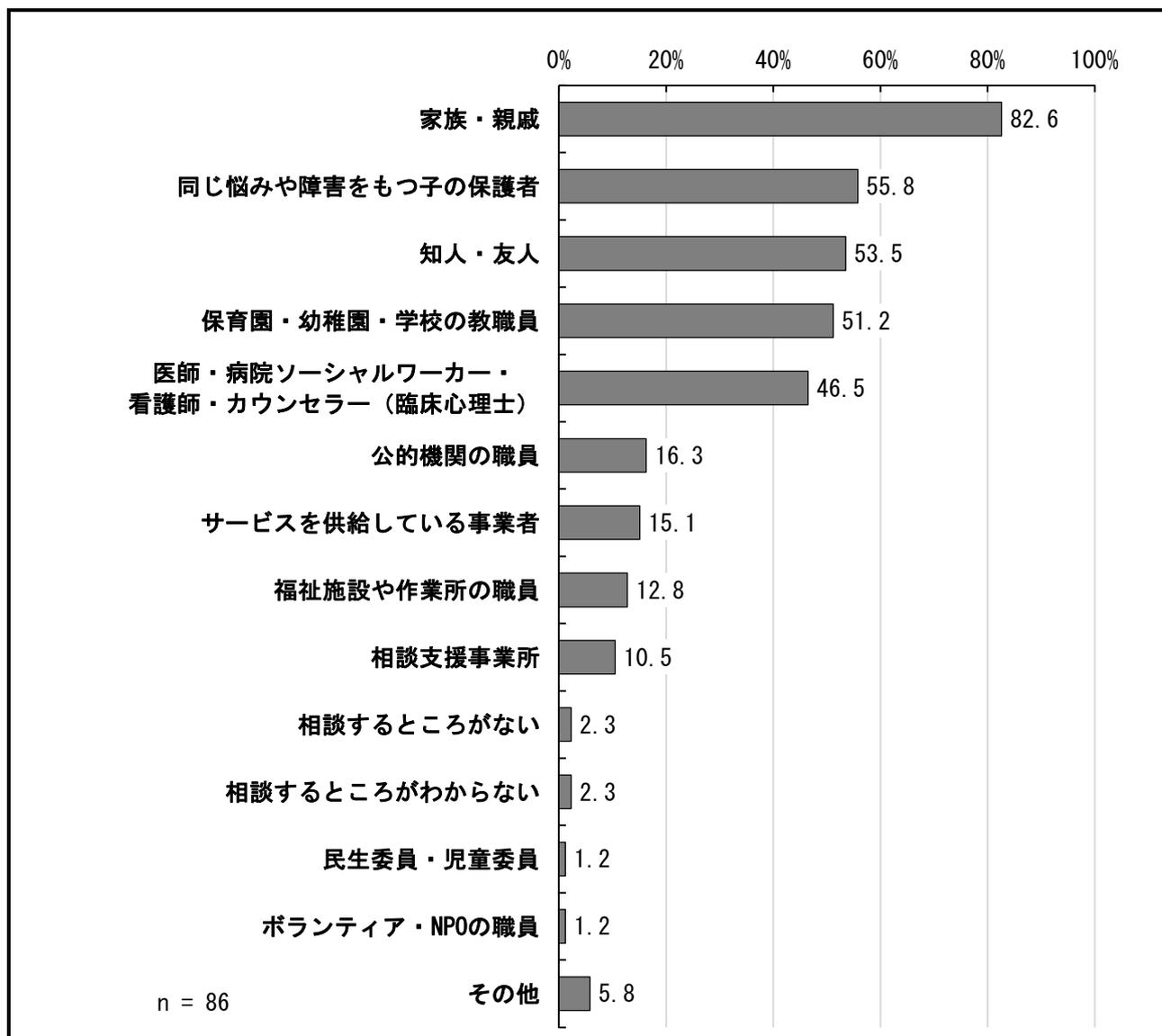
○養育の負担感やストレスの軽減について大事だと思うことについてたずねたところ、「子どもが将来、親の手を離れても生活できるという見通しを持てること」が58.1%で最も高くなっています。

次いで、「子どもについて何でも気軽に相談でき、適切なアドバイスをもらえる機関」「療育や保育の体制を充実すること」(26.7%) などとなっています。

## (2) 悩んでいることや困っていることの相談先

問 お子様のもので悩んでいることや困っていることについて、相談するのは誰ですか。

(あてはまるものすべてに○)

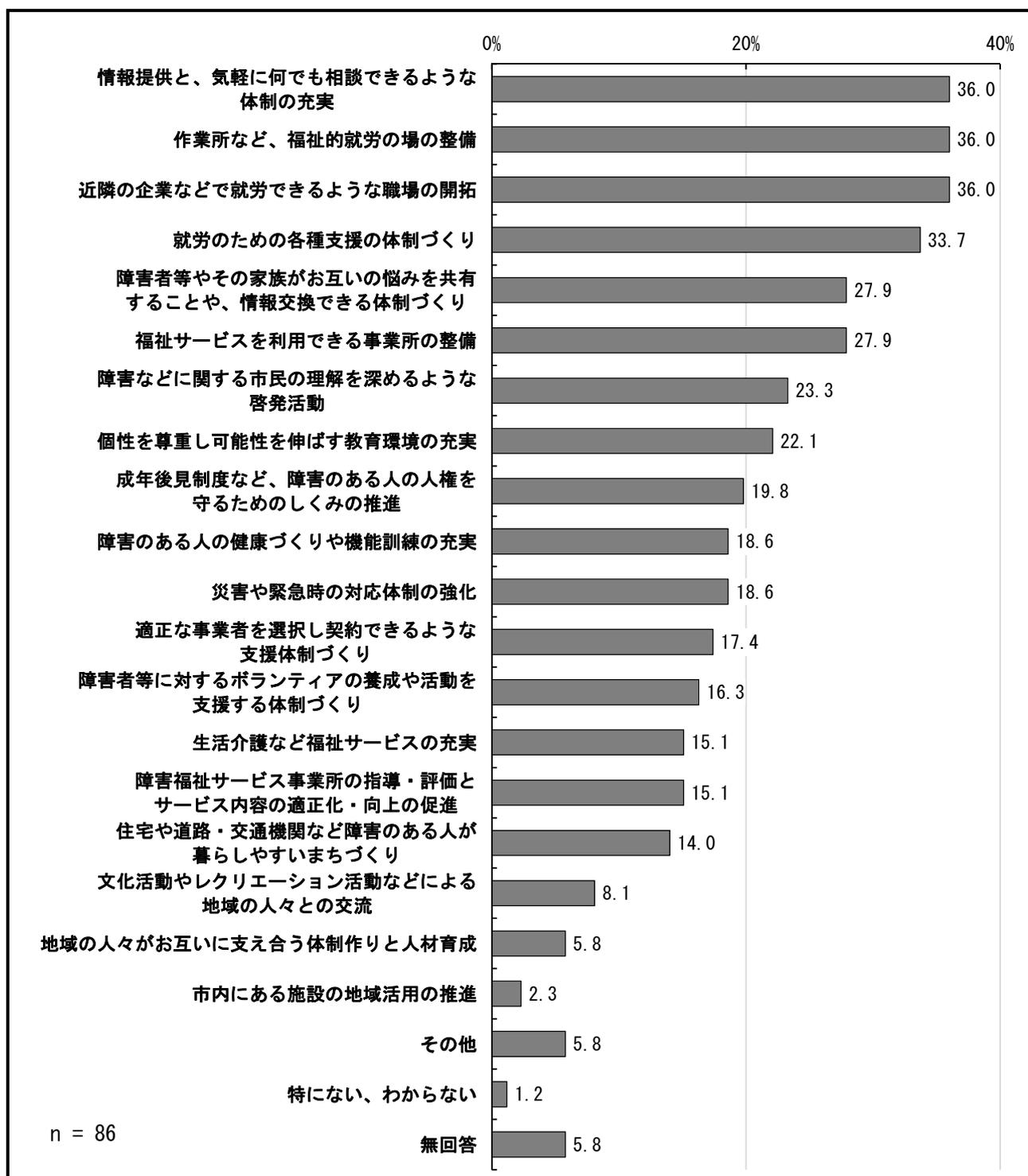


○悩んでいることや困っていることの相談先についてたずねたところ、「家族・親戚」が82.6%で最も高くなっています。

次いで、「同じ悩みや障害をもつ子の保護者」(55.8%)、「友人・知人」(53.5%)などとなっています。

## 7. 障害者施策全般について

問 八千代市で暮らしていくうえで、八千代市にこれから特にどのような施策に力を入れてほしいと思いますか。(〇は5つまで)



〇市に力を入れてほしい施策についてたずねたところ、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」、「作業所など、福祉的就労の場の整備」、「近隣の企業などで就労できるような職場の開拓」が36.0%で最も高くなっています。相談体制や情報交換の体制づくり、就労に関しての施策が多く望まれている傾向になっています。

## 2-3. 障害者一般アンケート自由回答のまとめ

※自由記入の内容について、一部要約させていただきました。

※ご意見の後に属性（アンケートの記入者・年齢・性別・所持手帳の等級）を記載しています。

### 1. 身体障害者

自由回答 139 件

- (1) 施策全般 24 件
- (2) 補助・サービス 34 件
- (3) 相談, 手続き・窓口対応 13 件
- (4) 将来への不安 6 件
- (5) 外出困難 22 件
- (6) その他 40 件

#### (1) 施策全般 (24 件) うち主な意見

- 障害を持っている人達が、もっと社会に出て活動できるように、健常者とともに気軽に利用できる、小さくても良い公共施設（図書館や児童館）を地域ごとに整備してほしい。障害者が自立できるよう事業所の充実を望みます。(本人・65～74 歳・男性・1 級)
- 病院より老健施設に入所することができたが、今後、家庭に帰り自宅での生活を希望する場合、家庭での介護者が高齢の配偶者だけの生活となるため、居宅介護の支援充実を期待しています。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・75 歳以上・男性・1 級)
- スーパー銭湯などを利用したいが公共浴場などの施設側の理解度マップを作成してもらいたい。施設側の身体障害者に対する認知度が低いと感じるので、企業の一部の人間だけでなく、経営者、管理職などに障害者への接し方の教育を徹底すべきだと思います。(本人・40～64 歳・男性・4 級)
- ヘルプマークの認知及び普及を促進してほしいです。(本人・40～64 歳・男性・4 級)
- 福祉避難所について、障害のある人ばかりを避難させる場所は、十分な配慮がないと問題が起きるため、軽度の人はお互いに助け合いができる一般の避難所へ、福祉避難所は重度の方だけを選んできちんと対応できる体制が必要だと思います。(本人・75 歳以上・女性・1 級)

#### (2) 補助・サービス (34 件) うち主な意見

- 障害者専用センターがある市もあるが、八千代市内には存在しない。当該センターがあればより生活上、身体上の向上が図れると思います。当該センター利用により外出の機会も増え、コミュニケーションがより増え、安心感、充実感、連携感が生まれると思います。(家族や介助者が本人に聞いて代筆・40～64 歳・女性・1 級)
- タクシー券を利用していますが、乗車 1 回につき、1 枚しか使用できないところが大変不便です。乗車 1 回に使えるタクシー券の枚数の制限をなくしてほしい。(家族や介助者が本人に聞いて代筆・75 歳以上・女性・1 級)
- 特別養護老人ホームを造ってほしい。もう少し公共交通に近い便利な所に建設をお願いします。(家族や介助者が本人に聞いて代筆・75 歳以上・女性・1 級)
- 聴覚障害者用に市役所等の公的機関や医療機関、駅等に筆談機を設置してほしい。また、医

療機関での呼び出しは、音声と文字表示（スクリーン）にしてほしい。（本人・75 歳以上・男性・3 級）

- 市役所でも障害者のハローワークの相談と仕事のあっせんをしてほしい。船橋駅に行って、そこから歩いていくことができない。（本人・40～64 歳・女性・1 級）
- 聴覚障害で補聴器を補助で作製していただいた。成人では通常は片耳だけの補助となるが、やはり両耳が悪い人には両方の補聴器が補助されるよう希望します。（家族や介助者が本人に聞いて代筆・40～64 歳・女性・6 級）

### （3）相談、手続き・窓口対応（13 件）うち主な意見

- 障害を持ち、子育てをする上で、支援や相談、ちょっとしたお手伝い等がしてもらえるようなサービスがあるといいと思います。様々な面で、ちょっとした手伝いをしてくれる地域の方などがいるといいなと感じています。（本人・18～39 歳・女性・2 級）
- 特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設等入所先を探して、決めるのが大変です。高齢者夫婦で一方が障害者で寝たきりで、もう一方が要支援を受けてもよいくらいの病を持っていると大変なので、事業所で入所先等を見つけていただければ、安心して住み慣れた地域で過ごすことができると思います。（家族や介助者が本人の意向を考えて記入・75 歳以上・男性・1 級）

### （4）将来への不安（6 件）うち主な意見

- 高齢、独居の障害者にとってこの先不安しかありません。周りに相談できる人もなく、生きていることがつらい日々を送っている人が増えている現実をもっと真剣に捉えてほしいと思います。（本人・75 歳以上・女性・4 級）
- 今、現在は不自由であるが、自分で友人、近所の方との交流があります。しかし、あと何年このままの状態が続くか心配です。（本人・75 歳以上・女性・4 級）

### （5）外出困難（22 件）うち主な意見

- タクシーチケットの交付を受けていますが、1 回の乗車で 1 枚（500 円）しか使えないという制度がとても不自由を感じています。1 度の乗車でもう少し使えるよう制度の改正をお願いします。（本人・65～74 歳・女性・1 級）
- 福祉センターなど高齢者が多く利用するところのトイレが、いまだに古いままで和式の物があり、和式が空いても洋式に人が並ぶときがあります。新しくする予算がないのであれば、つかまれるバー等の設置を希望します。（本人・65～74 歳・女性・4 級）
- 市の公共施設や駐車場がもっと利用しやすいようにしてほしい。車椅子の駐車場をもっと造ってもらいたい。（本人・40～64 歳・男性・1 級）

### （6）その他（40 件）うち主な意見

- 公共施設へある相談に行った時に、いきなり男性職員に結婚しているのか、籍を入れているのか、全く関係のないことを言われ、うんざりしました。職員の障害者を差別化している態度が悲しく、それ以来行かないようにしています。（家族や介助者が本人に聞いて代筆・40～64 歳・女性・2 級）

○バスを利用していますが、下車時に障害手帳を見せ料金を支払いますが、運転手は他の乗客には礼を言ったが、私の時には声も出さず黙り、不快な気分させられた。障害者を理解する能力のない人間が多いと感じています。(本人・65～74歳・女性・3級)

## 2. 知的障害者

自由回答 17件

- (1) 施策全般 3件
- (2) 補助・サービス 6件
- (3) 就労支援 1件
- (4) 将来への不安 4件
- (5) その他 3件

### (1) 施策全般 (3件) うち主な意見

- 八千代市は近隣他市に比べ、障害サービスの受給量が少ない。平成30年度から短期入所の受け入れが始まる事業所があるが、八千代市優先といっても他市の方が長期で利用することになるのではと誤ってしまいます。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・18～39歳・男性・㉠の2)
- 障害者が安心して暮らしていけるまちづくりをしてほしいと思います。差別、偏見をなくしてほしいです。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・18～39歳・男性・㉠の1)

### (2) 補助・サービス (6件) うち主な意見

- 障害のある息子の等級はBの2だが、軽度の子は国から援助がほとんどなく、普通に仕事につけません。障害者で就職しても、最低時給で障害者年金ももらえません。親が亡くなった後、生活はしていきません。せめてBの2の人にも障害者年金の支給をお願いします。障害の軽度の人が一番厳しいところにいることをわかってください。自立していけるようにどうぞ援助をお願い致します。(18～39歳・男性・㉡の2)
- 子どもは40歳近く、親は70歳代で、病気による重度の知的障害があります。薬の副作用で食欲はなく、自分で食べません。睡眠障害もあり、施設で暮らすことは難しいため、自宅で親との生活を望んでいます。しかし、親が元気なうちは可能ですが、親が倒れたら生活が崩れるため、親が世話できない状態でも自宅で一緒に暮らせる方法、老人介護と障害者介護の両立ができる方法を望んでいます。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・18～39歳・女性・㉠の1)

### (3) 就労支援 (1件)

- 公設公営の第4福祉作業所を、これから社会に出る人たちのために造ってください。(18～39歳・男性・㉡の2)

### (4) 将来への不安 (4件) うち主な意見

- 福祉サービス、障害者への医療サービスのおかげで、本人のみならず、家族も経済的に助けていただけて感謝しています。その反面、介助者の老化で年々本人の代わりに申請の代行のため、診断書を取り寄せたり、書類を作成する作業がたらくてきています。介助を担え

るのは自分しかおらず、将来に不安があります。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・18～39歳・男性・Aの1)

○親も高齢になり、今一番の心配は、障害をもつ子どもが一人になった時のことです。親が安心して預けられるグループホームか入所施設があればよいと思います。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・40～64歳・女性・Bの1)

### (5) その他(3件) うち主な意見

○プールを直してほしい。(家族や介助者が本人に聞いて代筆・18～39歳・男性・Bの1)

## 3. 精神障害者

自由回答 52件

- (1) 施策全般 14件
- (2) 補助・サービス 19件
- (3) 就労支援 6件
- (4) 相談, 手続き・窓口対応 4件
- (5) 将来への不安 3件
- (6) その他 6件

### (1) 施策全般(14件) うち主な意見

○障害者は支えている家族も含め、マイノリティであり、なかなか連携がとりにくい。現在はSNSなども出現し、それを可能にする手段が増えているが、非障害者と比べ、そういったものの利用、活用は難しい。障害者の、障害者を含んだコミュニティの形成に向けて、プラットフォームの整備をもっと行ってほしいです。(本人・18～39歳・男性・3級)

○成年後見制度の市民後見人採用及び社会福祉法人による後見人となり継続支援体制づくりが必要だと思います。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・18～39歳・女性・2級)

○精神障害者3級の手帳を持っているが、精神3級では、国保を納めていた人は障害年金がもらえない。医療費やカウンセリング料、その他経済的負担が大きいのが悩みです。給食サービスなど、家事が困難な人のための福祉サービスを充実させてほしいです。(本人・18～39歳・女性・2級)

○障害のある人が受けられやすい病院を造ってほしいです。また、障害者に対応できる医師や看護師の育成に努めてほしいです。(本人・18～39歳・女性・2級)

○障害を理由により、企業に就職する際、仕事に就けないなどがあってはならないと思うので、障害者差別をなくしてほしい。(本人・40～64歳・男性・1級)

### (2) 補助・サービス(19件) うち主な意見

○交通手段が他市より不便で、ICカードが使えないバスもあり困っています。色々な所にもう少し安価に外出・通院したい。バスも保健センターなど公共施設に行く便数が少なく、行ったことがないため、このような点をどうにかしてほしい。(本人・40～64歳・女性・2級)

○知的障害の就労を目的とした施設はたくさんあるが、精神障害の施設は少ないので、もっと増やしてほしい。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・40～64歳・男性・3級)

- 希望する曜日や時間帯にきちんと使えるように、ヘルパー事業所を増やしてほしい。また、ヘルパーの質も上げてほしい。(本人・40～64歳・男性)
- 市が何のサービスをしているのか情報が全く入ってこない。何をいただいているかわからないので、情報がわかるようにしてほしい。(本人・40～64歳・男性・2級)
- 精神障害の人と知的障害の人が、別々に居られる場所を作ってほしい。以前、知的障害の人に叩かれたり、追いかけて怖い思いをした。仕事をするには、他人との関わりに慣れないと距離感をつかめず続かないので、精神障害の人だけでカフェなどの交流できる場を作ってほしい。(本人・18～39歳・女性・2級)

### (3) 就労支援 (6件) うち主な意見

- 市内の企業や派遣会社に対し、積極的に障害者の雇用を増やすよう、もっともっと働きかけてほしい。アスペルガーやADHD等は、働き方や内容、周囲の人のある程度の理解があれば一般企業でも十分に働けるのに、障害を持っているとわかっただけで無意味に敬遠されてしまいます。(本人・40～64歳・女性・3級)
- 就労移行支援を利用中、利用者に対し、スタッフの対応が不適切でした。求職活動中、スタッフからのアドバイスや支援が思った程ではなかった。就労に移行する支援を全くもらえてなかった。未来に本当に正しい道や進むべき方向や選択肢などの提供、可能性を広げるための支援やアドバイスが全く行われなかった。(本人・40～64歳・女性・1級)

### (4) 相談、手続き・窓口対応 (4件) うち主な意見

- 市の担当の方の人数が足りない、能力の違いが目立つ、担当は別の業務を兼務し、迷惑していないか不安に感じます。パートの人でもよいので利用者により添ってくれる高齢の担当者がいてほしい。(本人・40～64歳・男性・2級)
- 平日なかなか相談しに市役所に行けないので、土日に相談できる場所があればと思います。(本人・18～39歳・女性・2級)

### (5) 将来への不安 (3件) うち主な意見

- 今は介助者に助けをもらいながら生活できるが、将来1人になってしまったときに、薬を飲んでも安定しない体調の体でやっていけるのか不安です。基本的には自分でできるところは自分で生活をし、これ以上は1人では無理になった時に、グループホームに入れるようにしたいと考えています。(本人・40～64歳・男性・2級)

### (6) その他 (6件) うち主な意見

- 障害を持っていても、ただ普通に薬を飲んでいれば、他の人とは全然変わらないことを理解してほしいです。(本人・40～64歳・男性・2級)
- 精神医療の未知の分野が多いが、対策は総じて症状が出た後の対処と思われます。来訪者を待つだけでなく、打って出る対策も必要だと思います。(家族や介助者が本人の意向を考えて記入・40～64歳・女性・2級)

## 2-4. 障害児・保護者アンケート自由回答のまとめ

※自由記入の内容について、一部要約させていただきました。

※ご意見の後に属性（アンケートの記入者・障害をお持ちのお子様の年齢の区分・障害をお持ちのお子様の性別・所持手帳の等級）を記載しています。

### 1. 身体障害者

自由回答 11件

- (1) 施策全般 2件
- (2) 補助・サービス 2件
- (3) 相談, 手続き・窓口対応 2件
- (4) 外出困難 3件
- (5) その他 2件

#### (1) 施策全般 (2件)

- 障害者に対して国の制度が少しずつ毎年変化しているのので、教えていただいています。市に対して要望として、タクシーを使用することが全くないため、不平等をなくすため、タクシー券かガソリン券が選べるように、ガソリン券を出してほしいです。(母親・中学生・女性・1級)
- 18歳以上(学校卒業分)の居場所が八千代市では難しい。障害の特性に合わせた事業所づくり、整備をしてほしいです。民間の企業の参入に関しても、助成金などを増やし参入しやすい地域にしてほしいです。(母親・小学生・男性・1級)

#### (2) 補助・サービス (2件) うち主な意見

- 学習における日常生活用具費支給の見直しを早急にお願いしたいです。視覚障害者におけるIT化の重要性、コミュニケーションを取ったり、調べたり、見えない分情報を得る手段としてとても必要です。いろいろな補助や支給が古く、現在の購入額とあっていない。幼稚園から大学まで安心して学ぶことのできる支援をお願いしたいです。(小学生・女性・1級)

#### (3) 相談, 手続き・窓口対応 (2件)

- 親身になってくれる相談機関があるといい。どこへ行っても手が足りないなどと言われ、結局、医療機関や民間の専門機関へ頼らざるを得なくなり大変です。(母親・小学生・男性・3級)
- 話し合いの場で必ず祖父母について聞かれます。祖父母がいないと子どもの未来が閉ざされたままだと思えます。祖父母の助けが借りられないからサービスを提供するようになっているように思えます。助けてくれようとしてくれる人はいるのに助ける場所がないことが大きな問題です。サービスは希望しないと受けられず、どんなサービスがあるのか相談するのも疲れました。(母親・乳児・男性・1級)

#### (4) 外出困難 (3件) うち主な意見

- 歩道が狭かったり、整備されていないため車椅子を押して外出することが難しい。段差も多いため、近所への買物だけでも車でお店まで行って、店内だけ車椅子を利用できるという感

じなので、行動範囲が限られてしまいます。(母親・中学生・女性・1級)

- 子どもは重度障害があるので、保護者が見られなくなった時にとっても不安を感じます。ショートステイや、気軽に子どもを預けるところがないため、兄弟の行事や外出が制限されてしまいます。サービス数の向上を期待します。(母親・小学生・男性・1級)

#### (5) その他(2件) うち主な意見

- 障害福祉サービスの内容を積極的に教えていただけたら幸いです。(母親・乳児・男性・1級)

## 2. 知的障害者

自由回答 24件

- (1) 施策全般 6件
- (2) 補助・サービス 9件
- (3) 就労支援 3件
- (4) 相談, 手続き・窓口対応 4件
- (5) 将来への不安 1件
- (6) その他 1件

#### (1) 施策全般(6件) うち主な意見

- 発達障害の子どもは、健常者の子どもの区別がつきにくいことから、マナーなどで不快な思いをされ、親のしつけの問題とされている場合があると思います。発達障害に対する積極的な理解啓発活動や、客観的に障害を持っていることがわかるようなワッペンのような普及を行政レベルで真剣に考えていただきたいです。(母親・幼児・男性・Bの2)
- 皆同じ人間、困っている人がいたら助けてあげるという当たり前の環境にしていくために、インクルーシブ教育を始めてほしい。(母親・小学生・男性・Bの2)
- 福祉手当を減額するのはやめてください。休日夜間に相談できる窓口を作ってください。(母親・高校生・男性・Bの2)

#### (2) 補助・サービス(9件) うち主な意見

- 知的障害の高校生の子をもつ親御さんが、就職先がないと悩んでいました。もっと就職できる場を増やしていただきたいです。(母親・幼児・男性・Aの1)
- 児童通所サービスを利用していますが、支給量が上限23日となっています。せめてあと2日増やしてほしいです。(母親・小学生・男性・Aの1)
- 移動支援を受けたいのですが、人手不足で難しいという話をききます。余暇支援において、移動支援や同行援護は事務所でも現在の利用者でいっぱい、付き添うにも限界がある。児童デイサービスの相談支援にお話しても難しいと言われました。まずはマンパワーを増やすことが必要かと思えます。(母親・高校生・男性・Bの1)

#### (3) 就労支援(3件) うち主な意見

- 作業所のグループホームなど、学生生活後の受入先が少なく不安です。少ない選択肢の中から選ぶのではなく、複数から子どもに合った場所を選べるようになるといいなと思います。(母親・中学生・女性・Aの1)
- 市内の就受支援型の施設は増えてきましたが、企業への就労はまだ少ないように思います。

企業で働く障害者が増えれば、重度の障害者のための施設の定員にもゆとりができると思います。ぜひ市が主導となり、八千代市内の企業への就労を進めてもらえたらと思います。(母親・高校生・男性・㉔)

#### (4) 相談、手続き・窓口対応 (4件) うち主な意見

○福祉サービスなどどういうものが受けられるのかどんなものがあるのか、情報提供をしていただきたいと思います。いろいろ知りたいことがあっても障害のある子どもを抱えて手一杯になっていたりするので、サポートしていただけるとありがたいです。(母親・幼児・女性・Bの1)

○いろんな所で相談してきたが、軽度に対する理解ができない人が多くて対応がたらいまわしになったり、どこへ相談すればよいのかわからない。将来1人では生きにくい軽度に対する対応をもっと考えていただきたいです。(母親・中学生・男性・Bの2)

#### (5) 将来への不安 (1件)

○親たちが亡き後どうするのか、子どもの将来のことが不安です。できれば、小学校の支援級の先生は、すべて資格をもった先生にしてほしい。ことばと発達相談室は、就学後は利用できなくなるのではなく、成長しても、一貫して相談できるようにしてほしいです。(母親・幼児・女性・Bの2)

#### (6) その他 (1件)

○築40年以上にもなる建物に、毎日子どもを通わせる保護者の不安をわかってほしいです。(母親・幼児・男性・Bの1)

### 3. 精神障害者

自由回答 3件

(1) 施策全般 1件

(2) 補助・サービス 2件

#### (1) 施策全般 (1件)

○子どもが小学校に通っていますが、先生をふくめ、周囲の人に障害が理解されていないと感じることが多いです。そのため、学校や教育委員会に相談しても伝わらないことが多いです。子どものことを第一に考えてくれる障害の知識を持ち、きちんと療育できる人が、学校や教育委員会に配置されることを希望します。(母親・小学生・男性・2級)

#### (2) 補助・サービス (2件)

○特に通学に対しての支援をしてほしい。他市では、支援対象となっている市もあります。発達障害児のおむつ代の補助がほしいです。(父親・小学生・男性・2級)

○放課後デイサービスを利用している。入った当時より改正を繰り返し、利用時間や内容が満足できなくなっているが、他所を探すことができないので、渋々通わせている。施設を増やして、教室ごとに選べるようになってほしいです。また、情報提供していただきたいです。(母親・小学生・男性・3級)

# ヒアリング結果のまとめ

## 1 実施概要

計画の策定にあたり，市内で活動する障害者団体や障害福祉サービス提供事業者に御意見を伺い，障害者の抱える課題の把握を行った。

### 1 団体及び日程

#### ① 障害者団体

日 時：平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 10 時から正午まで

場 所：市役所 6 階 第 4 会議室

実施団体：アイサポートクラブ，身体障害者福祉会，聴覚障害者協会，心身障害児者父母の会，手をつなぐ親の会，精神障害者家族会（かたくり会），八千代さくら会

調査票提出団体：自閉症協会

#### ② 事業者

日 時：平成 29 年 8 月 25 日（金）午前 10 時から正午まで

場 所：市役所 6 階 第 4 会議室

実施団体：栄寿会（八千代地域生活支援センター），心聖会（小池更生園），実のりの会（ビックハート），身体障害者福祉会（はばたき職業センター），翼友福祉会（友愛みどり園），佑啓会（福祉作業所），啓友会（なかまネット），心和会（なごみの家），あごら with 八千代市手をつなぐ親の会，すずらん，にじと風福祉会，児童発達支援センター

### 2 実施方法

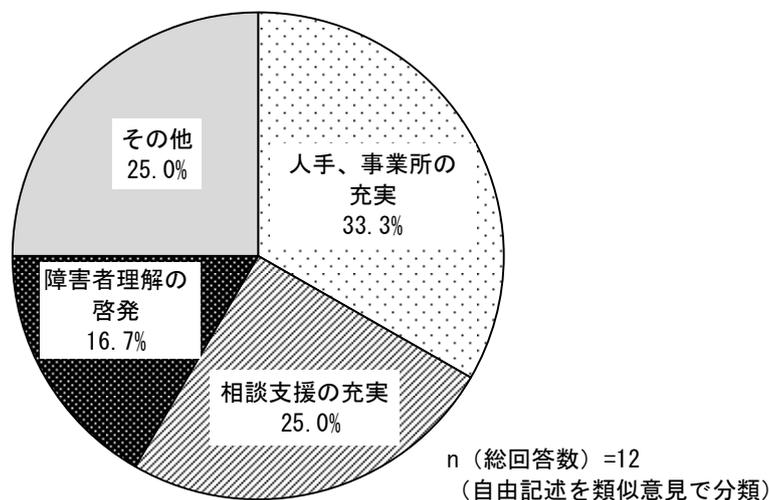
各団体に調査票を事前に配布し，その調査票を基に実施した。

## 2 まとめ

ヒアリングのための調査票を提出した障害者団体・事業者に係る集計結果となります。

### 1 障害者団体

#### (1) 特に重要と考えるサービスについて（当事者団体用調査票 問7）



#### ○人手、事業所の充実

- ・職員や環境の整った事業所の数が足りない。
- ・ガイドヘルパーなどの人手不足について、賃金が低いことも影響しているため助成制度を見直していただきたい。
- ・人手がないため、サービスを利用したくても利用できないことがある。
- ・特別支援学校の職員についても、下校時刻まできちんと対応していただけるよう予算と人手を確保していただきたい。

#### ○相談支援の充実

- ・様々な相談窓口から、必要としている支援につなげていく流れが必要である。
- ・相談窓口での対応として、初回の相談から先を見越して、今後必要となる情報を提供するような仕組みが必要である。
- ・ある程度大きくなってから障害が分かったケースでは、保護者も対応が分からず相談先にたどり着くまで時間がかかってしまう。

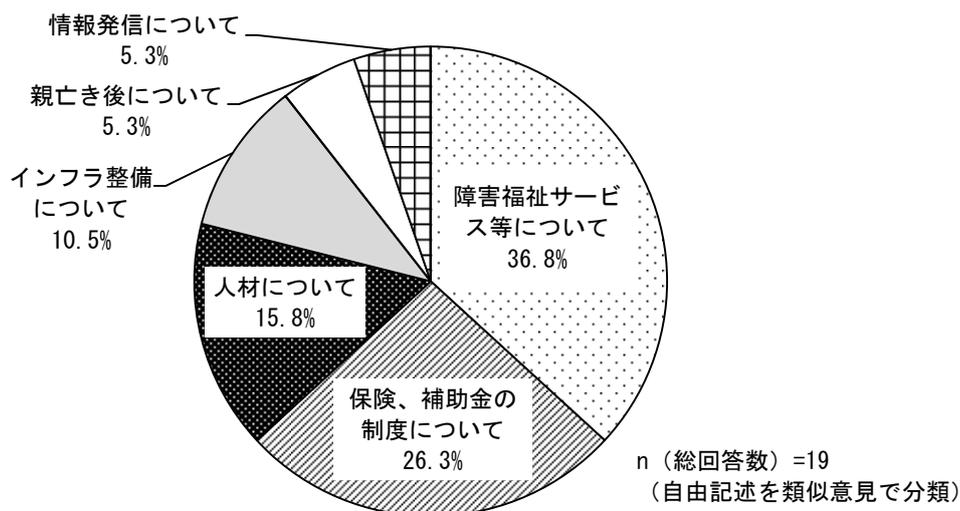
#### ○障害者理解の啓発

- ・手話に対しての理解が少なく、市の職員にも、現場での支援や講習等に参加していただき、現状を知ってほしい。
- ・小中学校での講習会を行う際には、子ども達にも広くケアができるようテキスト作りや理解を深めていただける内容を考慮してほしい。

#### ○その他

- ・身近なところで支援につながれるきっかけがあるとよいのではないかと。
- ・特殊なケアを必要とする身体障害者では、同様の症状を持った方々での交流の場を持つことが効果的なケアとして行われている。

(2) 団体構成員から寄せられる要望や苦情について (当事者団体用調査票 問8)



○保険、補助金の制度について

- ・八千代市のガイドヘルパー制度は他市と比べても充実しているが、介護保険に移行した際に対応してもらえないことがある。保険区分にかかわらず、必要なサービスが利用できるように、対処をお願いしたい。

○人材について

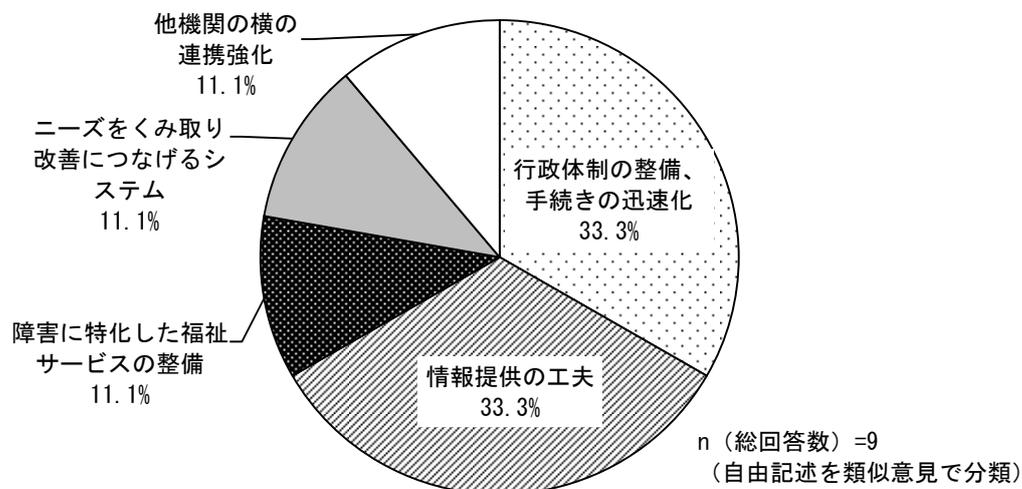
- ・施設に入った時や入院した際に、必要なケアができる人がいない。ヘルパーとの連携や、サポートできる人材の育成が必要である。

○親亡き後について

- ・親亡き後の支援体制の構築が必要である。

(3) 障害福祉サービスを利用しやすいものにするために必要と思うことについて

(当事者団体用調査票 問9)



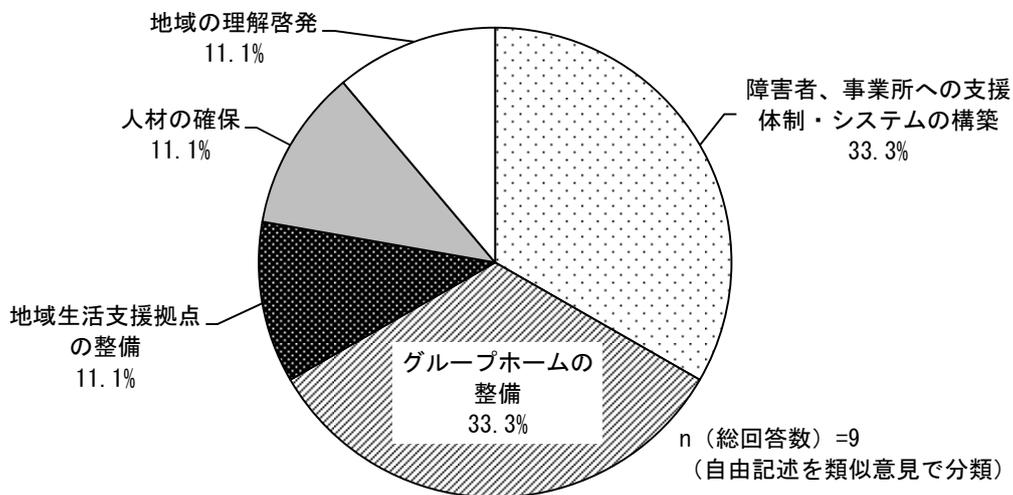
○情報提供の工夫

- ・啓発の手段として、インターネットや紙媒体など様々な方法があるが、活字で伝えるだけではなく、最終的には人が直接問いかけに答える形で啓発していく方法がベストなのではないか。
- ・視覚障害者に向けた福祉サービスの情報提供ができていない。ガイドヘルパーを利用していない人は特に接点がないため、周知が難しい。

○障害に特化した福祉サービスの整備

- ・市内に精神障害者のグループホームがない。専門のスタッフが配置された精神に特化したグループホームを整備してほしい。

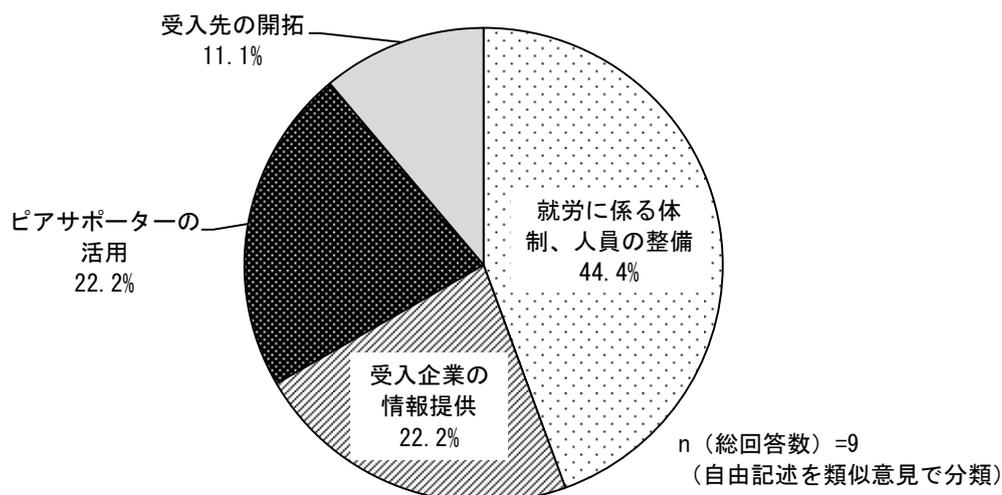
(4) 地域生活への移行のため必要な支援について（当事者団体用調査票 問10）



○障害者、事業所への支援体制・システムの構築

- ・学校を卒業後に行き場がなくなるケースがある。ライフステージ別に支援があると思うが、市の担当者が変わってしまうため、安心して相談等を行うことができない。担当課の中で、これまでの生活を把握してもらえるようなシステムを構築してほしい。

(5) 一般就労への移行に必要な支援について（当事者団体用調査票 問11）



○就労に係る体制、人員の整備

- ・就労の場があっても、保護者が働きに出ているなどで帰宅すると一人で過ごさなければならぬケースがある。

○受入企業の情報提供

- ・中小企業や個人商店なども含んだ求人情報を提供するなど、働く意欲と場所を育てていく方法があるのではないか。

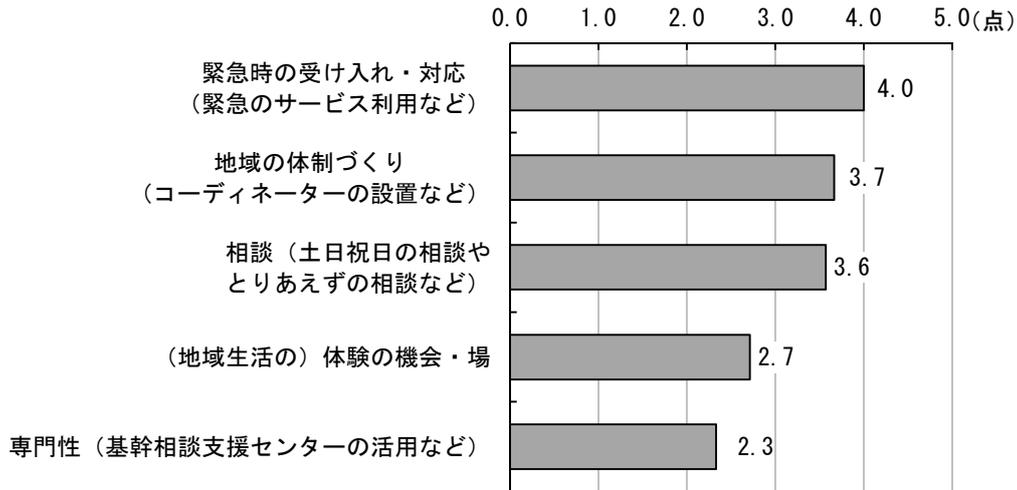
○ピアサポーターの活用

- ・本人の働く意欲が出てこないケースについては、一般就労している先輩の姿を見ていただくなど、意欲を喚起することが必要ではないか。
- ・視覚障害者では特に就労に関する相談はなかった。盲学校を卒業して資格を取り、マッサージ師として勤めている人が多いように思う。

○受入先の開拓

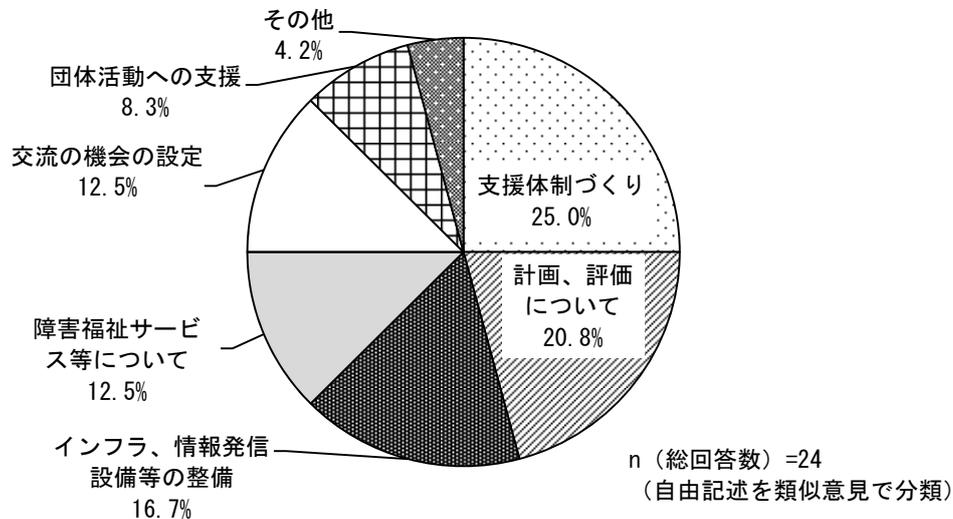
- ・市内や近くでの就労先がない。地域での就労ができないか、毎年企業の誘致をしているが受け入れてくれるところがない。

(6) 地域生活支援拠点の整備について重視する機能（当事者団体用調査票 問12）



※最も重視する機能を最高点の5点とし、重視しない機能を最低点1点の1～5点の点数評価を行い、各項目の平均点を上記に示している。

(7) 八千代市の障害福祉施策に関する意見、要望（当事者団体用調査票 問13）



○支援体制づくり

- ・相談支援の窓口に来ることができている人たちは、支援を受けることができ、家族以外の人との交流を持つこともできる。家に引きこもってしまい、家族も相談に来ることが難しいケースでは支援につなげることができず、そうした状況が長引くことで介護者の高齢化等で生活がさらに困難になってしまう。支援につなげるためにも、何らかの形で継続的に訪問するシステムが必要である。

- ・発達障害など、大きくなってから障害に気付くケースでは、相談窓口を知らない場合が多く、支援にたどり着くことが難しい。定期的に訪問するようなシステムはある程度大きくなるまで必要なのではないか。

○団体活動への支援

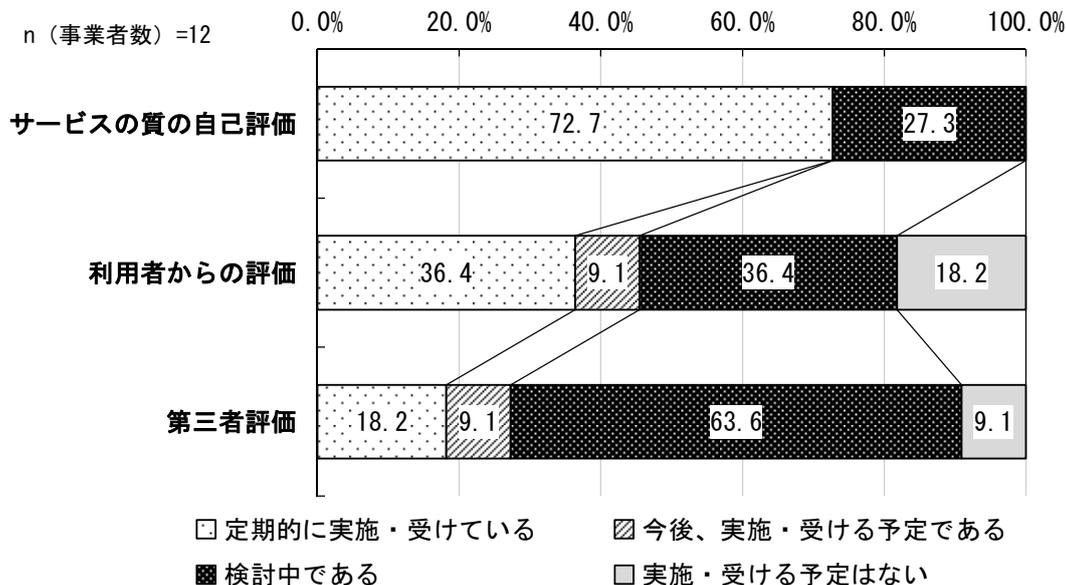
- ・一般の施設では、聴覚障害者が集まったり情報交換をすることが難しい。今はボランティアで月に1度集まりを行っているが、場所も手狭で送迎もボランティアで行っている。支援を受けることができないか検討をお願いしたい。
- ・各障害団体別に、市の担当課と定期的に十分に意見交換できる場が必要である。

○インフラ、情報発信設備等の整備

- ・聴覚障害者のための施設整備や情報提供ができていない。

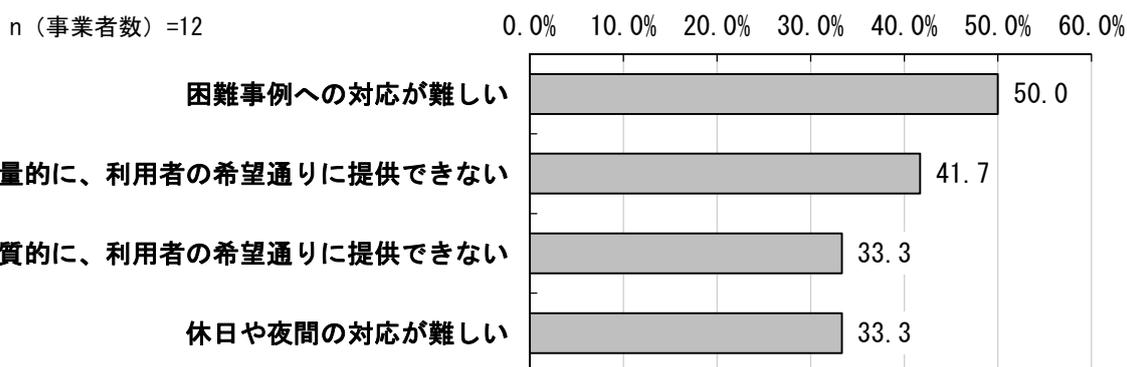
## 2 事業者

### (1) サービスの質の評価に関する取組みについて（事業者用調査票 問6）



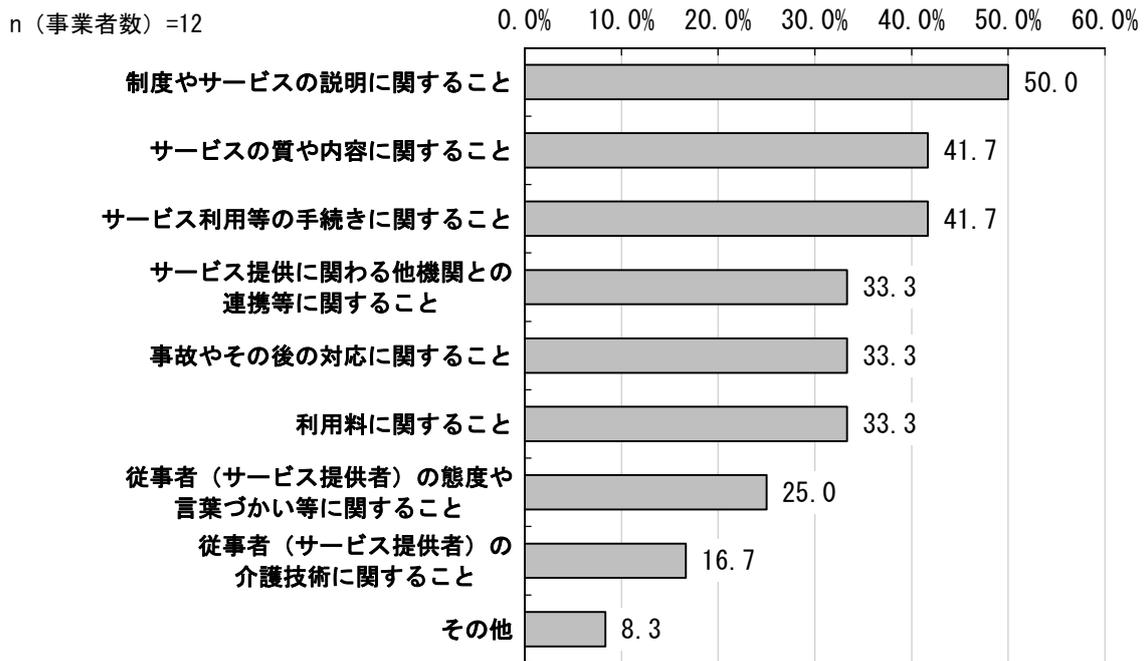
- サービスの質の評価に関する取組みについてみると、「サービスの質の自己評価」を実施している事業者は 72.7%となっている。
- 「利用者からの評価」の取組みについては、実施している事業者は 36.4%となっており、検討中の事業者は 36.4%となっている。
- 「第三者評価」では、実施している事業者は 18.2%となっている。一方、検討中の事業者は 63.6%で過半数を占める。

### (2) サービス提供上での課題について（事業者用調査票 問8）



- サービス提供上での課題についてみると、「困難事例への対応が難しい」と回答した事業者は 50%で最も多い。次いで、「量的に、利用者の希望通りに提供できない」が 41.7%、「質的に、利用者の希望通りに提供できない」と「休日や夜間の対応が難しい」が 33.3%となっている。

(3) サービス利用について受ける相談や苦情について（事業者用調査票 問9）



○サービス利用について、利用者やご家族の方から受ける相談や苦情についてみると、「制度やサービスの説明に関すること」が最も多く 50%となっている。次いで、「サービスの質や内容に関すること」と「サービス利用等の手続きに関すること」が 41.7%となっている。サービスに関する説明について相談や苦情が多くなっている。

**【インタビュー】**

利用者やご家族からの相談や苦情について、「サービスの質や内容に関すること」との回答が見られ、主にどのような相談や苦情が多いのか、また、どのように対応しているのかを把握するためインタビューを行った。

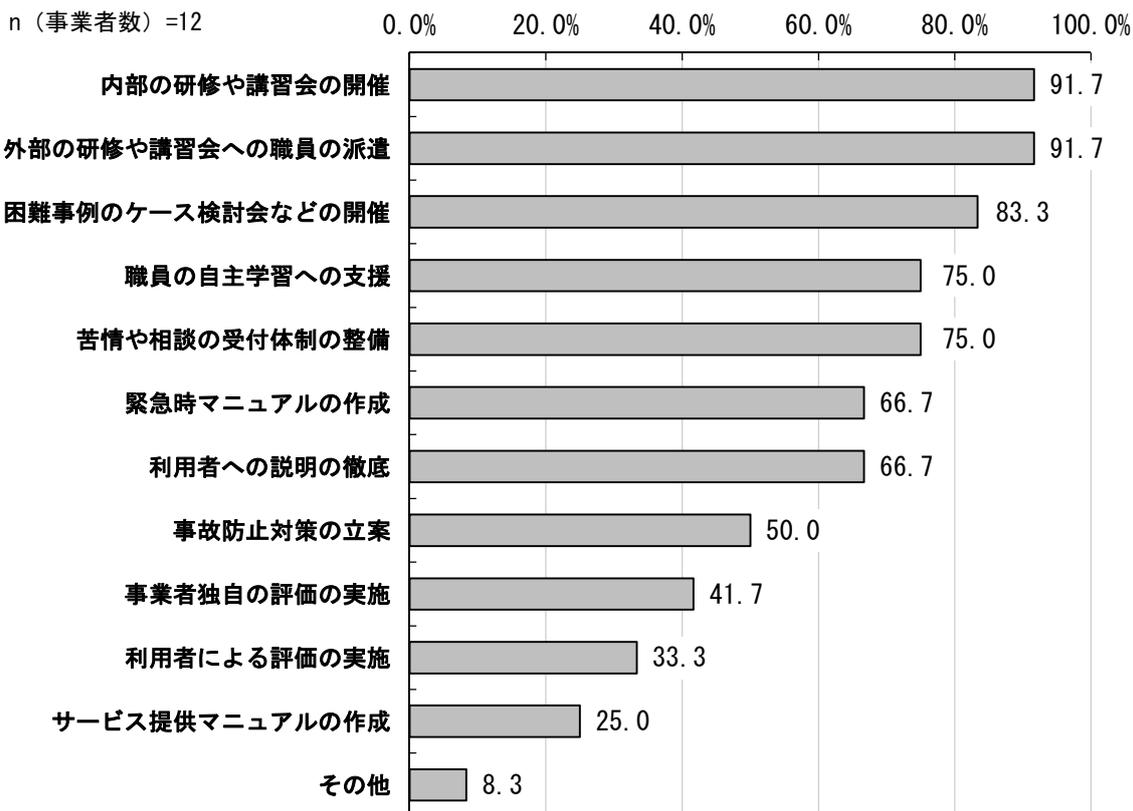
**○相談・苦情内容**

- ・サービスだと日中活動でもっと見てほしい、見えないところにあざがあったなどの相談があった。
- ・市に対して、市の担当が変わるのは仕方ないが、誰が担当か分からないことがある。
- ・児童の家族からの相談や苦情が多く感じる。

**○対応方法**

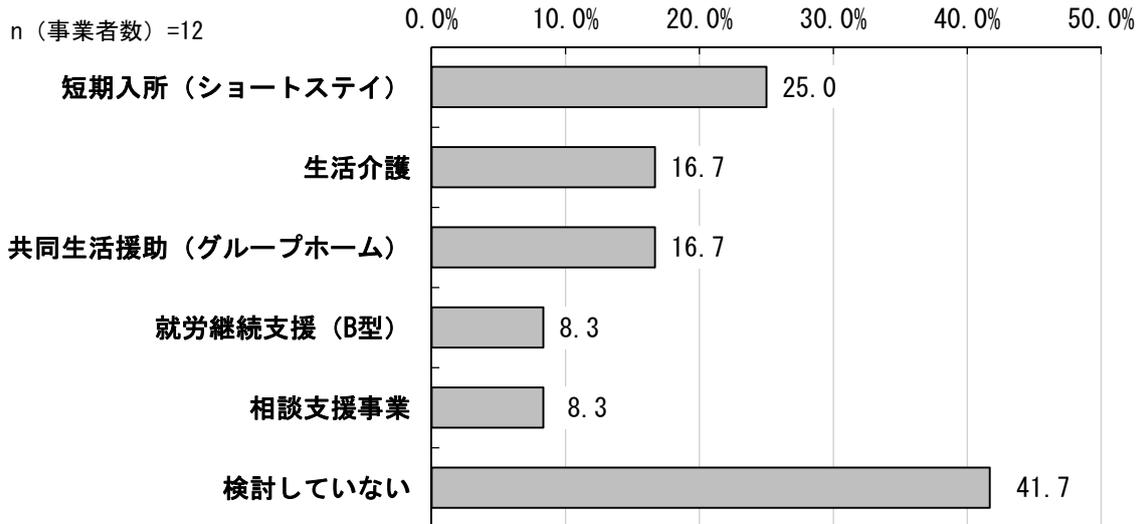
- ・きちんと説明し対応することを心がけている。
- ・苦情が解決できないときは、広域拠点施設や県に相談して対応する。事例は、事業所内で共有し検証するが、時間がたつと薄まり、問題がまた起こる。
- ・市全体を見る公正な第三者評価がほしい。

(4) サービス向上のための取組みについて（事業者用調査票 問12）



○サービス向上のための取組みについてみると、「内部の研修や講習会の開催」と「外部の研修や講習会への職員の派遣」が91.7%で最も多くなっている。次いで、「困難事例のケース検討会などの開催」が83.3%となっている。講習会や検討会等による職員の強化により、サービス向上に努めていると考えられる。

(5) 新規障害福祉サービス等への参入の検討について (事業者用調査票 問13)



○新規障害福祉サービス等への参入の検討についてみると、「短期入所 (ショートステイ)」が最も多く、25%となっている。次いで、「生活介護」と「共同生活援助 (グループホーム)」が16.7%となっている。

**【インタビュー】**

新規サービス参入についてインタビューを行った。

**○短期入所 (ショートステイ)**

- ・短期入所を検討しているが、土地の取得が問題である。
- ・短期入所を検討しているが、計画が進んでいるわけでない。生活介護の利用者では、急な対応での短期入所等に困っている。法人としてフォローするための短期入所を検討している。

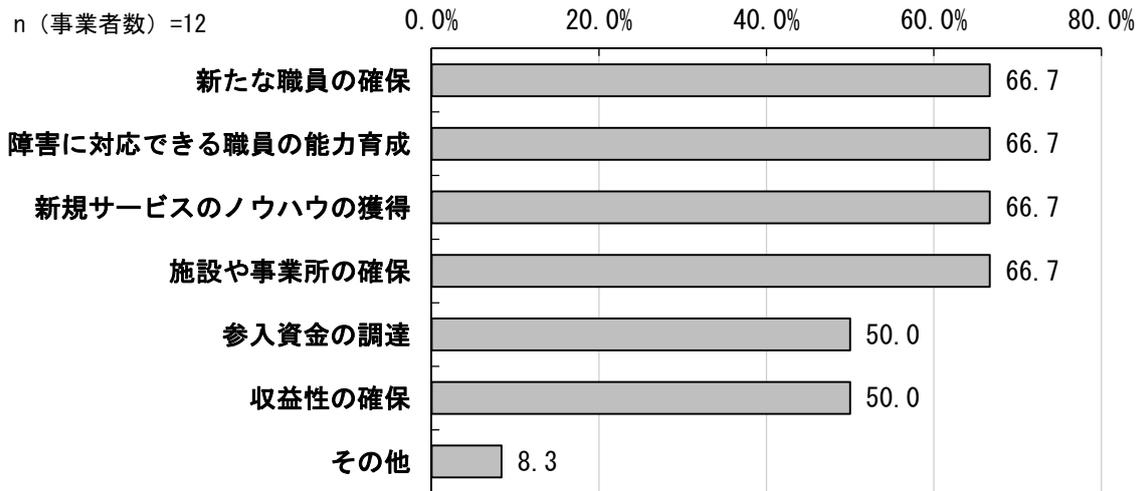
**○共同生活援助 (グループホーム)**

- ・短期入所と同様に共同生活援助を検討しているが、土地の取得が問題である。
- ・利用者からのヒアリングでニーズが高かった。ただ、お金や人員など課題が多く、どこから取り掛かるかが見えていない。

**○相談支援**

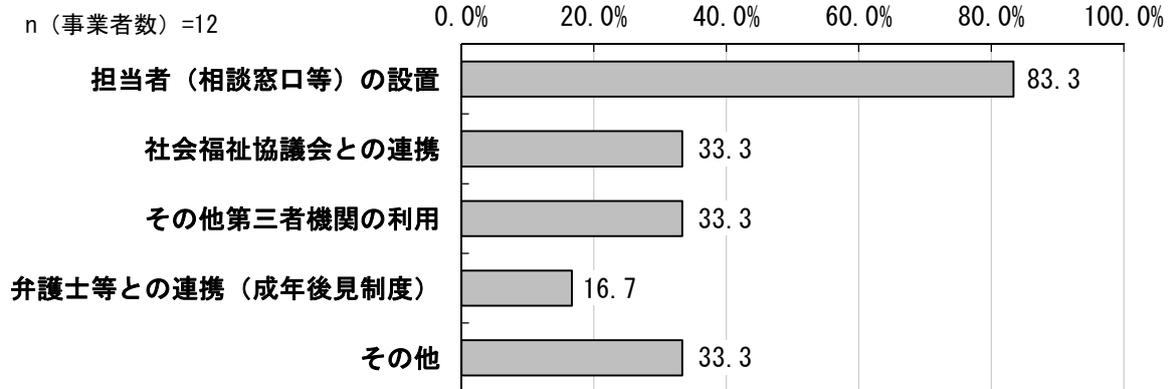
- ・新たに事業開始予定がある。相談体制の確立について、八千代市としては、ワンストップ型なのか、各課との連携になるのかを知りたい。

(6) 新規サービスに参入する上での課題について (事業者用調査票 問 14)



○新規サービス参入する上での課題についてみると、「新たな職員の確保」,「障害に対応できる職員の能力育成」,「新規サービスのノウハウの獲得」及び「施設や事業所の確保」が 66.7% で最も多い。

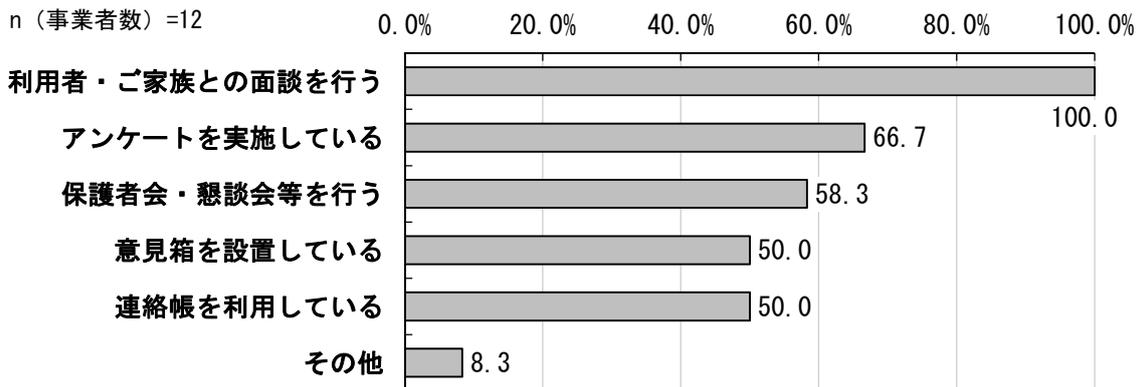
(7) 利用者の権利擁護について実施していることについて (事業者用調査票 問 15)



○利用者の権利擁護について実施していることについてみると、「担当者 (相談窓口等) の設置」を実施している事業者が、83.3%となっている。次いで、「社会福祉協議会との連携」と「その他第三者機関の利用」が 33.3%となっている。

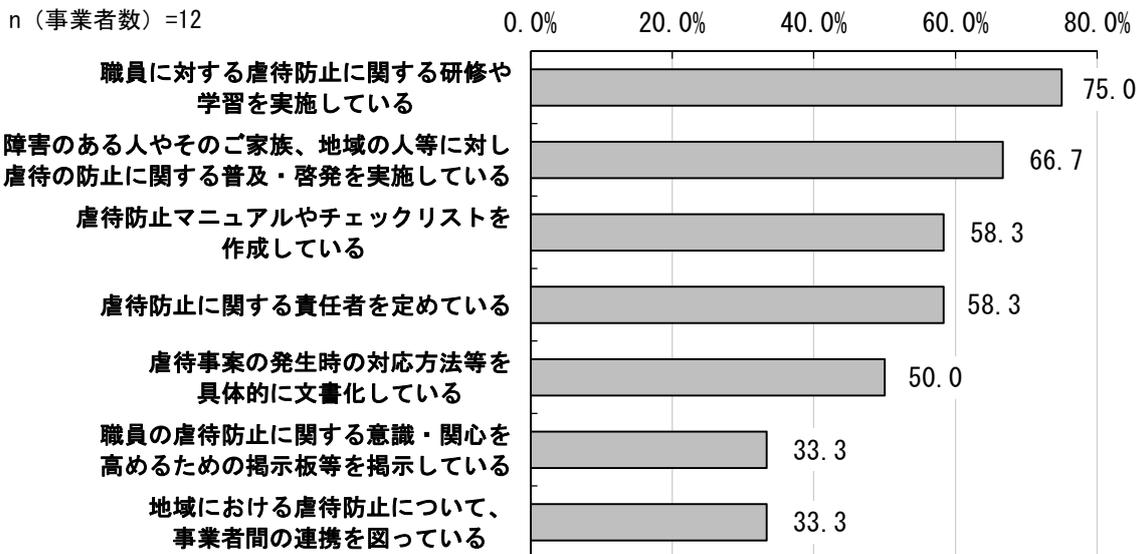
(8) 利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるための工夫について

(事業者用調査票 問16)



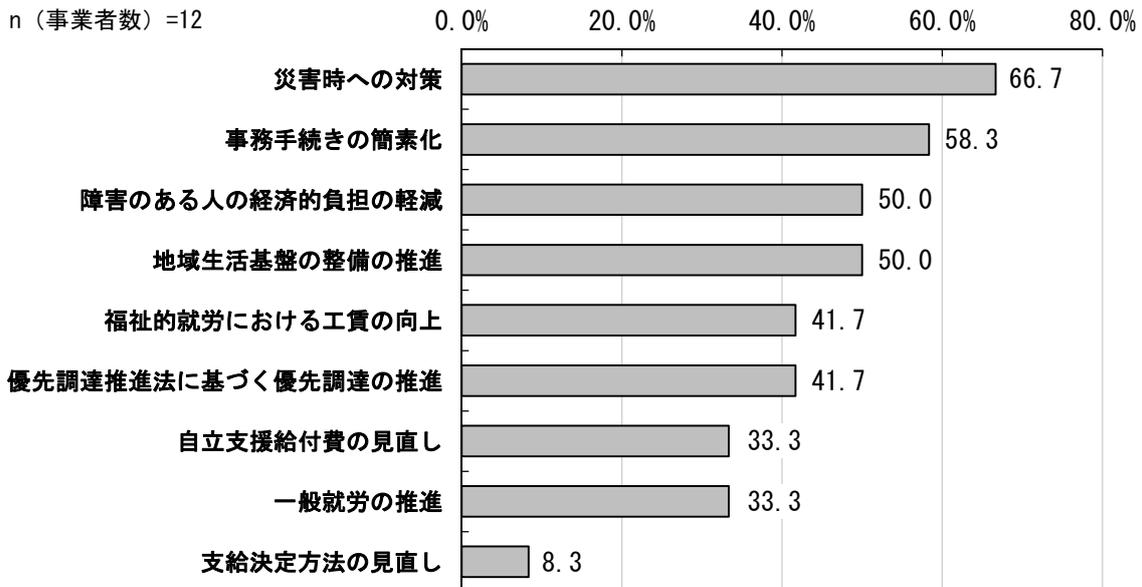
○利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるための工夫についてみると、すべての事業者が「利用者・ご家族との面談」を行っている。次いで、「アンケートを実施している」事業者は、66.7%で多くなっている。

(9) 障害のある人の虐待防止に向けて取組んでいることについて (事業者用調査票 問17)



○障害のある人の虐待防止に向けて取組んでいることについてみると、「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」が75.0%で最も多い。次いで「障害のある人やそのご家族、地域の人等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している」が66.7%となっている。

(10) 今後の障害福祉施策に期待することについて（事業者用調査票 問 19）



○今後の障害福祉施策に期待することについてみると、「災害時への対策」が最も多く、66.7%となっている。次いで、「事務手続きの簡素化」が58.3%で多い。「障害のある人の経済的負担の軽減」と「地域生活基盤の整備の推進」を期待する意見も50.0%となっている。

【インタビュー】

今後の障害福祉施策に期待することについて多くのご意見があり、より具体的なニーズを探るため、期待する障害福祉施策の「地域生活基盤の整備の推進」に関するインタビューを行った。

○地域生活基盤の整備の推進

- ・国が地域拠点事業としてモデル事業を行っている。八千代市として地域相談支援も含め、どう考えているのか。ニーズがはっきりしている方に対応する方法、市民が安心できる考え方を市としてどのように進めていくのかを考えてもらいたい。
- ・就職した後について、事業者だけではカバーしきれない。日中活動での利用以外の活動を地域でカバーできたらいいと思う。
- ・通所型の施設なので、当事者の生活そのものへのかわりが薄くなっている。サポートを行っているが、施設だけでは生活面までカバーするのは難しい。そこをカバーできるように整備されたいと思う。
- ・学校卒業後の進路など、ライフステージごとに対応しきれないニーズを拾って対応してほしい。
- ・障害者の親が高齢化している。また、グループホームが少ない状況であり、在宅で通う方々へは、障害に特化した事業所がない。
- ・虐待、差別、教育、医療など様々なことがあり、誰に相談すればよいのか分からないので、課でなく部単位などで相談できる支援が必要になっていると思う。また、潜在的につながれず生活がしづらい人たちなどがどの制度を使えばよいのか、どこに相談すればよいのかを支援し、つながれない人たちをつながれるようにするサポートが必要であると思う。
- ・ニーズが多様化しており、どのサービスを使えばよいかなど、動き方が分からない。動き方などで相談できる場所が必要であると思う。

## 【インタビュー】

期待する障害福祉施策の「障害のある人の経済的負担の軽減」に関する具体的なニーズを探るため、インタビューを行った。

### ○65歳の壁問題

- ・65歳を迎え介護保険になると、経済負担が大きくなる。市の方で助成等があればよい。
- ・介護保険になるときに、つなぎがうまくいかなかったり、申請漏れがあったりしているので、地域生活基盤整備とともに、中心となって全体を見てくれるところが必要である。
- ・65歳以上の方の介護保険適用による負担増がある。
- ・高齢で介護保険になったときに、当事者は食事などを落としているなど生活に影響がある。携帯電話など以前より必要なコストが増えていたため、携帯代分などが入るような仕事を紹介していただきたい。

### ○通所補助等

- ・現在、電車などの通所補助がなくなってしまうている。重度の方へは送迎を行っているが、作業所の中でも軽度の人に負担が発生している。
- ・年金だけで生活できる費用設定にしているが、年金だけでは生活できないような負担は避けられるよう制度設計を考えてほしい。

### ○その他

- ・生活保護世帯で特別支援学校に通っている方や、就労移行支援を使っている方などが、生活保護世帯のまま就職した場合、生活保護が切れる。障害年金を申請したが、働いて年金でもらうお金が生活費になるなど問題があるので、その家族がどんなスタイルで生活しているのかを見る方がいて、どんな生活が望ましいか、その家族にあった地域生活ができるような計画にしてみたい。
- ・家族の年金など漠然とした不安があり、相談を受けても大丈夫だよといえない状況である。家族が安心できない状況、将来への漠然とした不安を家族から感じている。

## 【インタビュー】

期待する障害福祉施策の「一般就労の推進」に関する具体的なニーズを探るため、インタビューを行った。

### ○一般就労の推進の取組み

- ・先進的の取組みを行っている市があり、参考にしてもらいたい。ある市では、市、就労関係機関やハローワークなどがタッグを組み、中小企業で障害を持った方が就労できるよう取り組んでいる。チャレンジドオフィスより、市全体を見たときに、どういう取組みをすればよりよいのか、取組み方の視点を考えてほしい。
- ・大きな会社で障害者がまとまって働くより、中小企業で1, 2名で働けたほうがよいのでは。就労継続支援利用者の方は、工賃と障害基礎年金が収入源なので、生活をするために、工賃向上などで生活が潤えばよいと思う。
- ・一般就労への推進という意味では、今の制度は止めている印象がある。働ける障害者は、働いて納税者になっていただくのが厚生労働省の考え方であると思うが、一方で、制度としては就職した人への報酬が極めて薄い印象がある。
- ・働ける障害ある人が働き、そういう人が増えることで、企業や地域の理解も高まるのではないかな。

### ○就労移行支援、就労継続支援での問題点

- ・公共交通の補助が八千代市にはないので、家から近いという理由で、最寄りの事業者に通っている。
- ・今の給付費制度だと、利用者の困り込みになりかねない。適切な言い方ではないが、事業者としては、障害者が就労すれば利用者が減る、給付がなくなる、補充がうまくいかなくなるので、経営が成り立たなくなるとも考えられる。

## 【インタビュー】

期待する障害福祉施策の「災害時への対策」に関する具体的なニーズを探るため、インタビューを行った。

### ○福祉避難所としての取組み

- ・福祉避難所として利用者3日分の備蓄をしているが、福祉避難所として、外部の方が来た場合の避難分には対応できていない。優先的に調達をするとされているが、確実に備蓄を回してもらいたい。
- ・福祉避難所となるが、備蓄はまだ不十分。障害者は健常者と同じように避難所で配給を待たないといけない。別に障害用の窓口を検討してもらいたい。
- ・利用者3日分の備蓄、耐震検査や職員の中で防災時のコーディネーターとして機能する者がいて、呼び出しがかかればボランティアコーディネーションの対応をしている。ガソリンスタンドとの個別の協定、医療機関との覚書、防災訓練の実施、消防署との協定など防災体制を整えている。

### ○意識啓発

- ・自治会で設置した避難所に障害者が行かざるをえない場合に、各自治会の中に障害を持っている方への対応の啓発が必要である。福祉避難所に誘導するトリアージを誰が行うのかを施策の中に盛り込んでいく必要がある。施策の中で、災害弱者をどうするのかを考えてもらいたい。
- ・知的障害をお持ちの子どもがいるところでは、みないといけないので家から出られない。並んでも周りから煙たがられたり、災害で余裕がなくなる場合に、障害者への配慮が難しいと思われる。
- ・障害者への理解が進めばよいと思う。予防策として、普段はハザードマップや避難について、障害者に周知できる窓口があればよいと思う。
- ・避難先に障害ある人への対応の相談をしたが、理解が足りない印象がある。避難場所として受け入れる側への障害の理解をしてもらうためにも、こちら側からの働きかけが必要である。
- ・いろんな障害を持ったお子様がいるので、特別なフォローが必要になってくることを考えてもらいたい。家で被災した場合には、障害児だけでなく、その兄弟もいたりするので、身動きがとれない保護者、家族への対応が必要である。
- ・震災の時に経験したことでは、車椅子の避難が難しかった。ビルなどにいた場合、避難できない。他市では実施されているが、助けないといけない人がいることを理解するためにも、障害者バージョンの避難訓練が必要である。

### ○その他

- ・大震災のときには、慣れた場所で過ごしたいので、利用者は集まってくる。小さい場所でも慣れた人は集まる大事な場所なので、安全を考えないといけない。耐震などなんとかできないか相談したい。

### 3 調査票及び集計結果

第5期障害福祉計画策定に係る調査票（当事者団体用）

問1 貴団体の概要について、差し支えない範囲でご記入ください。

|            |             |  |  |
|------------|-------------|--|--|
| 団体の名称      |             |  |  |
| 代表者氏名      |             |  |  |
| 本調査に関する連絡先 | 担当者名        |  |  |
|            | 電話番号        |  |  |
|            | FAX番号       |  |  |
|            | E-mail      |  |  |
| ホームページURL  | http://www. |  |  |
| 事務所等住所     | 〒 ー         |  |  |

問2 貴団体の発足時期はいつですか。

|   |   |
|---|---|
| 年 | 月 |
|---|---|

問3 平成29年6月1日時点で会員数、運営に携わっている人数をご記入ください。

| 区 分         | 人 数 | 内 訳 |    |
|-------------|-----|-----|----|
|             |     | 男性  | 女性 |
| 会 員 数       | 人   | 人   | 人  |
| 運営に携わっている人数 | 人   | 人   | 人  |

問4 平成29年6月1日時点の会員の平均年齢はいくつですか。（1つに○）

|           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 20～29歳 | 3. 40～49歳 | 5. 60歳以上 |
| 2. 30～39歳 | 4. 50～59歳 |          |

問5 貴団体の構成員はどのような方ですか。

問9 現在の障害福祉サービス等をより利用しやすいものとするためには、どの主体（例えば行政、相談支援事業者、サービス提供事業者等）が、どのようなことを行っていく（または行わない）ことが最も有効と考えますか。

..... 地域生活移行や就労支援について .....

問10 福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めるため、具体的にどのような支援が必要と考えますか。

問11 就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する障害者を増やすため、具体的にどのような支援が必要と考えますか。

問6 貴団体の目的及び主な活動内容は何かですか。

団体の目的

活動内容

..... 障害福祉サービスについて .....

問7 障害者の方の利用できるサービスとして、障害福祉サービス・各種相談支援・地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）がありますが、貴団体が特に重要と考えるのはどのようなサービスですか。

問8 現に障害福祉サービス等を利用している会員様などから、制度や市、サービス提供事業者などに対して多く寄せられる要望や苦情等がありますか。

問12 地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、どのような機能を重視しますか。重要と思う順に1～5の数字をご記入ください。

| 項目                       | 重視するもの（重視するものから順に1～5を記入してください。） |
|--------------------------|---------------------------------|
| 相談（土日祝日の相談やとりあえずの相談など）   |                                 |
| （地域生活の）体験の機会・場           |                                 |
| 緊急時の受け入れ・対応（緊急のサービス利用など） |                                 |
| 専門性（基幹相談支援センターの活用など）     |                                 |
| 地域の体制づくり（コーディネーターの設置など）  |                                 |

※地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築しようとするもの。

問13 八千代市の障害福祉施策に関するご意見、ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れ、8月8日(火)までに郵便ポストにご投函ください。（切手を貼る必要はありません。）

**第5期障害福祉計画策定に係る調査票（事業者用）**

貴事業所の概要について、差し支えない範囲でご記入ください。

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 事業所の名称  |   |       |
| 事業所の所在地                                       |   |       |
| 事業所の職員数                                       | 名（常勤  | 名・非常勤 |
| 運営主体名   |   |       |
| 運営主体の形態                                       | 1. 社会福祉法人                      4. 特定非営利活動法人（NPO法人）<br>2. 医療法人                            5. 株式会社・有限会社<br>3. 財団法人・社団法人            6. その他（                      ） |       |
| 本調査に関する連絡先                                    | 担当者名  |       |
|   | 電話番号  |       |
| 貴事業所で実施しているサービス提供量全体のうちで、障害のある人に対するサービスが占める割合 |   | %程度   |

問1～問5については、運営主体が行う障害福祉サービス（各種相談支援、児童通所支援を含む。）について、その種類ごとに、次頁（A3版）へ回答をご記入ください。

問1 次頁（A3版）参照

※問1～問5は、法人に関する情報を含むため、回答結果を表示していません。

問2 貴事業所の平成28年度の収支をお聞きます。（1つに○）

|              |             |          |
|--------------|-------------|----------|
| 1. 黒字だった     | 3. 赤字だった    | 5. わからない |
| 2. ほぼ収支が均衡した | 4. 大幅な赤字だった |          |

問3 貴事業所を運営していく上で問題となっていることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

|                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 職員の確保が難しい        | 8. 収益の確保が難しい                    |
| 2. 職員の待遇改善ができない     | 9. 運転資金の調達に難しい                  |
| 3. 職員のスキル向上が難しい     | 10. 他の事業者との連携が不十分               |
| 4. 職員数に比して事務作業量が多い  | 11. 行政との連携が不十分                  |
| 5. 施設・設備の改善が難しい     | 12. 地域の理解を得るのが難しい               |
| 6. 制度改正などへの対応が難しい   | 13. 特にない                        |
| 7. 定員に見合う利用者の確保が難しい | 14. その他（                      ） |

問6 貴事業所におけるサービスの質の評価に関する取組みについてお聞きます。

（それぞれの項目ごとに○を記入してお答えください。） n=12

| 区分              | 定期的実施・受けている | 今後、実施・受ける予定である | 検討中である   | 実施・受ける予定はない | 無回答     |
|-----------------|-------------|----------------|----------|-------------|---------|
| (1) サービスの質の自己評価 | 66.7%(8)    | 0.0%(0)        | 25.0%(3) | 0.0%(0)     | 8.3%(1) |
| (2) 利用者からの評価    | 33.3%(4)    | 8.3%(1)        | 33.3%(4) | 16.7%(2)    | 8.3%(1) |
| (3) 第三者評価       | 16.7%(2)    | 8.3%(1)        | 58.3%(7) | 8.3%(1)     | 8.3%(1) |

次は問6-1へ

問6-1 (問6 (3) 第三者評価で「4」とお答えの方へ) その理由をお答えください。

（あてはまるものすべてに○） n=1

|                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 費用がかかりすぎる 0.0%(0) | 3. 対象になっていない 0.0%(0)                     |
| 2. メリットを感じない 0.0%(0) | 4. その他（                      ） 100.0%(1) |
| 無回答 0.0%(0)          |  |

問7 次の項目について、貴事業所の対応状況をお答えください。

（それぞれの項目ごとに○を記入してお答えください。また、「行っていない」に○をつけた場合は、理由を簡潔に記載してください。） n=12

| 区分      | 行っている                                | 行っていない    | 無回答     | 「2 行っていない」場合の理由 |  |
|---------|--------------------------------------|-----------|---------|-----------------|--|
| 対応      | ① 苦情・相談の把握・対応                        | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ② 苦情の原因分析とサービスへのフィードバック              | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(0)         |  |
| 事故等への対応 | ③ サービス提供時の事故発生に対する対応マニュアルの整備         | 81.8%(10) | 9.1%(1) | 9.1%(1)         |  |
|         | ④ サービス提供時の事故発生に対する原因分析とサービスへのフィードバック | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(0)         |  |

問4 平成28年度に比べて、貴事業所における今年度の新規のサービス提供依頼者数の動向を回答ください。（1つに○）

|             |          |             |
|-------------|----------|-------------|
| 1. かなり増えている | 3. 変わらない | 5. かなり減っている |
| 2. 増えている    | 4. 減っている |             |

次は問5へ

問5 (問4で「1」、「2」とお答えの方へ) サービス提供依頼者数には対応できていますか。（1つに○）

|                           |
|---------------------------|
| 1. 対応できている                |
| 2. 対応できていない（断っている）ことが時々ある |
| 3. 対応がまったくできない状況にある       |

| 区分      | 行っている                        | 行っていない    | 無回答     | 「2 行っていない」場合の理由 |  |
|---------|------------------------------|-----------|---------|-----------------|--|
| 事故等への対応 | ⑤ 感染症予防や発生時の対応マニュアルの整備       | 81.8%(10) | 9.1%(1) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑥ 感染症予防対策                    | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑦ 災害時対応マニュアルの作成              | 81.8%(10) | 9.1%(1) | 9.1%(1)         |  |
| 職員教育・研修 | ⑧ サービス提供者としての基本姿勢・基本理念の徹底・教育 | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑨ 職員のマナーやコミュニケーション技術の教育      | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑩ 職員の支援技術の向上に関する研修参加         | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
| 契約      | ⑪ 利用者への重要事項等の適切な説明           | 81.8%(10) | 9.1%(1) | 9.1%(1)         |  |
| 職員教育・研修 | ⑫ 個人情報の管理と保護の徹底              | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑬ 福祉制度等に関する最新情報の取得           | 90.9%(11) | 0.0%(0) | 9.1%(1)         |  |
|         | ⑭ 事業所の情報公開への取り組み             | 81.8%(10) | 9.1%(1) | 9.1%(1)         |  |

問8 貴事業所では、サービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○） n=12

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 1. 量的に、利用者の希望通りに提供できていない 41.7%(5)             | 4. 利用者や家族とのコミュニケーションが難しい 0.0%(0) |
| 2. 質的に、利用者の希望通りに提供できていない 33.3%(4)             | 5. 困難事例への対応が難しい 50.0%(6)         |
| 3. 契約やサービス内容の説明が、利用者や家族に十分に理解していただけない 0.0%(0) | 6. 休日や夜間の対応が難しい 33.3%(4)         |
| 7. 変更やキャンセルが多い 0.0%(0)                        | 8. 苦情やトラブルが多い 0.0%(0)            |
| 無回答 8.3%(1)                                   |                                  |

問9 貴事業所では、サービス利用について、利用者やご家族の方からどのような相談や苦情を受けることがありますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 1. サービスの質や内容に関すること 41.7%(5)              | 5. サービス利用等の手続に関すること 41.7%(5) |
| 2. 従事者(サービス提供者)の態度や言葉づかい等に関すること 25.0%(3) | 6. 制度やサービスの説明に関すること 50.0%(6) |
| 3. 従事者(サービス提供者)の介護技術に関すること 16.7%(2)      | 7. 事故やその後の対応に関すること 33.3%(4)  |
| 4. サービス提供に係る他機関との連携等に関すること 33.3%(4)      | 8. 重要事項説明や契約に関すること 0.0%(0)   |
|  | 9. 情報管理に関すること 0.0%(0)        |
|  | 10. 利用料に関すること 33.3%(4)       |
|  | 11. その他 ( ) 8.3%(1)          |
|  | 無回答 8.3%(1)                  |

問10 利用者やご家族の方から貴事業所に寄せられた苦情に対して、どのような対応をされましたか。

問11 サービス提供事業者や行政等、他機関との連携に支障が生じるのは主にどのようなときですか。

問12 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1. 内部の研修や講習会の開催 91.7%(11)     | 8. 事業者独自の評価の実施 41.7%(5)   |
| 2. 外部の研修や講習会への職員の派遣 91.7%(11) | 9. 利用者による評価の実施 33.3%(4)   |
| 3. 職員の自主学習への支援 75.0%(9)       | 10. 第三者機関による評価の実施 0.0%(0) |
| 4. 困難事例のケース検討会などの開催 83.3%(10) | 11. 事故防止対策の立案 50.0%(6)    |
| 5. サービス提供マニュアルの作成 25.0%(3)    | 12. 利用者への説明の徹底 66.7%(6)   |
| 6. 緊急時マニュアルの作成 66.7%(8)       | 13. 特になし 0.0%(0)          |
| 7. 苦情や相談の受付体制の整備 75.0%(9)     | 14. その他 ( ) 8.3%(1)       |
|                               | 無回答 8.3%(1)               |

問16 貴事業所では、利用者やご家族からの意見や苦情等を取り入れるために、どのような工夫をしていますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 1. 利用者・ご家族との面談を行う 100.0%(12) | 4. アンケートを実施している 66.7%(8) |
| 2. 保護者会・懇談会等を行う 58.3%(7)     | 5. 連絡帳を利用している 50.0%(6)   |
| 3. 意見箱を設置している 50.0%(6)       | 6. その他 ( ) 8.3%(1)       |
|                              | 無回答 0.0%(0)              |

問17 貴事業所では、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法などに伴い、障害のある人の虐待防止に向けて取り組んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|  |
|--|
| 1. 虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している 58.3%(7)                   |
| 2. 職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している 75.0%(9)                 |
| 3. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示板等を掲示している 33.3%(4)         |
| 4. 虐待防止に関する責任者を定めている 58.3%(7)                          |
| 5. 虐待事案の発生時の対応方法を具体的に文書化している 50.0%(6)                  |
| 6. 障害のある人やそのご家族、地域の人等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している 66.7%(8) |
| 7. 地域における虐待防止について、事業者間の連携を図っている 33.3%(4)               |
| 8. その他 ( ) 0.0%(0)                                     |
| 無回答 0.0%(0)  |

問18 貴事業所では、平成28年4月から施行された障害者差別解消法に伴い、具体的に取り組んでいることはありますか。

問13 貴事業所では、今後、新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 1. 居宅介護 0.0%(0)            | 14. 就労定着支援 0.0%(0)           |
| 2. 重度訪問介護 0.0%(0)          | 15. 自立生活援助 0.0%(0)           |
| 3. 同行援護 0.0%(0)            | 16. 共同生活援助(グループホーム) 16.7%(2) |
| 4. 行動援護 0.0%(0)            | 17. 施設入所支援 0.0%(0)           |
| 5. 重度障害者等包括支援 0.0%(0)      | 18. 相談支援事業 8.3%(1)           |
| 6. 自立生活援助 0.0%(0)          | 19. 訪問入浴サービス 0.0%(0)         |
| 7. 生活介護 16.7%(2)           | 20. 移動支援 0.0%(0)             |
| 8. 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 0.0%(0) | 21. 日中一時支援事業 0.0%(0)         |
| 9. 就労移行支援 0.0%(0)          | 22. 地域活動支援センター 0.0%(0)       |
| 10. 就労継続支援(A型) 0.0%(0)     | 23. 児童発達支援 0.0%(0)           |
| 11. 就労継続支援(B型) 8.3%(1)     | 24. 放課後等デイサービス 0.0%(0)       |
| 12. 療養介護 0.0%(0)           | 25. 保育所等訪問支援 0.0%(0)         |
| 13. 短期入所(ショートステイ) 25.0%(3) | 26. 検討していない 41.7%(5)         |
|                            | 無回答 16.7%(2)                 |

問14 貴事業所では、新規サービスに参入する上で、課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 新たな職員の確保 66.7%(8)        | 5. 施設や事業所の確保 66.7%(8) |
| 2. 障害に対応できる職員の能力育成 66.7%(8) | 6. 収益性の確保 50.0%(6)    |
| 3. 新規サービスのノウハウの獲得 66.7%(8)  | 7. 特になし 0.0%(0)       |
| 4. 参入資金の調達 50.0%(6)         | 8. その他 ( ) 8.3%(1)    |
|                             | 無回答 8.3%(1)           |

問15 利用者の権利擁護について実施していることはありますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                                 |
|---------------------------------|
| 1. 弁護士等との連携(成年後見制度) 16.7%(2)    |
| 2. 社会福祉協議会との連携 33.3%(4)         |
| 3. その他第三者機関の利用(具体的に: ) 33.3%(4) |
| 4. 担当者(相談窓口等)の設置 83.3%(10)      |
| 5. その他 ( ) 33.3%(4)             |
| 6. 特になし 0.0%(0)                 |
| 無回答 8.3%(1)                     |

問19 貴事業所では、今後の障害福祉施策について、どのようなことを期待していますか。(あてはまるものすべてに○) n=12

|                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1. 障害のある人の経済的負担の軽減 50.0%(6)    | 7. 事務手続きの簡素化 58.3%(7) |
| 2. 自立支援給付費の見直し 33.3%(4)        | 8. 支給決定方法の見直し 8.3%(1) |
| 3. 地域生活基盤の整備の推進 50.0%(6)       | 9. 災害時への対策 66.7%(8)   |
| 4. 一般就労の推進 33.3%(4)            | 10. 特になし 0.0%(0)      |
| 5. 福祉的就労における工賃の向上 41.7%(5)     | 11. その他 ( ) 0.0%(0)   |
| 6. 優先調達推進法に基づく優先調達の推進 41.7%(5) | 無回答 8.3%(1)           |

問20 八千代市の障害福祉施策に関するご意見、ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れ、8月10日(木)までに郵便ポストにご投函ください。(切手を貼る必要はありません。)



八千代市第5期障害福祉計画  
八千代市第1期障害児福祉計画  
【平成30年度～平成32年度】

---

平成30年3月

発行 八千代市  
編集 八千代市 健康福祉部 障害者支援課  
〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5  
TEL：047-483-1151（代）  
FAX：047-483-2665









